

平成24年3月那賀町議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 平成24年3月6日（火）

招集場所 那賀町役場本庁舎3階議場

出席議員 16名

1番	柏木 岳	2番	古野 司	3番	田中 久保
4番	前 耕造	5番	清水 幸助	6番	植田 一志
7番	烝原 廣幸	8番	植北 英徳	9番	株田 茂
10番	吉田 行雄	11番	連記かよ子	12番	福永 泰明
13番	東谷 久男	14番	新居 敏弘	15番	久川治次郎
16番	大澤夫左二				

欠席議員 なし

欠 員 なし

会議録署名議員

10番 吉田 行雄 11番 連記かよ子

議会事務局

局長 福多 士郎 書記 司 るり

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	坂口 博文	副 町 長	稲澤 弘一
教 育 長	尾崎 隆敏	総 務 課 長	峯田 繁廣
出 納 室 長	露元 邦彦	相 生 支 所 長	石本 晴良
上那賀支所長	横山 尚純	木 沢 支 所 長	井本 和行
木 頭 支 所 長	平川 博史	教 育 次 長	吉岡 敏之
税 務 課 長	後藤 交峰	住 民 課 長	大下 雅子
健康福祉課長	鶴澤 守	建 設 課 長	平川 恒
農業振興課長	中田 昌一	林業振興課長	山本 賢明
企画情報課長	岡川 雅裕	環 境 課 長	樫本 正史
地域防災課長	西本 安廣	ケーブルビ課長	岩本 泰和
商工地籍課長	新居 宏		

議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 議案第 1 号 那賀町暴力団排除条例の制定について

議案第 2 号 那賀町役場支所設置条例の一部改正について

議案第 3 号 那賀町乳幼児等医療費の助成に関する条例の全部改正について

議案第 4 号 那賀町介護保険条例の一部改正について

議案第 5 号 那賀町地域優良賃貸住宅条例の一部改正について

議案第 6 号 那賀町営住宅条例の一部改正について

議案第 7 号 那賀町代替バス運行に関する条例の一部改正について

議案第 8 号 那賀町使用料条例の一部改正について

議案第 9 号 那賀町公民館条例の一部改正について

議案第 10 号 那賀町図書館条例の一部改正について

議案第 11 号 那賀町営残土処理場条例の一部改正について

議案第 12 号 平成 23 年度那賀町一般会計補正予算（第 6 号）について

議案第 13 号 平成 23 年度那賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について

議案第 14 号 平成 24 年度那賀町一般会計予算について

議案第 15 号	平成 24 年度那賀町国民健康保険事業特別会計予算について
議案第 16 号	平成 24 年度那賀町国民健康保険診療所事業特別会計予算について
議案第 17 号	平成 24 年度那賀町後期高齢者医療特別会計予算について
議案第 18 号	平成 24 年度那賀町介護保険事業特別会計予算について
議案第 19 号	平成 24 年度那賀町簡易水道事業特別会計予算について
議案第 20 号	平成 24 年度那賀町集落排水事業特別会計予算について
議案第 21 号	平成 24 年度那賀町ケーブルテレビ事業特別会計予算について
議案第 22 号	平成 24 年度那賀町財産区事業特別会計予算について
議案第 23 号	平成 24 年度那賀町立上那賀病院事業会計予算について
議案第 24 号	平成 24 年度那賀町工業用水道事業会計予算について
議案第 25 号	那賀町過疎地域自立促進計画の一部変更について
議案第 26 号	那賀町総合交流促進施設（もみじ川温泉）の指定管理者の指定について
議案第 27 号	那賀町総合交流ターミナル施設（四季美谷温泉）の指定管理者の指定について
議案第 28 号	那賀町グリーン・ツーリズム滞在施設（コテージみやこわすれ）の指定管理者の指定について
議案第 29 号	那賀町森林総合利用施設（相生森林文化公園あいいらんど）の指定管理者の指定について
議案第 30 号	那賀町驚敷デイサービスセンターの指定管理者の指定について
議案第 31 号	那賀町相生デイサービスセンターの指定管理者の指定について

	議案第 3 2 号	那賀町木沢デイサービスセンターの指定管理者の指定について
	議案第 3 3 号	グループホーム平野のどかの里の指定管理者の指定について
日程第 4	諮問第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦について
	諮問第 2 号	人権擁護委員候補者の推薦について
	諮問第 3 号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第 5	同意第 1 号	那賀町教育委員会委員の任命について
日程第 6	報告第 1 号	専決処分の報告について (平成 2 3 年度道整備交付金事業 町道海川出原線改良工事 第 1 工区 変更契約)
日程第 7	請願第 1 号	人権侵害救済機関設置法案に反対する意見書提出についての請願書
	陳情第 1 号	電気設備工事・管設備工事の分離発注推進について
	陳情第 2 号	四国地方整備局および各事務所の存続を求める陳情書
	陳情第 3 号	消費税の増税に反対する請願書
日程第 8	議員派遣について	

本日の会議に付した事件 議事日程に同じ

午前１０時００分 開会

○大澤夫左二議長 おはようございます。ただいまの出席議員は１６名であります。

ただいまから、平成２４年３月那賀町議会定例会を開会いたします。

午前１０時００分 開議

○大澤夫左二議長 これより、本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

監査委員から、１２月から２月までに実施した例月出納検査の結果について、お手元に配布のとおり報告書が提出されておりますので御報告いたします。

次に、徳島県町村議会議長会定期総会が去る２月２４日ホテル千秋閣で開催され、冒頭、自治功労者並びに優良町村議会の表彰式が行われました。その席上、町村議会議員１５年以上在職功労者として、東谷久男議員が全国町村議会議長会長表彰を受賞されました。また、町村議会議員１１年以上在職功労者として、古野司議員、吉田行雄議員、連記かよ子議員、福永泰明議員の４名と、町村議会議長として４年以上の私が徳島県町村議会議長会会長表彰を受賞されましたので報告いたします。

次に、町長から、お手元に配布のとおり議案等の提出通知がありましたので、報告いたします。

報告は以上のとおりであります。

これより、本日の日程に入ります。議事日程はお手元に配布のとおりであります。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、議長において吉田行雄君、連記かよ子君の２名を指名いたします。

日程第２、「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から３月２１日までの１６日間としたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○大澤夫左二議長 「異議なし」と認めます。よって、今期定例会の会期は本日から３月２１日までの１６日間と決定いたしました。

日程第３、議案第１号「那賀町暴力団排除条例の制定について」から、議案第３３号「グループホーム平野のどかの里の指定管理者の指定について」までの３３件を議題といたします。

以上３３件について、町長に提案理由の説明を求めます。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口那賀町長。

○坂口博文町長 おはようございます。

本日、ここに平成２４年３月那賀町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には公私とも御多用のところ御参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。

昨年の６月議会で今期の所信を述べさせていただきましたが、それらの状況を含めて平成２４年度の目標を述べさせていただきます。

まず、いつ起きても不思議でない３連動地震対策につきましては、桜谷保育所を除いて、子どもたちの安全・安心のための施設改修は完了をいたしております。桜谷保育所につきましては、現在保護者の方々を含め関係機関と協議し設計が完了しております

ので、最終調整後着工したいと思っております。なお、設計につきましては基本設計でございまして、これにつきましては基本設計に基づいて最終調整を行い、実施設計に入る予定といたしております。それに基づいて調整をして着工をして参りたいと思っておりますので、その点御認識をお願い申し上げます。また、庁舎については、平成24年度に本庁の改築と分庁の改築設計を予算計上させていただきましたので、よろしくお願いをいたします。

救急隊の設置運行につきましては、消防との併設について御提言いただき検討して参りましたが、消防学校が満員で入校できませんでしたので、今後順次研修に参加をさせ、丹生谷消防と人事交流を含め検討をして参ります。

大塚製薬株式会社ワジキ工場の増築工事につきましては、1月末登記完了し、徳島本部長及びワジキ工場長と共に今後の増築予定等について協議を進めております。

次に、林業再生プラン・次世代林業飛躍プロジェクトに対応するための森林管理受託センターにつきましては、平成24年度準備室を設立し、平成25年度から本格運営の予定で進めたいと思っております。特にC・D級材を扱うバイオマス原料・合板・チップ工場等への安定供給体制を整えるためには、価格に対する搬出コストの削減が課題であり、施業の集約化のみで解決しない問題もあると思いますが、平成24年度中に林業活性化推進協議会においても充分協議をしていただき、解決策を見いだして参ります。

また、BTLプラント及び相分離プラントにつきましては、3月23日本町において相分離プラントの運転稼働に併せて検討会を開催し、実用化に向けて稼働の予定であります。また、5月頃に企業等を含め関係機関に出席をしていただき那賀町においてシンポジウムを開催することにいたしておりますので、町内からの多数の参加をしていただくよう御案内をさせていただきます。

なお、本庁・分庁・支所の耐震改築に併せて、救急隊・森林管理受託センターの設置と施設の増改築及び人員配置においては、これまで適正な定員管理に努めて参りましたが、合併8年目を迎え旧町村ごとの職員数が分散傾向になり、機構の再編改革に取り組まざるを得ない状況下にあります。平成24年度以降においては、行政サービスの低下に繋がらない再編改革について、議会の皆さん方の御意見を拝聴しながら、住民の御理解をいただき慎重に検討して参りたいと考えております。

次に、社会保障と税の一体改革関連施策につきましては平成24年2月17日閣議決定されましたが、特に医療・介護関連は那賀町にとりましても喫緊の課題であります。後期高齢者医療・国保・介護の保険料の引上げを含め厳しい状況下にあります。安心して医療・介護が受けられるよう、一般財源の補填が可能な限り充当して安心して医療・介護が受けられるよう努めて参りますが、見直し関連法案の早期に成立をしていただくことを望んでおります。

また、医師確保につきましては、去る2月27日第3回徳島県地域医療対策協議会において、平成23年度から平成27年度までの徳島県へき地保健医療計画が承認・策定され、医師派遣調整部会において、昨年度と同数の医師が那賀町に派遣されることが決まりました。今後の医師確保においても、徳島県地域医療支援センター運営会議の中で、地域医療の安定的な確保に提言をして参りたいと思っております。

また、阿南・那賀・美波３市町の定住自立圏共生ビジョン等に基づき、医療の連携は勿論、子育て支援・鳥獣害対策・観光圏域形成等、広域的な見地からも取り組んで参りたいと思っております。なお、平成２４年４月から、阿南火葬場使用料については半額負担の４万円で承認をいただいております。

次に、ごみ焼却場の候補地につきましては、正式な候補地の応募はございませんでしたが調査地候補としては数地域からありましたので、理解が得られるかどうかを含めて御相談をさせていただきたいと思っております。

焼却場に関連をして、各方面より「震災の安全ながれき処理」に関するアンケート等によりいろいろ問い合わせがございますが、全国で分かち合って処理することには異はございませんが、がれきの詳細・処理費用負担は勿論でございますが、受入れたとしても那賀町として処理施設が未整備のため対応ができかねると思っております。先日報道もされましたが、今後詳細が示された時点で町としての対応を議会の皆様方と共に協議して参りたいと思っております。

今後、震災・原発の早期復興を願う中で、国・県の財政が一段と厳しい状況下が想定されますが、安心・安全な那賀町に住んでいてよかったと思える町づくりのために、医療・介護、子育て支援と雇用の確保による定住対策、農林業の振興策に最善を尽くして参りますので、御協力をお願い申し上げ、提案理由の説明をさせていただきます。

３月議会に提案いたします案件は、条例の制定１件・条例の一部改正１０件・過疎地域自立促進計画の変更１件・指定管理者の指定８件・人事案件４件・平成２３年度補正予算２件・平成２４年度当初予算１１件の、合わせて３７件について御審議いただくものでございます。その他専決処分の報告が１件ございます。

以下、議事日程の議案番号順に御説明を申し上げます。

議案第１号は「那賀町暴力団排除条例の制定について」であります。これは、警察からの要請により那賀町から暴力団を排除する条例を制定するものです。

議案第２号は「那賀町役場支所設置条例の一部改正について」であります。同条例で支所に設置している「住民福祉室」及び「環境室」を「地域振興室」に統合するものです。

議案第３号は「那賀町乳幼児等医療費の助成に関する条例の全部改正について」であります。本年３月で期限の切れる「１２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの者」の医療費助成制度を、本年４月以降も継続するものです。

議案第４号は「那賀町介護保険条例の一部改正について」であります。高齢者保健福祉計画及び第Ⅴ期介護保険事業計画に基づき、平成２４年から平成２６年度までの３か年の介護保険料を改正するものです。保険料は基準額で月７２０円の引上げになりますが、介護保険給付費の見込額の増により国の基準に照らし算定したものであります。介護保険料は引上げとなりますが、今後、在宅福祉などのサービスの充実を図っていきたいと考えております。

議案第５号は「那賀町地域優良賃貸住宅条例の一部改正について」であります。改正の主な内容は、同条例に本年４月末に完成予定の相生地区の「新王子原団地」を加えるものです。

議案第６号は「那賀町営住宅条例の一部改正について」であります。地方分権一括

法により公営住宅の入居資格者の要件が緩和されたことに従い、同条例を改正するものです。

議案第7号は「那賀町代替バス運行に関する条例の一部改正について」であります。これは、同条例において運行区間の表記方法を変更したことに伴う改正です。

議案第8号は「那賀町使用料条例の一部改正について」であります。町の一部の体育施設で町内住民と町外で差を付けていたものを、定住自立圏協定に基づき、阿南市と美波町の住民についても町内と同等に扱うこととするものです。

議案第9号は「那賀町公民館条例の一部改正について」であります。地方分権一括法による改正で、公民館運営審議会委員の委嘱方法についての改正です。

議案第10号は「那賀町図書館条例の一部改正について」であります。これも地方分権一括法による改正で、図書館運営協議会委員についての規定を変更するものであります。

議案第11号は「那賀町営残土処理場条例の一部改正について」であります。条例から「下モ屋地残土処理場」に関する事項を削除、「出羽残土処理場」に関する事項を加えるものです。

議案第12号は「平成23年度那賀町一般会計補正予算(第6号)について」であります。既定の予算額に歳入歳出それぞれ734,942千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,084,107千円とするものです。

歳出の主なものでは、総務費で、財政調整基金、減債基金及び町有施設整備等まちづくり基金にそれぞれ3億円、防災対策等まちづくり基金に1億円の、合わせて10億円を積立金として計上いたしました。また、今年度、ふるさと納税として数名の方から寄附をいただいたり寄附の申出がありましたので、そのお金を基金として積み立てます。総額1,440千円となる予定です。

民生費では、国民健康保険特別会計繰出金の戻入れなどで83,863千円を減額しました。

農林水産業費では、森林整備加速化・林業飛躍事業費など合わせて107,934千円を減額しました。

災害復旧費では、林道災害復旧費や公共土木施設災害復旧費など合わせて41,914千円を減額しました。

歳入では、国庫支出金・県支出金を減額し、積立金などの財源として繰越金840,613千円を充当しました。

繰越明許費として、まちづくり交付金事業費、道整備交付金事業費、地方道路整備事業費、社会資本整備総合交付金事業費及び公共土木施設災害復旧事業費など、総額で793,795千円が平成24年度に繰越されます。

地方債補正として、過疎対策事業債などの限度額を変更します。

議案第13号は「平成23年度那賀町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について」であります。既定の予算額に歳入歳出それぞれ21,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,337,792千円とするものです。

歳入では、国保財政調整基金110,000千円を繰入れ、一般会計からの繰入金を戻入れ89,000千円とし、歳出では保険給付費に21,000千円を計上しまし

た。

議案第14号は「平成24年度那賀町一般会計予算について」であります。歳入歳出予算の総額は、対前年度比で5.2%減少の9,477,800千円と定めるものです。

歳出を前年度と比較しますと、議会費は議員共済負担金などで約10,000千円の減少、総務費では、役場本庁舎耐震工事及び相生分庁舎耐震改修設計約293,000千円を計上した一方、まちづくり交付金事業費の減少などで、約32,000千円の減少となっています。

民生費では、昨年度計上していた中山の特別養護老人ホームへの補助などが今年は計上がないため、約83,000千円の減少となりました。

衛生費では、昨年度まで計上していた汚泥再生処理センター建設事業費関連の計上がなくなったため、807,000千円の減少となっています。

農林水産業費は、森林管理受託センター準備室設置やその事業費の増加、道整備交付金事業費、美しい森づくり基盤整備交付金事業費などの計上により約281,000千円の増加、商工費では20,000千円の減、土木費は道路維持費などの増加により68,000千円の増加となっています。

消防費では、上流地区へ配備する救急隊の経費や防災無線デジタル化基本設計委託料などで約108,000千円の増加、教育費では小学校管理費や体育施設の修繕工事費等により、約39,000千円の増加となっています。

災害復旧費では、応急工事費の計上により17,000千円の増となり、地方債の償還を行う公債費は、約83,000千円の減額となっています。

歳入としては、町税872,617千円、地方交付税49億円、分担金及び負担金166,896千円、使用料及び手数料218,532千円、国庫支出金433,004千円、県支出金974,876千円、繰入金449,667千円、町債986,400千円などを充当いたしました。

また、第2表地方債では、過疎対策事業債などの借入限度額を定めています。

議案第15号は「平成24年度那賀町国民健康保険事業特別会計予算について」であります。予算の総額を歳入歳出それぞれ1,368,384千円と定めるもので、対前年度比5.5%の増加です。

議案第16号は「平成24年度那賀町国民健康保険診療所事業特別会計予算について」であります。予算の総額を歳入歳出それぞれ451,070千円と定めるもので、対前年度比8.9%の減少です。

議案第17号は「平成24年度那賀町後期高齢者医療特別会計予算について」であります。予算の総額を歳入歳出それぞれ160,268千円と定めるもので、対前年度比13.2%の増加です。

議案第18号は「平成24年度那賀町介護保険事業特別会計予算について」であります。予算の総額を歳入歳出それぞれ1,540,000千円と定めるもので、対前年度比5.5%の増加です。

議案第19号は「平成24年度那賀町簡易水道事業特別会計予算について」であります。予算の総額を歳入歳出それぞれ127,369千円と定めるもので、対前年度比

５％の増加です。

議案第２０号は「平成２４年度那賀町集落排水事業特別会計予算について」であります。予算の総額を歳入歳出それぞれ１３７，９５０千円と定めるもので、対前年度比２６．２％の減少です。

議案第２１号は「平成２４年度那賀町ケーブルテレビ事業特別会計予算について」であります。予算の総額を歳入歳出それぞれ１０６，５４９千円と定めるもので、対前年度比４．９％の減少です。

議案第２２号は「平成２４年度那賀町財産区事業特別会計予算について」であります。予算の総額を歳入歳出それぞれ４４６千円と定めるもので、前年度と同額です。

議案第２３号は「平成２４年度那賀町立上那賀病院事業会計予算について」であります。収益的収入及び支出を６３５，３４０千円、資本的収入及び支出を３９，６９７千円とするものです。

議案第２４号は「平成２４年度那賀町工業用水道事業会計予算について」であります。収益的収入及び支出を２９，９３５千円、資本的支出を１８，４７４千円とするものです。

議案第２５号は「那賀町過疎地域自立促進計画の一部変更について」であります。これは、現在の計画に事業の追加、変更を行うものです。

議案第２６号から議案第３３号は各施設の「指定管理者の指定について」であります。議案第２６号は「那賀町総合交流促進施設(もみじ川温泉)」について、議案第２７号は「那賀町総合交流ターミナル施設(四季美谷温泉)」について、議案第２８号は「那賀町グリーン・ツーリズム滞在施設(コテージみやこわすれ)」について、議案第２９号は「那賀町森林総合利用施設(相生森林文化公園あいあいランド)」について、議案第３０号は「那賀町驚敷デイサービスセンター」について、議案第３１号は「那賀町相生デイサービスセンター」について、議案第３２号は「那賀町木沢デイサービスセンター」について、議案第３３号は「グループホーム平野のどかの里」について、それぞれ那賀町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の規定により指定管理者として指定したいので、議会の議決を求めるものです。

以上、上程いたしました議案３３件につきまして御審議いただき、全議案とも御承認賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

どうかよろしくお願いを申し上げます。

○大澤夫左二議長 この際、議事の都合により休憩いたします。

午前１０時２７分 休憩

午後０３時０３分 再開

○大澤夫左二議長 休憩前に引き続いて、会議を開きます。

これより議案第１号から議案第３３号までの一括質疑を行います。なお、これらの議案は各常任委員会へ付託の予定となっておりますので、所管分以外の議案について理事者への質疑等を行っていただきたいと思います。

質疑のある方はどうぞ。

○前耕造議員 議長。

○大澤夫左二議長 前耕造君。

○前耕造議員 ページが38ページ、平成24年度一般会計予算なんですけれども、19節のもんてこい丹生谷運営委員会、これ3百万円の平成24年の予算となっておりますが、これ昨年に比べて1百万円の増額と思いますが、詳しい説明をお願いします。

○岡川雅裕企画情報課長 議長。

○大澤夫左二議長 岡川企画情報課長。

○岡川雅裕企画情報課長 もんてこい丹生谷につきましては、昨年大阪のほうへ出て行って事業を実施して参りました。今、まだ来年度の、平成24年度の開催場所っていうのははっきり決まってないのですが、一応また集大成的なことで東京のほうへ出てはどうかという腹案を持っております。ですから、そういうことを加味しまして、前回、前年2百万円だったのですが、今年度は1百万円追加をして3百万円で実施したいということで考えております。

もし、仮に開催場所が変わって徳島市とか地元とかいう風な形になりますと、それに見合うような形の予算になって減額ということを考えております。ですから、もう少し実施、委員会のほうで場所のほうを決めますまで、開催場所については御理解をいただきたいと思います。

○前耕造議員 議長。

○大澤夫左二議長 前君。

○前耕造議員 開催場所が決まっていないということで、一番遠いところの場所という予算の枠取りと捉えての説明でありました。

これ、町民の間ではいろんな多様な意見がありますので、十分運営委員会のほうでも議論して、開催場所なり、あるいはせっきくの補助ですので十分活用できますことを議論されるようお願いを申し上げて、質疑を終わります。

○株田茂議員 はい。

○大澤夫左二議長 株田君。

○株田茂議員 平成24年度予算の中で33ページ、総務一般管理費の中でね、パソコン購入費が3百万円計上されておるんですけど、これ何台購入予定かお聞きしたいと思います。

○峯田繁廣総務課長 議長。

○大澤夫左二議長 峯田総務課長。

○峯田繁廣総務課長 一応40台、デスクトップ20台ぐらいとノート20台ぐらいで40台を調達したいと、40台以上を調達したいと思っています。

○株田茂議員 議長。

○大澤夫左二議長 株田君。

○株田茂議員 それに関してですけども、パソコンは単なる入れ物で、それに対してソフトが入っておると思うんですね。多分これ全部オフィスソフトを入れるんじゃないかと思うんですけども、その辺はどうなんですか。

○峯田繁廣総務課長 議長。

○大澤夫左二議長 峯田総務課長。

○峯田繁廣総務課長 はい、現在のところは大体マイクロソフト社のソフトを入れてお

ります。ただ、フルセットでなくて、その人の必要に応じて、例えばエクセルとワードだけあったら仕事ができる人はエクセルとワードだけ、それ以外にアクセスとかパワーポイントとかを使う人はやっぱりそういうソフトを入れてと、臨機応変にやっております。

○株田茂議員 議長。

○大澤夫左二議長 株田君。

○株田茂議員 機械によって変えられるということなんですけども、大体オフィスソフトがフルセットで30千円ぐらいするんですよね。最近無料のソフトが出ておるんですね。リブレオフィスとか、そういった事務所用のソフトが無償で提供されておるんです。これ、全国での自治体でも導入されております。四国では四国中央市がそういうのを入れております。それから大阪、それから愛知県豊川市とか、国内の各自治体で入れておるんですね。それが全て無料で導入できるということで、そういったソフト代がただになればですね、今回これ40台、全て入れなくても何十万円かは安くなるんじゃないかと。

それから、多分那賀町の関係でトータルで言えば何百台かあるんですけれども、順次そういうように入替えをしていけばですね、それだけ安く調達できるということになるかと思うんですが、いかがでしょうか。

○峯田繁廣総務課長

○大澤夫左二議長 峯田総務課長。

○峯田繁廣総務課長 非常にパソコンにお詳しいとお見受けしましたが、そのとおりで、今フリーのソフトがあるので導入しているところもあるんです。那賀町のパソコンも、今後は随時そういうのも検討していきたいと、まさに検討しております。

以上です。

○株田茂議員 はい。

○大澤夫左二議長 株田君。

○株田茂議員 全国にそういうように利用している自治体も広がっておりますのでね、是非那賀町もそういうものを利用して、安く調達できるようにしていただきたいと思います。

それと、やはりパソコンに関してなんですけども、38ページの電算管理費の中で、ウィルスバスターサポート更新料ということで1,480千円計上しております。それから、それぞれほかのところでもウィルスソフトの導入料ということで入れております。大体私が見たところ、ざっと3百万円ぐらい今回計上しておるわけなんです。

これに関しましても、今回ジャストシステムが無料のそういったウィルスソフトを出しておるわけなんです。ジャストシステムがちょっとそのソフトの中に広告を入れておって、そのため無料にしておるんですけども、そういうものも検討を是非していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○岡川雅裕企画情報課長 議長。

○大澤夫左二議長 岡川企画情報課長。

○岡川雅裕企画情報課長 すみません、勉強不足で。ジャストの分については今後見せていただいて、十分使用に耐え得るかどうかという話の中で検討したいと考えており

ます。

○株田茂議員 議長。

○大澤夫左二議長 株田君。

○株田茂議員 ジャストシステムのホームページを見ていただいたらですね、そういったインターネットセキュリティのことも載っておりますし無償で使えるので、これに載っておる、うちが計上しておるウィルスバスターとも全く遜色のない内容になっておりますのでね、是非検討していただいて、少しでも予算は少なくするように検討願いたいと思います。

○吉田行雄議員 議長。

○大澤夫左二議長 吉田君。

○吉田行雄議員 建設課長にお尋ねをいたします。先ほどの説明の中で、鉢久保線につきましてですね、2100万円の設計委託料だったと思うんですが、それで工事請負費が900万円ぐらいだったので、これ、前倒しか何かの設計が入っておるのかその辺をちょっとお伺いしたいのと、あとどのくらいの工期で開通するのもお伺いをしたいと思います。

それともう1点、木沢支所長にお伺いをしますが、町道出羽線、今回4800万円ぐらい出てるんですが、具体的な場所がどこからどこまでという辺りをお伺いをしたいと思います。

○平川恒建設課長 議長。

○大澤夫左二議長 平川建設課長。

○平川恒建設課長 鉢久保線でございますが、今回の測量設計費の部分につきましては、400mの部分、町道で計画を予定しております。その部分は、両サイド、鉢久保側から林道が来ておりまして、松久保側からも林道で、現在林道の繰越分で実施する予定でございます。その間の繋がり部分の部分が400mということで町道で繋げるという部分で、その400mの詳細設計の費用で委託料で組んでおります。

その工事費ですが、鉢久保側から林道がずっと降りてくるんですが、その部分で、林道の終点部分、それが林道の計画の区間があるんですが、それが全部仕上がらないというようなことで、その繋げる部分について工事費を計上しております。

それで、あとの繋がる見通しでございますが、詳細設計が終わっていないということで、見通し、いつからいつまでにということは今回答えできませんが、現在繰越部分でのボーリング調査、地質の調査をしております。その地質の調査が非常に悪いというようなこともあって、メーター単価がかなり高くなるのではないかなという予測はしております。

ちょっと早急に繋げないといかんというような認識はしておりますが、そこらの詳細設計が完了した段階であとの見通しというものはお話しできるのでないかと思っております。

以上です。

○井本和行木沢支所長 議長。

○大澤夫左二議長 井本木沢支所長。

○井本和行木沢支所長 ただいまの質問の件ですが、出羽線ですが、全体計画は櫛小屋

から森谷ということで長いんですが、来年度ですね、うちの支所のほうでも残土場がですね、今の残土場がほぼ満杯ということで需要が出てますので、その残土処理をですね、優先的に考えまして、その残土が処理できる工区ということでですね、来年度は井上さん宅、家のですね、下側と言うんですか、井上さんの作業小屋がありますよね、家の下に。その前のですね、ちょうどヘアピンになるんですが、さこのですね、前へかなり出るんですが、田んぼの中、その部分をですね、優先的に改良工事をしましてですね、できれば残土がですね、おおよそ5, 000～6, 000 m³入るんですが、それを有効的にですね、使いながら改良を進めるという方向で本課のほうにはお願いしております。

以上です。

（吉田行雄議員「終わります。」と呼ぶ。）

○前耕造議員 議長。

○大澤夫左二議長 前君。

○前耕造議員 平成24年度一般会計の最後のほうに、124ページなんですけれども、「職員の手当の内訳」という欄があります。そこで、前年度と平成24年度と比較しますと、住居手当で約3,600千円の増、それから期末手当で8,100千円の増、勤勉手当で4,200千円の増、そして宿日直手当なんですけれども、前年度が10,731千円が、平成24年度は、本年度は40,836千円ということで、宿日直手当が約30,100千円も増になっております。

これは、特に宿日直手当については、これは上流の救急体制10名の手当が多いと思いますが、内容について詳しく説明をお願いします。

○峯田繁廣総務課長 議長。

○大澤夫左二議長 峯田総務課長。

○峯田繁廣総務課長 前議員さんの御質問でございます。増になっている主な理由は、上流救急隊の職員10名が増えたということが主な理由で、この98ページに上流救急隊の予算、給料・手当をまとめて記述しております。

それで、まず1か所だけちょっと訂正なんですけれども、この予算書を見ていただきますと、時間外手当が30,000千円で宿直手当を10,000千円と組んでおります。これを集計するときに、ちょっと宿直手当と時間外がこの124ページの表を見比べていただきますと、宿直手当が30,000千円増えています、宿直手当で増えるのは10,000千円です。なので、宿直手当の本年度分は40,836千円ではなくて20,836千円になります、20,836千円。時間外が27,032千円ではなくて47,032千円です。

いずれにしても、宿直手当に10,000千円、時間外に30,000千円を組んでおります。これは、内容といいますのは、その職員に支払う宿直手当であったり時間外、時間外がかなり多く発生します。その職員の勤務というのは、16時間程度勤務してあと帰ってというような交代になるので、8時間を越えた分は時間外という考え方に、あるいは宿直・日直というような考え方になるということで、そういう手当で支払うというところで非常に増えるということになります。

以下、ほかの手当もそこと見比べていただいたら、むしろ総額としてそれ以外の職

員としては減っているようなところもあります。扶養手当は、ここも救急隊の分であれば1,300千円増えています。ただ全体では2,000千円と、これは扶養の状況によって増えたり減ったりするので、今年はそうなっていると。例えば住居手当は3,600千円増えています。救急隊の分で3,200千円既に増えるので、それ以外の分では400千円しか増えていないと。むしろ通勤手当はここで1,600千円増えているけれども全体ではむしろ減っているとか、いろいろ凹凸がありますので、これは職員の毎年の状況とかそういうのによって多少増減はあります。

ただ、大きく増えた要因は、10人の救急隊が増加したということで御理解をお願いいたします。

○前耕造議員 議長。

○大澤夫左二議長 前君。

○前耕造議員 分かりましたが、やっぱり数字の辺りは指摘されて訂正するというのでなしに、予算書ですのでね、議会へ提出、十分間違いないのか検討してから提出してください。

よろしくをお願いします。

○植北英徳議員 議長。

○大澤夫左二議長 植北君。

○植北英徳議員 ちょっとお尋ねいたします。林業費ですが、林道の維持管理についてちょっとお尋ねしたいと思います。

昨年、竹ヶ谷地区で災害が起きまして、ちょっと住民、その地域の住民さんからではないんですが、林道の維持管理が割かし前に比べてちょっと悪いと。今度2百万円ぐらい増えて24百万円ぐらいになっておるんですが、できたら維持管理費はある程度上げておいて即対応できるような形で。

私もこの間ちょっとそういう意見を聞いたので、幹線の白ヶ谷線をずっと上勝まで通ってみると、やっぱり側溝が埋まって災害になるような危険箇所がもう多数見受けられるので、そこらこれからの管理も含めて地域にある程度、今度県のほうは地域の団体に任せるとかいうようなことも広報で言うておりましたが、そこらも含めて町が十分管理できないのであれば、その地域の人にある程度責任を持ってもらうというような形でも取るか、災害が起きないような管理方法を。

それで維持管理費はできるだけ多く取って、即対応できるような形で、今のまま置いておいたらもし大雨が降ったら多分災害がまた起きる可能性があると思うので、そこら十分お願いしたいと思います。

それと、今度の林業の管理センターのことで、今現在、今度林業の推進協議会に入っている方の、私ちょっと名簿が欲しいと思うので、またあとでちょっとお願いしたいと思います。

○山本賢明林業振興課長 議長。

○大澤夫左二議長 山本林業振興課長。

○山本賢明林業振興課長 1つは維持管理の件です。これ相生地区でよくね、林業をと言うか側溝整備とか、側溝の土砂を除けたりその畦の草を刈ったりやいうので、相生町時代に賃金をお支払いして地域の皆様方にその賃金等をうったっていうようなこと

がございます。こういったことって本当に大事なことですよね。やっぱり地域を地域が守るんだっていう1つの考え方でもあるし、そういったことっていうのはやっぱり林道維持費の中での賃金というところでうっていくっていうのも1つの手かなと、ひょっとしたら工事請負費の中に入れるより安いというのものもあるかと思います。

それと、今おっしゃられたように、確かに側溝整備が、側溝が詰まっている、土砂が詰まっておるということがですね、一番の要因で路側がやられるっていうのが今までの経緯からいきますと、もうそのとおりなんです。そういったことを我々も心がけて、維持管理については充当できるようにね、予算取りっていうのは考えていきたいなというように思います。当然災害が発生した、そして災害査定にかからないようなものはどうしても出てきますので、そこらの予算配分っていうのも考えていきたいというように思います。

それと活性化センターですね。活性化センターの名簿、活性化センターの協議会っていうのがございまして、今14～15名ぐらいですかね。それで組織づくりをしています。議員さんも2名ほど参加していただいておりますけども、あと県の職員、町、森林組合、公社、素材生産組合等ですね。そういったメンバー、これまたお配りしたいと思います。

よろしくお願いします。

○大澤夫左二議長 ある方はどうぞ。

○古野司議員 議長。

○大澤夫左二議長 古野君。

○古野司議員 それでは数点お聞きをいたします。

まず1つ目に、予算書の中では87ページです。以前、産業建設常任委員会でも委員会の審議のときに話に出ておったことなんですが、この委託料の中の山の家・ファガスの森という、これ私ではないんですが、ほかの委員さんがおっしゃっておったことをまた再確認なんですが、これは以前からずっと委託をされておる方に続けて継続して委託をされるというようなことでよろしいんですか。それぞれこれ別なんです、この2件に関しては。

これ、以前委員会の中で、地元にある四季美谷温泉に委託を一貫して任せたらいいのではないかと、効率的なのではないのかという風な話が出ておったかと思いますが、それは昨年・一昨年そういう風な話が続けて出た中で、今年度の予算に上げてきているのでは、検討はされなかったのですか。それとも、検討はしたけれども、結果としてそこに委託するよりは過去に繋がりがずっと続いておったような形のほうが効率的だという判断があったんですか。それをお聞きいたします。

○新居宏商工地籍課長 議長。

○大澤夫左二議長 新居商工地籍課長。

○新居宏商工地籍課長 山の家とファガスの森は以前にも御質問がございまして、その後、地元の方とも協議と言うか検討はいたしましたが、現在お願いしている方からも引き続き委託を受けたいと言うか、そういう旨もございまして、今のところは現状のまま、平成24年度も現状のまま委託する予定でございます。

しかしながら、そういったこと、将来的なことも含めて、今おっしゃられましたよう

に四季美谷温泉株式会社に委託するといった方法もあるとは思いますが。それについては指定管理も含めて検討していきたいなとは思っておりますが、四季美谷温泉自体が現在状況的には人員も非常に不足して、何と言うんですか、支配人さんあたりも非常に仕事が重複しておるみたいな形で、これ以上仕事を増やしても果たして対応できるのかという問題もございますので、今後はそれについても十分検討していきたいと考えております。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 山の家とファガスの委託につきましては、四季美谷温泉とも先般もいろいろと協議をしたところなんですけど、温泉としてもできる限り受けたいと、そして今年特に雪が多かったんですが、やはりその冬場にファガスまで何とか行けるような形を作れば冬場もあそこの営業が可能でないかということを含めて、前向きに温泉のほうも考えていただいているということでございますので、従来の委託を受けていただいていた方との話も、春の営業までにはその点も含めて協議をして参りたいと思っております。

○古野司議員 議長。

○大澤夫左二議長 古野君。

○古野司議員 はい、この話が出て、他の委員さんから出た話の元というのは、効率的に運用ができるのではないかという風なのが元の話にあったと思うんです。と申し上げるのも、何度もお話しするようになりますが、四季美谷温泉で雇用して、今の、確かに今は人手が十分でなくて、支配人自身も含めて大変な仕事を重複されておるかと思いますが、そこに複数名を雇用した人の中の人件費の一部の中をそこで賄うと。ですから、新たな雇用した人が山の家だったりファガスの森だ当たりの管理にも回ると、そして、その仕事がないときには温泉の営業なり業務に回るという風に効率的に運用することによって、町から持出しが少しでも減ると、行政運営の効率化というのに繋がっていくのではないかという風なことから話が出たのじゃないかなという風な理解を私はしておるんです。なるべく将来に向かって、行政が効率的になるような運営に向くようお願いしたいと思います。

そして、2つ目ですが、鳥獣害の対策、63ページです。私、鳥獣害対策特別委員長をさせていただいておるんですが、前、町長そしてまた担当の方とお話ししたときには、確か平成24年度は見直しの年に当たるのだという風なことを言うていただいたかなっていう風な記憶があるんですが、当初の予算での計上は昨年と同じで計上されておるという風なので、今、新年度、もうあと1月もないですが、それからあとの駆除に関しての報償費諸々に関しては同じような形で執行されていくのか、それとも違うことと言うか見直しを考えられておるのか。また、捕獲班とはどのような話合いを持たれたのかという点をお聞きしたいと思います。

○榎本正史環境課長 議長。

○大澤夫左二議長 榎本環境課長

○榎本正史環境課長 委託料につきましては、前年と同額をここでは計上させていただきました。それで、駆除班・猟友会の連絡会議を2月に上那賀支所のほうでいたしま

して、御要望もお伺いしたところでございます。それで、これ3月に入って特別委員会もございますので、そこでまた皆さんにいろいろ御協議いただいて、決めさせてもらえたらとは思っております。まだ「こうじゃ」という決定したものは私どもでは持っておりません。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 駆除の従来の方法については当初3年間と、試験的にその3年間はやってみましょうということで来たんですが、次からは、いろいろと駆除でなしにそれなら防護のほうに力を入れるかということも検討をして参りました。

ただ、その資材費の半額あるいは6割、これを補助するとなると、それを試算を担当課でもしていただいたのですが、今の金額の3倍～4倍ぐらいになるということで、それだったらちょっととてもでないかと。それと、やはりこれまでの実績としても年間数千頭、1,000頭は余ってのシカも駆除をしていると。現段階ではやはりこれも効果がないとは言えないと。そしてまた国あるいは徳島県においても、その駆除に広域で今後力を入れていくということを言われております。徳島県だけでなく愛媛・高知と連携をもっと取って駆除をしていくと。確かそういった中で、これまで徳島県でも4,000～5,000頭、これを7,000頭駆除するという目標も持っている聞いております。

そういったことからして、やはり猟友会の皆さん方・駆除班の方々、いろいろと高齢化に伴って猟師さんも減少しているということもお聞きしますが、やはり銃の駆除だけでなくやはり檻とかワナとかでもやはりこれにもかなり効果があるということでございます。聞きますと、サルにしても、鉄砲を持った人は車の型から人間の性格まで知っておって、鉄砲よりは檻のほうが獲りやすいと言われる方もおいでます。そういったことで、いろいろとサルにせよシカにせよ、やはり檻が有効ということも言われておりますので、そういったことも含めてやはり当分の間は駆除が一番効果があるのでないかと思っております。

そういったことで、今後県としてもかなりその駆除には対策に力を入れる、力点を置くと言われておりますので、平成24年度においては昨年度並みの予算を計上させていただき、継続をしていただきながらそういう方向も検討して参りたいと思っております。

○古野司議員 議長。

○大澤夫左二議長 古野君。

○古野司議員 はい、場所、どこで聞いてもテレビで見ても、今の飯泉知事は非常に山間部の中山間地の鳥獣害の被害に関しては認識を持っていただいておりますので、駆除に関しても非常に努力をするのだという風なことを公言していただいておりますので、県にも期待して。

ただ、農作物に対する鳥獣による被害っていうのは、広域で町の郡境をまたいだり町とか村の境をまたいで出ている部分には被害は出んと思います。それは高い耕地だったり山間部の被害であって。ですから、小さなところの農地で、木沢の出羽と神山となり木屋平とが同じシカが行ったり来たりしておるかというたら、それは多分あり得るこ

とでないだろうか。今町長がおっしゃったように、どうしても地元で駆除するっていうことは非常に大事なことだろうと思うんです。またこの議会中にある鳥獣害対策特別委員会のときに十分また理事者の方々の御意見というか、お聞かせいただいた上で、委員の方々に御議論をいただいて、また新しい方向ができていったらいいと思います。

またよろしくをお願いします。

(坂口博文町長「またそれ・・・。」と呼ぶ。)

はい。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 はい、坂口町長。

○坂口博文町長 鳥獣害対策特別委員会でもちょっとお耳に入れさせていただいて御検討いただきたいなと思っておりますのは、実は先日、日曜日なのですが、御存知と思うんですが、日本狼協会、ここの代表者の方が来られて、狼による駆除ということも何か推進をされて全国を回られているということで、その実験場と言うのかそういうのを北海道と長野にそういうところを今作りかけておると。関係自治体の首長さんにほぼ大体了解を得られてきているのだというお話もありました。

ただ、私としては、ちょっとそれがオオカミが増えたときに、オオカミの、人間は襲わんとは聞いておるんですけど、襲わんでもちょっとなかなか決断はしにくいなと思っております。そういったことも含めて、また特別委員会でいろいろと御協議させていただきたいと思います。

(古野司議員「ありがとうございます。多分オオカミが増え過ぎて、シカを1匹残らず駆除するよりは、オオカミを最終的に1匹残らず駆除するほうが簡単だろうから。エゾオオカミも最後はストリキニーネっていうんですか、毒で殺されてしもうて最後の1匹が死んでしもうておるので。オオカミ自身を殺すのに難しくないからそれはいいかも分かりませんが、またそれは議論をさせていただいて。

それともう1つ、これ、私、総務におらせていただいておりますから、総務も一緒に何もかも入ってしもうておるのですが、これ総務以外の分でもあるので聞かせていただこうと思います。昨年一般質問をさせていただいた、3月、1年前にさせていただいたのですが、そのときにお話ししたNHKの受信料、これ見直していただいて、必要のないところはBS契約を打ち切ってちょっとでも金を浮かそうじゃないかというて私言うたのですが、これずっと見ていったら6箇所ほどNHKの受信料の分がずっと入っておるんです。学校だったり町の関係だったり、また全然違うところだったり。

これっていうのはそれぞれ違うんです。みんな内容っていうのは把握できんですけど、これはその私がお話ししてお願いしたBSの見直し、必要のないところはカットじゃという、年にたった13千円か15千円なんですけど、その分は十分見直していただいておりますかね。」と呼ぶ。)

○峯田繁廣総務課長 議長。

○大澤夫左二議長 峯田総務課長。

○峯田繁廣総務課長 昨年そういう議論が出て、いろんなテレビ受信の装置のある部署に通達を出しまして、BSの映らないところは解約してくださいという手続きをしまして、総務でもお手伝いをして、またケーブルテレビさんのいろいろ指導も得て解約しております。

（古野司議員「それはどれくらいか。」と呼ぶ。）

どれくらいかというちょっと数字は今持ってないので、休憩して調べて来ましょうか。いけますか。

（古野司議員「いえいえ、またあとで。」と呼ぶ。）

はい、かなり強力に各部署に言って解約したつもりです。ただ、どうしても見たい、アップコンを付けても見たいやいうところも確かあったかなと。ほなけど、アップコン付けるんだったらアンテナを付けたほうがどうせ見るのだったらもっといいよやいうような話をして、その後どうなったかちょっと把握はしてないんですけれども、そういう風に取り敢えず見えん状態になるのだからもう解約してくださいという風に指導して、かなり受信料が返ってきたと思っております。返ってきたと言うか・・・。

（坂口博文町長、何事か呼ぶ。）

そういうケーブルで流せというようなこともNHKからも来よるんですが、今は流れてないですね。そういうような取り組みをしています。

○古野司議員 議長。

○大澤夫左二議長 古野君。

○古野司議員 はい、十分お仕事していただいてありがとうございます。必要のないものは止めましょう、はい。

それと最後に、バイオマスタウンのところで78ページのところなんですけど、これ、以前にこのチップボイラーになるんですか、この、何て言うんですか、今町長室から使っておるあのストーブ、ペレットですか、それから含めて、これを温泉に導入しようじゃないかと風な話も最初のときにちょっとどなたか、副町長だったかどなただったか、誰ぞがちらっと言いかけておったと思うんですが、それを導入するにあたっての計画するその頭出しの予算がもう今年はあるかなと思ったんですが、それが全く出てないんです。そこら辺というのはまだ入っていくような余地っていうのはないんですか。

○山本賢明林業振興課長 議長。

○大澤夫左二議長 山本林業振興課長。

○山本賢明林業振興課長 ペレットのことですね。確か檜原に行ったときに、あそこでは大体年間2,000tの生産をされよるんですよね。確か1kgあたり3円ぐらいで生産されて、5円ぐらいで売られよるんですよね。このくらいの、要するにスケール、年間2,000tというスケールというのは、半年動かしたらできるスケールなんです、あそこの檜原で。

それだけの需要があるかどうかというところまでは、例えば四季美谷温泉あるいはもみじ川温泉のペレットでのボイラー、こういうのをやっているところはようけあるんですけどね。単純に言えばこれくらいの鉄管に水があって、ここにサイロというか、

そこからボーッと燃やして温水を貯蔵するところ、そういうような形で現実によろやっておるところはあるんですけども、それだけでは多分2,000tクリアできません。

そういった中で、当然これ官公庁でペレットを使うとか農業用のハウスで使うとか、それから火力発電所にもペレットを持って行ってCO₂対策を取るとか、そういった考え方がないとですね、なかなか難しいなっていう気はします。

ただ、いずれにしても木粉の工場は当然リグノフェノール、エタノールそれからBTL、ペレット、人口木材、そういった中で使う可能性というのがこれからあるので、今検討会を実施しておりまして、今すぐではないんですが、裏山が今3年計画で当然あそこ取り除けしないとしようがないので、そのくらいの頃には前処理センターっていう形で動かしていくような検討会というものを今検討しております。今後そういったことを、採算性が合うのかっていうことも含めた中で是非検討していきたいなというふうに思います。

以上です。

○新居敏弘議員 議長。

○大澤夫左二議長 新居君。

○新居敏弘議員 平成24年度の一般会計なんですけども、37ページの工事請負費の本庁舎耐震改修工事、非常に大きい279,300千円っていう予算が出ておるんですけども、これの内訳っていうのか、もうちょっと明細について教えていただきたいと思います。

○岡川雅裕企画情報課長 議長。

○大澤夫左二議長 岡川企画情報課長。

○岡川雅裕企画情報課長 説明のときも説明させていただいたのですが、まだ鋭意実施しているところなんです。今のところ概算で今回組ませてもらっているのですが、でき得れば、全協が今度ございますよね。それまでに何とかある程度細かいところまでを押さえてくださいということで、今設計会社さんのお尻を叩いている状態なんです。ですから、それぞれのところについての細かいやつについては、全協まで少しお待ちいただきたいかなと。

前回からずっと言るように、基本は入り口の庁舎を取壊し、2階部分の一部を取り壊します。それと、内部をいろいろ模様替えをします。雨漏り対策それと自家発電、それと渡り廊下、エレベーターの比較も今実施していますが、比較検討してそれも考えますということで今進めていますので、もうしばらく時間をいただきたいと思います。

すみません。

○新居敏弘議員 はい。

○大澤夫左二議長 新居君。

○新居敏弘議員 非常に金額が大きいので、確か隣にできた地域交流センター、あれはいくらだったんでしょうか。

○岡川雅裕企画情報課長 議長。

○大澤夫左二議長 岡川企画情報課長。

(新居敏弘議員「建物だけで。」と呼ぶ。)

○岡川雅裕企画情報課長 交流センターは3億円ぐらいだったと思います。

(新居敏弘議員「3億円。」と呼ぶ。)

はい。

特にね、今も言ってるんですが、自家発電とか雨漏りとかいう形の中で費用が発生しておるのですが、今3億円のお金でこの全体の部分の構想の建物を建てるのはちょっと厳しいかなとは思いますが。金額的に3億円今回計上していますが、当然全体的な構想、いろんな内部を活用するという形の中で枠組みを活かしてやりますので、十分同じようなものを作れば当然3億円ではできないようなことになっておりますが、その辺は御理解をいただきたいと思います。

(新居敏弘議員「はい、ほな全協までにまた明細のほうをよろしく願いします。」と呼ぶ。)

○熊原廣幸議員 議長。

○大澤夫左二議長 熊原君。

○熊原廣幸議員 私が聞きたいことはですね、今回の予算の中で、平成24年度予算の中で一番夢があるのじゃないかと思ったのですが、クラシックコンサートのことです。前回、2年ぐらい前ですか、あれ、開催したの。前、私行って非常によかったのでもたいつするのかいなと思っておったのです。

今日のは金額的な話ばかりでちょっと中身が分からなかったのですが、どんな計画でやられるのか分かっておれば。それとPRの仕方あたりも、前回聞きそびれたって言う人も大分おったので、その辺りも分かっておればお願いします。

○吉岡敏之教育次長 議長。

○大澤夫左二議長 吉岡教育次長。

○吉岡敏之教育次長 クラシックコンサートについての御質問ですが、現在のところまだ詳しい計画はないわけなんですけども、一昨年行いまして大変好評を得たと私は聞いておりますし感じております。ですので、今回も一昨年同様にですね、また中学生それから一般の方等にお声をおかけしまして、学校の協力を得ながらコンサートを、一昨年以上のコンサートができればと考えております。

時期についても、秋以降になろうかとは思っておりますけども、現在のところ細かい内容についてはまだ予算取りの段階で、まだ決めてはおりません。けど、一昨年程度のコンサートになろうかと思っております。また、周知に関しましても、またこれから事務局のほうで考えながら実施していきたいと思っております。

(熊原廣幸議員「ちょっとまあそのままおってだ。」)

今聞いたようにまだはっきりした計画的なものはできてないようなんですが。県議会のほうでもな、県知事さんが好きでいろいろコンサートをやったりしておるので。前もこれ知事さんが来ておったか何かがあったと思うんですがね。

やっぱり全員が楽しみにしておるし、ああいうクラシック的なものってなかなか町民で聞けるといっても機会もないので、大変よかったので、先ほど言うたようにPRですか、その辺りの仕方とか、それからこれ入場料は取るんでしょう、やっぱり。」と呼ぶ。)

入場料は取るつもりです。

（熊原廣幸議員「取るんでしょう。」と呼ぶ。）

はい、はい。

（熊原廣幸議員「そういうのでもなるべく安く計画していただきたいと思います。はい、またほな計画、はっきりしたものが分かればまたお願いします。」と呼ぶ。）

はい、また御連絡させていただきます。

（熊原廣幸議員「以上です。」と呼ぶ。）

○東谷久男議員 議長。

○大澤夫左二議長 東谷君。

○東谷久男議員 長くなって失礼ですが、条例を1～2点お伺いしたいと思います。

まず、議案第1号の暴力団排除条例なんですが、これ説明では警察からの要請という話だったんですが、この暴力団についてのことっていうのは今までこの那賀町で何かこれに関してのことはあったのでしょうか。それとも、ただ言われたけんこれを拵えするというだけのことなののでしょうか。

○峯田繁廣総務課長 議長。

○大澤夫左二議長 峯田総務課長。

○峯田繁廣総務課長 言われたけん作るというものでもないんですけれども、暴力団排除っていうのは今の日本の1つの潮流になっておりまして、テレビ界、いろんなところから暴力団が厳しく排除されます。そういう流れで、自治体からも暴力団をいろんな自治体と言いますか、これは町民への義務付けもありますので、町から排除するという趣旨で全国的に行われております。

今までにも那賀町では「暴力団排除要綱」という形で、これは公共事業を主に、公共事業からの暴力団の排除を目的に要綱を定めております。今回はこれを更に広げて、先ほど言いましたように公共施設の使用とか祭礼、お祭りですね、お祭り、そういういろんなところから利益の供与もしない、それから事務事業からも排除する、公共の施設も貸さない、それからお祭りからも排除するというような、町民と共にこういう取り組みをしていくという狙いで、今回条例を警察と連携して作るという。

ことの発端は、警察から「こういう条例を各町村で作っていただいておりますので、那賀町でも作ってください。」というようなお話があって、町がそれでは作りましょうかということで作ろうとしているところです。

以上です。

○東谷久男議員 議長。

○大澤夫左二議長 東谷君。

○東谷久男議員 ありがとうございます。はい、よく分かりました。問題がないように一つ前向きで捉えて、暴力団っていうのは私も絶対にそれは受入れるところではないのですが、こういうことで進めていただきたらと思います。

それから、同じ条例ですが、代替バス条例を変えるというあれですね。今回相名トンネルができて私もじっと見よるのですが、昨日もちょうどバスが、代替バスが通っておって、あれっと思ったらまだ新しいトンネルは通りよらんのですね。これ今回条

例提案というのは、私もこの条例をよう確認できておらんのですが、このコースを変え
るというあれではないんですか。どんなんですか、これ。

○大下雅子住民課長 議長。

○大澤夫左二議長 大下住民課長。

○大下雅子住民課長 代替バスの相名地区、相生地区の代替バスなんですけれども、議
員さんがおっしゃられた相名地区に関しましては、新しいトンネルができましたので
今回その新しいトンネルを通るのですけれども、それは経路の変更ということで運
行路の変更ということですので、運輸支局のほうに許可をもらわなければならないん
です。そのためには公共交通会議の委員さん、過半数以上の委員さんの方の承認をもら
いまして、一旦支局のほうに出しましてそれから承認をいただいてからの路線変更にな
りますので、今回まだ路線をもらっていない、新しいトンネルを通ることはできな
いということで、まだ現在のところ4月1日からの変更にしております。

（東谷久男議員「ちょっとほな、もう1つ。このことでね、思うんですが、今
回は相名トンネルだけなんですけど、今までにも新しいバイパスができてや
っぱり使わんと、やっぱりそのまま旧道を回りよるんですわね、相名の場
合も。ほじゃけん、そこらも含めて、全線って言うか、やっぱり全体を見
てやっぱりここは必要でないってところはやっぱり外す、そして新し
い、時間をできるだけ短縮して能率よく効率よく行くっていうのが1つの
道でないかと私は思ったりもするのですが、そこら話としてはどうなんで
すか。」と呼ぶ。）

それにつきましても、バス路線に関しましては人家のあるところをコースとして通る
ということですので、今おっしゃられたところは多分トンネルを抜けたところの相名地
区を旧道のほうを新しい橋脚というか橋が架かっているのにもかかわらず古い道を通っ
ているということだと思うんですけれども、それに関しましても人家が2戸、まだ、人
家がまだ旧のほうに残っているということ。

（東谷久男議員「ああ、人家がな。」と呼ぶ。）

はい、家がまだ残って住んでいらっしゃる方がおいでということですので、それ
に関しましては運輸支局のほうも人家があるところはなるべく廃止しないようにとい
うこともありますので、それに関しましてはこちらが短くなったから通るというわけには
いかないんです。

それに関しましては、木頭地区のほうでもバイパスができたけれども旧道のほうに
ずっと人家があるところもあるんです。そちらのほうはやはり住民の方、地元の住民の
方の要望もありますので、一概には変更できないということもあります。

（東谷久男議員「はい、分かりました。はい、以上です。」と呼ぶ。）

○久川治次郎議員 議長。

○大澤夫左二議長 久川君。

○久川治次郎議員 大変お疲れのところだと思いますけれども、2点ほどお伺いしたいと
思います。

旧助小学校の跡地のことなんですけどね、これ今回予算では5百万円ほど出てるん
ですけども、一昨年やつで繰越になっておるんじゃないかな。それが10百万円の事業だ

ったとあるんですけれども、なぜ繰越になったのか。10百万円ぐらいの事業だったらかなり促々といくんじゃないのかとこう思うように思いますし、深森小学校跡地また轟小学校跡地、大変苦労願ってきれいになっておるのですけれども、助校につきまして1日も早く住民の方にお返しするという風な方針であったかと思います。どうして繰越になったのか、ちょっとその理由をお聞かせ願います。

○平川博史木頭支所長 議長。

○大澤夫左二議長 平川木頭支所長。

○平川博史木頭支所長 御質問にお答えします。実は、非常に換地作業と言うんですかね、それに非常に時間を要したんです。っていうのは、測量から始まっていろいろとね、あって、何と言いますか、とにかく時間を要し、地権者との話とかいろんな部分で時間を要して、もうやっこの年末に換地の登記が全部終了できるというような状況なんです。誠に時間を要したと御理解していただいたらいいかと思います。

○久川治次郎議員 議長。

○大澤夫左二議長 久川君。

○久川治次郎議員 どういう理解をしたらいいのか、ちょっと私も支所長のお顔を見たらなかなか苦労をしたのだなということは分かります。ほなそれはそれで置きますけれどもですね、こういった事業につきましてはですね、なるべく早く解決してですね、住民の方にお返しするように努力をお願いしたいと思います。

それとですね、実は誠に勉強不足で申し訳ないんですけれどもね、51ページのね、これは障害者福祉費ですかね。この件で生活介護費のことなんですけれども、ここ3年ですね、前は24百万円、平成22年度かな。次が32百万円、今回72百万円、もう年を追うごとに、今回ののが倍増じゃわな。どうしてそういった風にこれ、生活介護という、その下の施設といろいろあるんだろうと思うんですけれども、これもちょっと詳しくお聞かせ願えたらなと思います。

○鶴澤守健康福祉課長 議長。

○大澤夫左二議長 鶴澤健康福祉課長。

○鶴澤守健康福祉課長 この部分、扶助費のことでよろしいんですかね。住宅支援であるとか日常生活用具であるとかいう部分については、施設に入所される方も増えてもきておりますし、それぞれのところでのサービスというの、那賀町には支援ができる作業所と言うか、相談支援事業所というのは那賀町にはないので、障害者の部分については美波町と那賀町と海陽町で1つのグループを県南部で組んでおりまして、そこで富田病院を中心にしていろいろ相談事業等をお願いしておる部分があって、そこでの相談であるとか施設の入所の部分の相談であるとかいうのが増えてきておりまして、その部分で支援費というのは増えてきておるということでございます。

あと阿南・那賀・小松島でも自立支援協議会というのを設置をさせていただいておりまして、勿論これも那賀町には相談をしてもらえる事業所がないので、そちらのほうでも阿南とか小松島とかのほうへお願いをして、施設の入所であったりとかデイサービス・デイケア等、それから日中の通所のサービスであるとかいうようなことについて、いろいろと小松島・阿南あたりと共同戦線を張りながら事業を展開しておるというようなことで、実際にはやっぱり利用される人が増えてきておるというのがこの扶助費が増

えてきておる理由だと思っております。

○久川治次郎議員 議長。

○大澤夫左二議長 久川君。

○久川治次郎議員 課長、そういうことでなく、それも理由の1つなのだろうけど、それも今言よった相談支援事業というのはもう1つ負担金、これでおるわな、3百万円ほど。それで、その後に出てくるこの扶助費のところ、ほなけん、さあその前年度よりは倍増になっておるんじゃないわな。そこら辺のところをちょっと。そんなにこういった関係の方が急増したというわけではないのだろうと思うんじゃない。

(鶴澤守健康福祉課長「ちょっと小休・・・。」と呼ぶ。)

○大澤夫左二議長 小休します。

午後04時06分 休憩

午後04時08分 再開

○大澤夫左二議長 再開します。

(鶴澤守健康福祉課長「はい、すみません。前年度の部分で旧の法律、障害者支援法の法律がなくなりまして、その部分が72百万円ほどあります。その新法、新しい法律と旧法が混在をしておったのですが、旧法がなくなった部分が今回当初予算ではその生活介護費という部分にだけあたっているということで、1億円ぐらいのところ、70百万円ぐらいに、この部分については減っております、はい。」と呼ぶ。)

○久川治次郎議員 分かりました。

○柏木岳議員 議長。

○大澤夫左二議長 柏木君。

○柏木岳議員 ちょっと体調不良により非常に聞き苦しいですが、ちょっとどうしても聞かんといかんことがありますので、すみません。

ちょっとお待ちください。

先ほど新居議員がですね、質問された、この本庁舎の耐震の2億70百万円ぐらいなんですけども、これ図面は以前に議会で出た部分から大分変更があるんですか。

○岡川雅裕企画情報課長 議長。

○大澤夫左二議長 岡川企画情報課長。

○岡川雅裕企画情報課長 以前議会で提出したやつと大きな変更はございません。ただ、若干打合せしながら部分的な部分で改善を加えたり追加をしたりということでございます。今、図面についてもまだ概略の部分で示した部分しかございませんので、それもまた準備したいと思っております。

○柏木岳議員 議長。

○大澤夫左二議長 柏木君。

○柏木岳議員 すみません、そうしたらもうさっきの19日に出てきてですね、その1日祝日を挟んで明けの本会議で議決するというのはちょっとしんどいと思います。議論できないし。

前の図面を見たところ、僕のほうでちょっと課長にもお願いしたのですが、渡り廊下はほんまに要るのですかというところもありますし、そういった議論がですね、この

当初予算で残りその定例会でない部分の全員協議会というところに出てきて、それでも最終日に採決するというのはちょっと厳しいのではないかなと思うんですね。

渡り廊下も多分残っているのだろーと思いますけど、渡り廊下の大体の予算はいくらぐらいですか。

○岡川雅裕企画情報課長 議長。

○大澤夫左二議長 岡川企画情報課長。

○岡川雅裕企画情報課長 概略の概略になりますが、渡り廊下で約32百万円ぐらいですかね、そのくらいになると思います。それと、この当初予算についても、今予算を出しておるのですが、これについても先ほど説明の中でも言いましたように、1月の段階で金額を括って予算を作っておりますので、それについても若干今後金額を括っていく上で、実施設計をしていく上で増減は当然起り得るという形で御理解をいただきたいということと、執行については来年度という形になりますので、当然議決する判断として御理解をいただきたいなど。その日に全協の中で説明させていただいて御理解をいただきたいなと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○柏木岳議員 議長。

○大澤夫左二議長 柏木君。

○柏木岳議員 はい、渡り廊下、誰が使うかというところですね、ちょっとお涙頂戴的な部分があるんですが、この上に障害者の方が車椅子でも来られるようにするというような目論見があるのだろーと思いますけども、これは別にそれが不要ないという話ではなくて、実際じゃあ今まで障害者の方がほんまにここに上がって見たいからってという問い合わせがあったかどうかをまず調べてもらいたいです。32百万円かけて3階同士繋いで、必要ですか。

多分これ、僕ら議員が向うに次の交流センターで会議をするときに行きやすいからだけです、実際は。僕、それだったら、2階同士繋いでくれたほうが職員の方々が業務がしやすくなるから、そっちのほうがいいと思います。それだったら賛成しますよっていう話をしたと思うんです。そういう議論をちょっとできる場を欲しいと思うので、当初予算に上げて来年度中にやりたいというのは分かりますけど、補正予算でもいいのではないかなと思います。その辺りの配慮をお願いしたいと思います。

もう1点がですね、ちょっとこれも防災費関係になるとこれ厚生委員会かもしれないんですけども、ちょっとさっきの手当関係のところになんてきますのでちょっとお聞きしておきますけども、98ページの救急対策費の職員手当のところの内訳の金額と、124ページ、さっき訂正していただいた金額のところ、ちょっとしっくりこないところがあるんです。時間外勤務手当っていうのが、これ98ページのほうは30百万円で計上されておるのですが、これ124ページのほうはですね、本年度27百万円程度になっておるのです。この計算は合っているんですかね。

○峯田繁廣総務課長 はい。

○大澤夫左二議長 峯田総務課長。

○峯田繁廣総務課長 失礼します。ここは先ほど前議員さんの質問で訂正をお願いしたところで、時間外勤務手当27,032千円とあるのは47,032千円です。124ページの話をしています。宿直手当40,836千円とあるのは20,836千円

です。

つまり、この98ページでは時間外を30,000千円と組んでいますので、時間外のほうが47,032千円になって、宿直手当のほうが20,836千円になります。ちょっとこっちへ、こっちを作ったのと中身を作った人のちょっと整合性が取れてなかったのが逆になっておりました。これで話が繋がるかなと思います。

（柏木岳議員「それでも数字が合わんのですよ。」と呼ぶ。）

合わんのは、時間外手当っていうのは一般管理費の総務管理費にも時間外勤務とか、それから統計費とかいろんなところに時間外勤務がありますので、これがイコールここにあるわけではなしに。

ほな詳しく言いましょうか。

（「大枠でいい。」等と呼ぶ者あり）

え、いやいや数字は大枠ではなかなか。

31ページをお開き下さい。31ページに、まず時間外の話をしてします。31ページ、いや32ページの職員手当というところに時間外手当17百万円っていうのがあります。それが1つ。それと、めくっていってもらったら43ページに職員手当、43ページの統計費というところ、指定統計費に職員手当32千円があります。さっきの17,000千円とここの32千円と、それと98ページの時間外を30,000千円を足してもらおうと47,032千円になると思います。いけますか。はい。

宿直手当のほうは、同様に一般管理費に宿日直手当10,836千円というのが32ページにあると思います。それと98ページの宿日直手当10,000千円を足すと20,836千円になります。それで御明算ということに。

（何事か呼ぶ者あり）

ちょっと間違えておったのは失礼しました。お直してください。いけますか。

○柏木岳議員 議長。

○大澤夫左二議長 柏木君。

○柏木岳議員 はい、そうしたら98ページのほうの救急対策費で、これ手当関係なので総務課かもしれないのでここで聞いておきますが、給料とですね、26百万円程度の給料と職員手当55百万円ぐらいと共済費まで入れて、人件費という部分で大体約1億円の救急隊であって、おる人数が10名で1億円、これ人件費的に同等の施設がほかにあるのであれば比べたいのですが、今データがなければ次の招集日までにデータをいただけたらと思います。地域防災課のほうで委員会で伝えていただいても結構ですので、お願いします。

あともう1点が、先ほど照原議員のほうからも質問がありましたけども、クラシックコンサートの件なのですが、クラシックコンサートのところ、各項目にですね、ぼちぼち「クラシックコンサート」という文言が出てきて、これを全部足すと10百万円程度お金が付くことになっておりますが、さっき次長が内訳をちょっと言うていただいたんですけども、差引き持出しどのくらいでしたか。もう1回お願いします

○吉岡敏之教育次長 議長。

○大澤夫左二議長 吉岡教育次長。

○吉岡敏之教育次長 クラシックコンサートの予算でございますけども、現在その「ク

ラシックコンサート in 那賀町」と書いてある項目を足していただきますと、8, 993千円の事業費、おおよそ9百万円の事業費となっております。財源といたしましては、説明時に説明させていただきましたが、助成金として自治総合センターから5, 000千円、それから文化立県とくしまのほうから1, 500千円ということで、計6, 500千円、それと入場料を370千円程度見込んでおりますので、差額が持出しということになろうかと思います。足していただきますと、7百万円ですから2百万円弱かなと思っております。

○柏木岳議員 議長。

○大澤夫左二議長 柏木君。

○柏木岳議員 はい、クラシックコンサートの内容自体は非常にいいと思うんですが、隔年でやるとかじゃなくて毎年やってもらいたいと思います。2百万円持ち出すのであれば、そのくらいの効果を出さないと意味がないだろうと。文化って一発で終わってしまうと文化って絶対定着しないと思うんですね。そのときだけで終わって、思い出だけで終わって何もしなくておしまい、その聞いた住民の耳にちょっと残っただけでその住民が何もやらない。そこからの展開をですね、次の何か、極端な話ですね、クラシックコンサート部を立ち上げる動きをすとか、そういうところまで期待をした予算であってほしいという風に思います。

非常にお聞き苦しくて申し訳ございませんでした。

○大澤夫左二議長 ここで、4時半まで休憩を取ります。

午後04時22分 休憩

午後04時30分 再開

○大澤夫左二議長 会議を再開いたします。

ここで、予め本日の会議時間は、議事の都合によって延長をしておきます。御了承願います。

○福永泰明議員 議長。

○大澤夫左二議長 はい、福永君。

○福永泰明議員 大変お疲れのところすみません、どうも。2点ほどちょっとお伺いたしたいと思います。

まず1点目、私の所管なんですが、先ほどから本庁の耐震のことで驚数の議員さん2人から質問がありました。私、この件に関してはね、多分予算が今これ2億70百万円ぐらい出ておるんですが、渡り廊下が主張されておるようなんやけど、渡り廊下は今課長にも聞いたら30百万円ぐらいと、そういうことでした。あとかかるのはどういうものにかかるのか、ちょっと説明せよって、さっきから今の段階ではできんって言うんやけど、大体大まかなことでちょっと言うてください。どの辺にかかるとか。

○岡川雅裕企画情報課長 議長。

○大澤夫左二議長 岡川企画情報課長。

○岡川雅裕企画情報課長 以前に、議員さんには図面でお知らせしたとおりに、まず旧庁舎の部分の耐震を実施します。それと進入路を拡幅します。まずそれが一番ですよね。それと自家発電を実施したい、それと雨漏りも若干出てますので屋上の防水対策も実施したい。あと防水に関しては外壁も若干いろう必要があるってということと、あ

と内部の事務室については、わざわざ右・左に分けてますが、できれば一体的に使用したいということの中で、1階部分は大きく改造したい。それと、今部屋の配置に言うか、事業の実施の方向の中で部屋の配置についても、各課の部屋の配置についても調整を行っておるから、それに対して配置を変える場合に内装の変更が出てきます。それとか機器関係・電気関係の配線の変更が出てきます。大体今言うた部分が大きなところで、以前に話ししたときに3億円以内ぐらいで何とか全てを仕上げていきたいというのが今のところなんです。

今後、当初予算で2億70百万円作っておるのですが、実施設計をしていきながら引き算方式になるのか足し算方式になるのか、いやどうしても必要なのでこれだけは補正をお願いしますということは、今後成果が上がってきた段階で皆さんと協議をさせていただかなければならないかなと思っております。

○福永泰明議員 議長。

○大澤夫左二議長 福永君。

○福永泰明議員 今お聞きして感じたのはね、私がよく聞くのは町民の方、奥から来られた方もこの地元の方も、入ってこられるときに入り口の、今引くと、道路を倍ぐらいにしますよという入り口の今の税務課のところ、あそこが大変狭いんです。ほんで、大きなバスが入らない、よそに行くときでも。そういうことで、早うあの入口を広げてほしいというのは皆さんの要望だと思います。

それから、この渡り廊下についても、3階まで来て下に降りるのはしよいですわね。それで途中でまた、2階に上げてからまた3階に上がらないといかんというのは、私の考えはそういうことで、それでいいんじゃないかなというように思います。これが1点です。

あと、もう1点は山本課長にちょっとお聞きいたします。さっき、これ植北議員さんからも質問があったんですが、この活性化協議会のメンバーですね、さっき出して言ってくれたけどまだ出てきておらんのかな、口頭で言いました。あの中で、その出てきておるメンバーの人が最終的には運営というのか、それをやっていくようになるのだろうか。それとも最終的に受託管理っていうか、受けるほう、受けるほうの人っていうのは、今の状況で大体このメンバーっていうのもある程度はできておるのだろうか、掴めておるのかいなど。その辺についてちょっとこう。

○山本賢明林業振興課長 議長。

○大澤夫左二議長 山本林業振興課長。

○山本賢明林業振興課長 活性化センター協議会というのをまずはじめにうったえて委嘱しました。当然議員さんも含め県の職員さん、県庁からも来ていただきよろんですね、わざわざね。それから森林組合、それと素材生産業者ですね。委嘱です。飽くまでも委嘱した中で協議会を開いております。

それで、どういうようにして、受託センターっていうんですけど、要するに請負業者っていうのもちょっと含まれるような格好になるんですけどね、そういった中で飽くまでも活性化センターに、これも部会がございましてね、下の部会と親部会っていうのがあって、下である程度詰めたやつを親部会に提案して、いろんな協議をしています、今現在ね。それで答申って言うたらいいのかな。そういった形で御意見をいただいた中

でまた調整するといったことを繰り返してきてですね、今現在やっと準備室です、飽くまでもね。

準備室っていうのができたということで、準備室のメンバーです。森林組合が6名、6名です。林業公社が4名です。それと臨時職員、町でこれはあれするんですが、臨時の事務職員、これ1名、それと那賀町の職員2名。あとは指導体制という形で、県からほんまは出向してもらおうかなと思ったのですが、林務が近い関係でね、これはもう林務から来てもらうということで、指導員として普及指導員というような形で取り組んでいくっていうのが準備室のシステムでございます、はい。

○福永泰明議員 ほしたら受けるほうは、受けるほうっていうのかな。

議長。

○大澤夫左二議長 はい、福永君。

○福永泰明議員 今のその準備室でそれで進めていくと、その受けるほう、仕事をするほう、そのほうは一応大体摘まめておるのだからっていうこと。

(山本賢明林業振興課長「受けるほうっていわゆる仕事をするほうですよ。今言われよるのはね。」と呼ぶ。)

そうです、そうです。はい、はい。

(山本賢明林業振興課長「これはですね、この準備室で、要するに仕事を構えるということなんですよ。施業地を構える、間伐する場所とかね、そういったところを構えていくわけなんですけど、そのまとまった団地ができました。で、これに対してここもできましたよということで、これから入札にかけるんですね。

で、入札にける素材生産業者というのは、林業優良事業体という事業体がございます。これ言るようにアイエフであったりフォレストワークであったり、フォレストワーク以外にも11の業者がおるんですけどね。その中でもその事業体を習得しておる業者もおるんですが、今の段階ではもうフォレストっていう枠の中でやっていく、あるいは森林組合は当然作業班がございますよね。それからあと個人的に言いますと、名前までは言うたらいかんのやけど。」と呼ぶ。)

それはいいけど。

(山本賢明林業振興課長「そういうメンバーに入札をやるということですね。」と呼ぶ)

もう分かりました。最終的には入札してするということで。

(山本賢明林業振興課長「そうですね。」と呼ぶ。)

はい、分かりました。ありがとうございました。

○大澤夫左二議長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大澤夫左二議長 これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第1号「那賀町暴力団排除条例の制定について」から、議案第33号「グループホーム平野のどかの里の指定管理者の指定について」までの33件は、お手元に配布しております「議案付託表」のとおり、

それぞれ各常任委員会に付託いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大澤夫左二議長 「異議なし」と認めます。よって、各常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第4、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」から、諮問第3号「人権擁護委員候補者の推薦について」までの3件を一括して議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 それでは、日程第4の提案理由の説明をさせていただきます。

諮問第1号から第3号は「人権擁護委員候補者の推薦について」であります。

現在、那賀町人権擁護委員をされている相生地区及び木頭地区の3名の方の任期が平成24年6月末日を以って終了することに伴い、新たに3名の方を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

諮問第1号は相生地区の吉田輝昭氏を推薦することについて、諮問第2号は木頭地区の大城岩男氏を推薦することについて、諮問第3号は木頭地区の富田光夫氏を推薦することについて、それぞれ議会の意見を求めるものであります。

よろしく願いをいたします。

○大澤夫左二議長 これより諮問第1号から諮問第3号について、御意見等お伺いをしたいと思います。御意見のある方はどうぞ。

○大澤夫左二議長 御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大澤夫左二議長 「意見なし」と認めます。

お諮りします。諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」から、諮問第3号「人権擁護委員候補者の推薦について」は、「適任」とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大澤夫左二議長 「異議なし」と認めます。よって、諮問第1号から諮問第3号については「適任」とすることに決定いたしました。

日程第5、同意第1号「那賀町教育委員会委員の任命について」議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 日程第5の説明をさせていただきます。

同意第1号は「那賀町教育委員会委員の任命について」であります。

那賀町教育委員として御尽力いただいております驚敷地区の吉田道明氏が、本年5月19日を以って任期が満了となりますが、同氏を引き続いて教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。どうか御同意賜りますようお願い申し上げ、提案理由の

説明といたします。

○大澤夫左二議長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

○古野司議員 はい、議長。

○大澤夫左二議長 古野君。

○古野司議員 基本的なことをお伺いします。教育委員の方の任期は4年と私は理解をしておったのですが、この任期を見てみますと2年しかございません。私、この方に文句も何もございません。非常に高潔な方で人格も能力も高い。どうしてこの方を丸4年の選任の期間を持たず、2年という短い期間しか選任をしないという、これどうしてもおかしいのですが、この点お聞かせをいただきます。

○吉岡敏之教育次長 議長。

○大澤夫左二議長 吉岡教育次長。

○吉岡敏之教育次長 おっしゃるとおりでございます。申し訳ございません。

平成24年から平成28年の任期でございます。この同意1号についての期日が前回が残任期間であり、今回は残任期間ではありませんので4年となります。申し訳ございません。

○古野司議員 議長。

○大澤夫左二議長 古野君。

○古野司議員 はい、ありがとうございます。以上です。

(東谷久男議員「訂正じゃの、ほな、今のは。」と呼ぶ。)

○大澤夫左二議長 今のはちょっと議長のほうから言います。今のは確実に訂正されたんですね。

(吉岡敏之教育次長「はい。」と呼ぶ。)

○大澤夫左二議長 今のは正式に訂正をされました。御了承を願いたいと思います。

○大澤夫左二議長 ほかにございませんか。

○大澤夫左二議長 なければこれで質疑を終了いたします。

これから討論を行います。発言ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大澤夫左二議長 これで「討論なし」と認めます。

お諮りします。本件は、これに「同意」することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大澤夫左二議長 異議がありませんので「異議なし」と認めます。よって、同意第1号「那賀町教育委員会委員の任命について」は同意することに決定いたしました。

日程第6、報告第1号「専決処分の報告について(平成23年度道整備交付金事業町道海川出原線改良工事第1工区 変更契約)」について説明を求めます。

○平川恒建設課長 議長。

○大澤夫左二議長 平川建設課長。

○平川恒建設課長 読み上げさせていただきまして報告に代えさせていただきます。

報告第1号、専決処分の報告について。下記の件につき地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定に基づきこれを報告する。専決第1号、平成23年度道整備交付金事業 町道海川出原線改良工事第1工区 変更契約。平

成 24 年 3 月 6 日提出、那賀町長 坂口博文。

裏面をお願いいたします。

専決第 1 号、専決処分書。地方自治法第 180 条第 1 項の規定により議会において指定されている下記事項について専決処分する。平成 24 年 1 月 31 日専決、那賀町長坂口博文。

1. 契約の目的、平成 23 年度道整備交付金事業町道海川出原線改良工事第 1 工区。
2. 契約の方法、変更契約。3. 契約の金額、増額 607,950 円、変更前 64,470,000 円、変更後 65,077,950 円。4. 契約の相手方、徳島県那賀郡那賀町木頭和無田字マツギ 42 番地 1、株式会社小野組 代表取締役 小野恭補。

この契約は、12 月議会におきまして法面のモルタル吹付工の追加について変更議決をいただきましたが、この法面の吹付面積につきまして、現場状況の再精査を行いましたところ面積が若干増えましたので、専決処分させていただいたものでございます。

以上、報告いたします。

○大澤夫左二議長 本件については報告事項でありますので、報告は以上のとおりであります。

日程第 7、本日までに受理した請願等については、お手元に配布しました「請願等文書表」のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託しましたので報告します。

日程第 8、「議員派遣について」議題といたします。

お諮りします。本件については、会議規則第 117 条の規定によって、お手元に配布のとおり平成 24 年度議会関係各種会議等に議員を派遣したいと思います。

御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大澤夫左二議長 「異議なし」と認めます。したがって、お手元に配布のとおり、平成 24 年度議会関係各種会議等に議員を派遣することに決定しました。

なお、ただいま議決しました「議員派遣の件」で後日変更があった場合は、議長に一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大澤夫左二議長 「異議なし」と認めます。したがって、後日変更があった場合は議長に一任することに決定しました。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りします。3 月 7 日から 8 日は議案審議のため休会といたしたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大澤夫左二議長 「異議なし」と認めます。よって、3 月 7 日から 8 日は休会とすることに決定いたしました。

3 月 9 日に再開いたします。本日はこれを以って散会といたします。大変御苦労さまでございました。

午後 04 時 52 分 散会

平成24年3月那賀町議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 平成24年3月9日（金）

招集場所 那賀町役場本庁舎3階議場

出席議員 14名

2番	古野 司	3番	田中 久保	4番	前 耕造
5番	清水 幸助	6番	植田 一志	7番	原 廣幸
8番	植北 英徳	10番	吉田 行雄	11番	連記かよ子
12番	福永 泰明	13番	東谷 久男	14番	新居 敏弘
15番	久川治次郎	16番	大澤夫左二		

欠席議員 2名

1番 柏木 岳 9番 株田 茂

欠 員 なし

会議録署名議員

10番 吉田 行雄 11番 連記かよ子

議会事務局

局長 福多 士郎 書記 司 るり

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	坂口 博文	副 町 長	稲澤 弘一
教 育 長	尾崎 隆敏	総 務 課 長	峯田 繁廣
出 納 室 長	露元 邦彦	相 生 支 所 長	石本 晴良
上那賀支所長	横山 尚純	木 沢 支 所 長	井本 和行
木 頭 支 所 長	平川 博史	教 育 次 長	吉岡 敏之
税 務 課 長	後藤 交峰	住 民 課 長	大下 雅子
健康福祉課長	鶴澤 守	建 設 課 長	平川 恒
農業振興課長	中田 昌一	林業振興課長	山本 賢明
企画情報課長	岡川 雅裕	環 境 課 長	樫本 正史
地域防災課長	西本 安廣	ケーブルレレ課長	岩本 泰和
商工地籍課長	新居 宏		

議事日程

日程第1 町政に対する一般質問について

本日の会議に付した事件 議事日程に同じ

午前０９時３０分 開議

○大澤夫左二議長 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は１４名であります。

これより本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち報告いたします。株田議員また柏木議員の２名から、本会議に欠席したい旨の申出がありましたので報告いたします。

これより本日の日程に入ります。議事日程はお手元に配布のとおりであります。

日程第１、町政に対する一般質問を行います。

通告がありましたので、通告順に１番 吉田行雄君、２番 古野司君、３番 連記かよ子君、４番 清水幸助君、５番 田中久保君、６番 東谷久男君、７番 前耕造君、８番 新居敏弘君、以上の順番で行います。

この際御連絡を申し上げます。通告による一般質問は、議員中において各関連するものがある場合は、前段の議員の質問に対し十分御配慮されるようお願いいたします。

まず吉田君を指名し、順次発言を許可します。

○吉田行雄議員 議長。

○大澤夫左二議長 吉田君。

○吉田行雄議員 おはようございます。

議長より許可をいただきましたので、通告に基づき一般質問をさせていただきます。私は２題ほど通告いたしております。まず第１点目は「長安口ダム及び小見野々ダムの堆砂について」でございます。もう１点は「那賀町のケーブルテレビ」の内容についてを質問させていただきます。

まず１点目のダムの堆砂でございますが、去年に那賀川の清流を取り戻す会という代表の方たちからですね、私ども議会に請願を受けて、議会のほうとしては趣旨採択というような状況になっておるわけですが、その中でですね、ダムの堆砂につきましては、早く国のほうへ排砂バイパスを要望していただきたいというような内容の件もあったように思います。そこを私は突いていきたいと思っております。

いろいろ視察も兼ねて現場も見ておるといような状況でございますが、これをするにしてもかなりの巨額な費用がかかるのではないかと推定をされます。基本的に私個人としましては反対ではございませんが、私ども議会としましては、一昨年ですね、「長安口ダム堆砂特別委員会」というのを作っておったわけですが、途中からですね、「那賀川水系特別委員会」というように名称を変え、いろいろな面で検討をしておるところでございます。

この堆砂、現在もう平成１６年の台風以来８年ぐらいになっておるわけですが、途中、長安口ダムの運営がですね、県のほうから国のほうへと移管をされ、４００数十億円の予算が付いて、堰堤の排水もまだ増設するというような状況で、今現在工事をしております。

私、当初ですね、この平成１６年の台風のときに被害がありまして、県なり国のほうから説明を受けたときはですね、取り敢えず長安口ダムの土砂を取り除き、そしてその後につきましては旧の木沢の奥の迫立ダムをベースとした、あそこで土砂を取って管理をするというような説明だったように思いますが、あれ以来８年ですね、ずっと見てい

ますと、とてもじゃないけれども追立ダムではかからないと、全部乗り越えてきて長安のほうへ流れてきておるといような現状でございます。

そういうことで、それを取り除くのは今ダンプで輸送をしておるわけでございますけれども、そういうことも考えますと将来のことを考えますと、排砂バイパスのほうがいいんじゃないかというような陳情書だったように思いますが、これは考えてみますとですね、出てきたものをストレートにすぐ往なすということで、即というような事業であると思います。

それで、今回私が聞きたいのは、質問したいのは、やはりその土砂をですね、根幹から止めるようなことをやはり考えていけばどうかということで、町長にお伺いをしたいわけでございます。

平成16年の前にですね、町長も木沢の役場にお勤めだった時代、昭和52～53年だったと思うんですが、槍戸のほうの崩壊、それから下へ下へですね、櫛谷の橋が飛んでしもうたり、ちょうどそのときに2名ぐらいの方が御不幸にも遭ったように記憶もしております。そして、下流のほうで旧の木沢支所があった前の川は、私も消防団に入っておりますので出ておりましたが、もうほとんど50cmもないぐらいのところまで水が上がってきた記憶がございます。それと、すぐ下流にはですね、民家から商店が3軒ぐらい浸かって避難をしたような記憶がございます。

その後、先般ちょっと説明を聞いたのですが、県土整備部の元局長さんのお話も聞きましたら、その方も当時相生のほうにおりまして木沢のほうのことをよく知っておるということも聞きましたが、私もそう思うんですが、国道193号と木沢上那賀線の岩倉のほうへ入る通称「出合」と言うんですが、そこを見ておりますと、大水（たいすい）のときには川の色が違います。と言いますのは、釜ヶ谷川、槍戸のほうと分かれておるのですが、釜ヶ谷のほうは現在は多量に土砂が流出してきておるのじゃないかと想像されます。槍戸のほうはですね、先ほど言いました昭和50何年の大雨のとき以来、10数年かけて治山事業か何か分かりませんが、公共事業で全面はですね、小さな砂防をしたりいろいろ手立てを打って現在に至っておるということで、割合、比較的土砂は止まっておるといような感覚であります。

そういうことからして、今現在採っても採っても出てきておる土砂の対策をですね、是非するためには、今申し上げました、例として申し上げましたが、そういう小さな砂防とかですね、山林の、何と言いますか、砂防の代わりにですね、土砂を流出するのを防ぐような措置をしていくように国のほうに要望できないものだろうか。そういうことによって草等も生えますし、今現在行ってみますと、お話にも出てくるかと思いますが、鳥獣の被害等がありまして、もうほんまに山へ行きますと青いものはようけないと、食べて体に害があるようなものばかりが残っておるといような状況でございます。このまま置きますと、いくら、排砂バイパスをしたら流れては行きますけれども、やはり基本的には山のほうの管理、すなわち森林の環境整備に力を入れていかなければならないだろうと、入れなければいけないと思います。

そこで町長に質問したいのは、このバイパスについては町長自身はどのように考えておるのか、それから今申し上げました全てを含めました森林環境整備についてはどのようにお考えかをまずお聞きしたいと思います。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 那賀町長、坂口博文君。

○坂口博文町長 吉田議員さんの御質問の、長安口ダムの堆積土砂の御質問と合わせて治山工事についての御質問でございます。

長安口ダムの堆積土砂の除去につきましては、国土交通省におきましても、平成24年度も本体工事を含めて46億円の予算が付いており、土砂除去についても本年度も相当行っていただくと聞いておりますが、やはり御指摘のとおり、堆砂をダンプでの除去ということについての効果が確実に出ているかと言えば、我々としてもやはり多少は効果があると思っておりますが、目に見えたようなものではないというのも御指摘のとおりであります。やはり治山・砂防工事、これが一番重要になってこようかと思えます。

昭和51年災害、当時は平成16年災害よりも土砂の流入量は多かったと思います。我々としても、これが元に戻るのかというぐらい想像した時期もございましたが、やはり自然の力というのがすごいと思うのは、もう何年もせんうちに元の川に戻ったのですが、その分がダムに流入したというような状況です。槍戸川におきましては、本来にその災害復旧と併せて治山工事を進めていただいたおかげで、かなり安定はしていると思っております。御指摘の釜ヶ谷のほうにつきましては、いろいろと民有林ということもありまして、これまでもかなり要望はしてきたのですが、そういった関係でやはり今後においてはその分については要望もして参りたいと思っております。それから国交省さんのやはり上流で止めたいということで、追立ダムを土砂流入のポケットにということで、追立ダムの土砂もできる限り取り除いてはいただいております。

そういったことで、やはり上流で止めること、それと砂防・治山工事がやはり根本的な対策になろうと思えますし、やはり山林の管理ということも併せて、やはり原因となる防止工事が一番重要であろうと思っております。これらにつきましては、国のほうにもなりまた県のほうにもこれまでも要望をいたしておりますし、今後におきましても予算がかなり厳しい状況になろうと思うのですが、できる限りその対策工事についてはお願いをして参りたいと思っております。

また、やはり現在も施工されておりますが、吉田議員御存知のとおり、寺谷川それから寒谷川、砂防堰堤でも少しちょっと大きめと言いますか、大掛かりな砂防堰堤、ああいった対策工事も必要であろうと思っておりますので、適当な場所があればそういうことについても御要望を併せてして参りたいと思えますし、やはり国の砂防工事、国交省さんの砂防対策工事につきましても、以前とちょっと変わりがまして、いろいろと山林の管理ということも含めてできるような内容になっております。そういったことで、それらを含めて今後国なり県にお願いをして参りたいと思っております。

それから、2点目のバイパスについてどう思われるかということでございますが、議会議員さんの天竜川流域のバイパストンネルを行っているところ、そういったところの視察に同行させていただきましたが、やはりここでもこのバイパスが抜本的な対策になっているとは、私もちょっと考えられなかったというのが現実です。確かに見学を視察したところは、ヘドロと言いますか、それを流すバイパストンネルであって、大きい砂利を流すバイパスではなかったなと思っております。上流で砂防の土砂止め堰堤をして、そこで溜まった土砂をダンプで取り出すと、運び出すと。そしてヘドロだけを下へ

流すという、トンネルを使って流すという方法を取っておりましたが、これが果たして長安ダムで効果があるかと言うと、やはりちょっと疑問だな思っております。

国のほうにつきましてもやはり長安ダムの構造、そしてまた那賀川の本流と支流との関係、そういったことで、どこにそういったバイパストンネルを作るとしても効果的にその砂利対策ができるかということ、それから上流の小見野々ダムの関係、そういったこともあろうと思います。そういったことで、継続的にはそれも技術的な面も含めて検討をしていただくということを言われておりますが、やはりたちまち、今のところはやはりできる限り除去できる方法でやっていただきたい。それとやはりまたその流入防止対策をやっていただきたいということを、続けて重複して要望して参りたいと思っております。

私どもとしてはそういったことで、今の段階ではできる限り砂利は除去していただきたい、そして捨てる場所につきましては町としてもできるだけ御協力をさせていただくと、河川投入も含めてでございますが、そういうことでお願いをいたしております。

○吉田行雄議員 議長。

○大澤夫左二議長 吉田君。

○吉田行雄議員 はい、概ね分かりましたが、いずれにしましてもですね、木沢地区だけじゃなく木頭地区の和無田・出原あたりの土砂を見ましても、将来安心して暮らせるようなことは考えられないと思いますので、基本から考えますと、森林整備になお一層の力を入れてもらいたいと思います。そして、特にですね、雇用すなわち過疎化が進んでおる中、公共事業等の確保によりまして雇用もありますし、また先ほども申し上げましたが、今現在住み場と言うか餌場がなく、里山のほうへだんだんと降りてきております鳥獣等の対策もいけるのじゃなかろうかと、森林を整備することによってこういうものにも山に帰っていただくと、また当然堆砂の減少にも繋がるということで、一石を投じて三鳥ぐらいの益が出るのじゃなかろうかと、このように思いますので、先ほど町長の言葉では「国のほうへ要望したいと思っています。」と言うたので、一つ「と思っています。」じゃなく即実行に移してですね、要望があれば我々議会も一緒に要望に同行して参りたいと思いますので、なお一層の力を入れてですね、手遅れにならないようにこの森林環境整備に力を入れていただきたい。私ども議会としましても、これからずっと開かれますけれども、那賀川水系特別委員会でもこういう問題は一生懸命協議して参りたいと思いますので、強く要望しておきます。

それでは、2問目の「ケーブルテレビについて」御質問をさせていただきます。

平成24年度予算書を見させていただきますと、ケーブルテレビ事業は昨年よりは若干減って1億円ちょっとというぐらいの予算を組んでおります。そこで、この那賀町のケーブルテレビのですね、県内のケーブルテレビ局とのですね、ネットワーク、県内どのくらいあるのか、それからそれらの会社とのネットワークはどうなっているのか。と言いますのは、他社のケーブルテレビの放送をどんどんどんですね、那賀町のほうへも放映できるのか。多少は予算も組んでおるようでございますけれども、なお詳しくその辺を聞きたいと思います。

またもう1つはですね、今現在ケーブルテレビを見せていただいておりますと、自主放送でございますね、それが各種イベントとかいろいろな行事、そういうものがあつた

ら字幕スーパー、職員の募集とかいろいろありますけれども、字幕スーパーで御案内をいただき、1週間かそこらしてからイベントあたりについては放送をやられておるわけでございますけれども、やはりですね、こういう情報は那賀町の分だけに限らず県内の状況、全国は別としましても、欲しいわけでございます。その辺考えておられるのかどうか、現状も踏まえて一つ御説明をお願いしたいと思います。

○岩本泰和ケーブルテレビ課長 議長。

○大澤夫左二議長 岩本ケーブルテレビ課長。

○岩本泰和ケーブルテレビ課長 吉田議員さんからの、県内のケーブルテレビネットワークのことについての御質問がございました。現在県内では16事業者がございます。そして、その事業者で以って「徳島県ケーブルテレビネットワーク機構」という組織を立ち上げております。那賀町を省く他の15社については、一昨年までに光ケーブルで情報交換ができるようネットワーク化が図られておりましたが、那賀町は県内ネットワークの必要性を早くから認識しており、平成17年に阿瀬比までですね、光ケーブルを敷設しまして、いつでもそのネットワークと接続できる環境を構築したのでありますが、何様阿瀬比から先の光ルートがございませんでしたので、言わば「陸地の孤島」という風な状況が長い間続きました。

しかし、2年ほど前に阿南市の光敷設が完了しまして、その空き芯線をお借りすることができましたので、一昨年よりネットワーク、徳島県内のネットワークと接続することが可能となりました。御存知のとおり、去年の8月の阿波踊り中継、それから先月から行われております徳島県本議会、これらを生中継で配信することができたわけなんですけれども、画質の劣化なく非常にクオリティの高いデジタル配信ができたのかなと、職員としても大変嬉しく感じているところでございます。

また、そのネットワーク機構を通じまして、今後におきましては、まず生中継としましては4月にはとくしまマラソンそれから春の高校野球大会、また7月には同じく高校野球の夏の大会ですね、また8月には阿波踊り、10月には秋の高校野球大会等々、それにまた徳島県の本議会ですね、これを年4回生中継で放送していく予定でございます。

また、これらの生中継とは別にですね、議員さん御指摘がございましたように、各ケーブルテレビ局とですね、その間で映像の素材ですね、これを一応無償で交換できるようなことをですね、今このネットワーク機構の中で協議いただいております。今現在のところまだ確定ではございませんけれども、今後ですね、徳島県の中学のバレーボール選手権大会とか、徳島県の吹奏楽団の定期演奏会、また文化の森の演劇フェスティバルとか、10数本ですね、収録映像の配信が可能になってくるのかなと考えております。期待しておるというところでございます。

また、平成24年度も引き続き地理的な条件や身体が不自由ということで、徳島のシルバー大学校、通学が困難な高齢者の方々に対して家でその講座が受講できるよう、徳島県生き生きシニア放送講座、これについても配信して参るところでございます。

また、県内の出来事、これについてどうかという御質問もございました。これについても今後各事業者と協議を踏まえながら、交換ができるよう今後検討をして参りたいと思います。

ただですね、その前に地元のことができてないんですね。まだ那賀町ですね、できることならニュース形式でできるだけ町内であったことを早く住民さんのほうに配信するのが役目かなと常々思ってはおるのですけれども、現体制化ではなかなか難しいものがございまして、来年度はまた優秀な臨時職員さんのですね、増員というのを強く要望してございます。マルチ的に何でもできる方がこれると、我々としても非常に強力な戦力になるのでございますが。

何を言ってもですね、今この役場の職員体制をすぐに変えるというのは、非常に役場ですね、定員管理制度ですか、こういったものもございまして非常に難しいものがございますが、できる限りですね、今の職員体制でできるだけ喜ばれるようなものを作っていくために職員一丸となって取り組んでいきたいと考えておりますので、今後御指導のほどよろしくお願いいたします。

○吉田行雄議員 議長。

○大澤夫左二議長 吉田君。

○吉田行雄議員 はい、おおよそ分かりましたが、特にですね、最後に課長のほうから御説明がありましたこの町内の方でございましてね。町内につきましては非常に面積も広くですね、いろんな出来事それから自然的なこと、非常にニュースにつきましては余り不自由せんくらのことはあると思います。それで、特に都市との交流をするがためにも、特にそして第3セクターあたりですね、非常に経営が難航しておる中、そういうケーブルテレビのネットワーク、コマーシャルを通じてですね、客寄せと言いますか、それをしていただきたいと思います。

それで今課長のほうから説明のありました、職員ではなかなか対応しきれないところがあると、恐らくああいう特殊な技術になろうかと思っておりますので、なかなか職員間の異動も難しいということで、臨時職員、それで結構じゃなろうかと思っております。お隣の阿南市あたりもですね、いろいろ聞いてみますと、臨時の方がカメラを提げて毎日のようにニュース的に取材に行っておるというような状況で、余りあり過ぎてですね、自分のところでできなかったら民間の放送会社に売りよるというような話も聞いております。そういうところぐらいまで那賀町も是非やっていただきたいと思います。結果言いましたか、どうぞ。

力を入れてやるかやらんか、答弁をお願いします。

○岩本泰和ケーブルテレビ課長 議長。

○大澤夫左二議長 岩本ケーブルテレビ課長。

○岩本泰和ケーブルテレビ課長 大変厳しいと言うか、我々にとっては非常に痛い御質問なんですけれども、現体制ではですね、本当に厳しいものがございまして、若い職員、十分休みも取らず働いておるというのが現状でございます。

この中でですね、我々日々今年是这样やっていこうという高い望みは持っておりますけれども、今の段階ではですね、益々増やしていくことは非常に難しいと。今度また平成24年度の臨時職員を含めての職員の体制、この中で更に新たにですね、できるものから取り組んで参りたいと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○吉田行雄議員 議長。

○大澤夫左二議長 吉田君。

○吉田行雄議員 今の段階では難しいということですが、いずれにしても将来やる気ではおるのだなと、このように理解をいたしております。それで、課長の口からはですね、「やります。」とは言えなんたら、町長、どうですか。どうぞ。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 担当課長が今申し上げましたとおり、民間委託ということも考えられるかと思えますし、臨時職員を雇ってすぐそれで対応できるかといういろいろな課題がございます。職員の定員管理、そういうこともあります。やはり一番影響が出てきますのは、そういった場合に視聴者の町民の皆さん方にどれだけ御負担いただくかということもあろうと思います。それらを含めて今後検討して参りたいと思っています。

○吉田行雄議員 議長。

○大澤夫左二議長 吉田君。

○吉田行雄議員 終わります。

○大澤夫左二議長 2 番目に古野司君を指名し、発言を許可いたします。

○古野司議員 議長。

○大澤夫左二議長 古野君。

○古野司議員 それでは、通告をいたしておりました一般質問をさせていただきます。

さて、昨年のあの震災から間もなく1年の日を迎えようとしております。本町の人口を遥かに超える15,800人余りの方々が亡くなりになり、また3,270人の方が未だに行方不明ということであります。亡くなられた方々の無念さや残された家族の悲しみを思うとき、万感の思いが込み上げて参ります。1周期を迎えるにあたり、犠牲者の御冥福を改めてお祈りいたしますとともに、被災地の1日も早い復興・復旧を御祈念申し上げるところでございます。

さて、あの震災は、日本の戦後65年の中においては最大の価値観の変化をもたらした、歴史に残る大きな事件としてこれからも語り継がれることでありましょう。先日のNHKのニュースの特集において、今のこの時代を表す言葉として、太平洋戦争後を表す「戦後」という言い方になぞらえて、震災の「災」の字を使い「災後」という言葉を使用しておりました。この戦後ならぬ災後という言い方をすれば、本年は災後元年ということになりましょう。

その災後元年という年の本町の平成24年度予算においては、あの東北の震災、また昨年夏の紀伊半島大災害を踏まえて、私としては防災や減災対策の予算を本年度予算において一番の目玉として大きく積み増すとともに、新たな対策事業を盛り込んでほしい、そうしておりましたことをまず最初に申し上げておきます。しかし、庁舎の耐震対策に早々と予算措置をしたことや、防災無線デジタル化基本設計委託料を予算計上したことは、大いに大きく評価をいたすところであります。

さて、その「防災無線のデジタル化について」質問をいたします。現防災無線は、旧町村ごとに方式や内容が異なっております。聞きますと、メーカーもNEC・富士通・パナソニックなどそれぞれに違いますし、方式も全く異なっておるということでござい

ます。そのことにおいて、住民への情報伝達などにおいて地域間において格差もあるか
と思います。また、古くは昭和の末の施設もあるということで、設備の老朽化は目を覆
うものがございます。施設によっては、メーカーのサービス終了時期も近いのではない
かと思われてくるものもあります。

そこでお伺いをいたします。現在の防災無線は、いつまでこの状況で保守点検をして
使い続けることができるのか。その期限はいつぐらいになるのか。そして、これから計
画をしていくデジタルシステムはどのような構想を計画に盛り込んでいくのか。特に本
町の場合は地理的に東西に長く、本庁から各支所までの距離を考えたとき、防災無線シ
ステムにせめて本庁舎の親局と各支所庁舎の間、また主だった避難所となる施設との間
においては、双方向通信が可能なデジタル無線システムに更新していく必要があるのだ
はないかと思いますが、いかがでありますか。

所見をお伺いいたします。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 古野議員さんの、防災無線のシステム一元化についての御質問でござ
います。御指摘のとおり、本当に防災無線システムの一元化ということについては、
那賀町、それぞれ方式が違いますので、この一元化についてはデジタルの対応と併せ
て現在検討を行っているところでございます。

ただ、やはり現在のところ消防無線のデジタル化が県下統一され、そして急遽平成
25年だったか、それまでにとということで、この平成24年度には県が基本設計を行
い、その負担金を割り振っております。今回町としては補正で対応をいたしますという
ことで当初には計上をいたしておりませんが、この分の基本設計の負担金が現在のとこ
ろ海部消防のほうに通知が来ている負担金の按分でいきますと、那賀町分は14,500
千円、このくらいになるのでなかろうかと思っております。負担割合が32.3%と
いうような形で、金額はまだ示されておりましたが、その分で、正式な金額ではござい
ませんがそういう按分でいきたいということが言われておりますので、それから計算し
ますと14,500千円という形になります。

この基本設計の内容についてお聞きしますと、那賀町では基地局を4か所設置する
ということにしておりますが、私としてはこれで町内全てがカバーできるとは思ってお
りません。と言いますのは、アナログでなくデジタル無線でそれだけカバーできるか
と、それで全部カバーできるかと言えば、とても無理だろうと思います。

そういったことで、このまま実施設計をされると海部消防全体で17億円という負
担金が今言われております。それから、先ほどの率で按分しますと那賀町分だけでも工
事で6億円というお金が必要となってきます。これだけ投じてその効果が、先ほど申し
上げましたように、通信機能が発揮できるとは思っておりませんし、思えないと思いま
す。

現在本庁・分庁・支所間、何とかアマチュア無線でどうにかいざというときに通信
が可能なようにはやっておりますが、アマチュア無線でさえそういった状況でございま
すので、やはり町としては、今後におきましてはやはり実施する段階には防災無線も含
めてでございしますが、ケーブルテレビの、これも全てを光ケーブルに替えますと双方向

の通信も可能になりますし、映像の双方向も可能になろうかと思いますが、これも金額的にかなりの、数十億という金額がかかろうかと思います。事業費がかかると思います。やはり今あるそういった施設、それから今申し上げましたケーブルテレビ、防災無線そして携帯電話、それからアマチュア無線、それらが連携できる通信体制を構築していきたいと考えております。

たちまちは、そのことを即それぞれ一気にやるということもできませんし、やはり基地局となるやはり支所・分庁・本庁、たちまちこれらの改築を優先して参りたいと思っております。それができ次第、今申し上げましたそれぞれのデジタルに対応した通信体制を整えて参りたいと思っております。

ただ、やはり消防無線のデジタル化については、全県下一斉に動くということで、都市部のほうにつきましては先ほど申し上げた予算で、当初予算で計上して今年に実施設計にかかるということにしておりますが、那賀町としても海部消防さんの関連の牟岐町・海陽町・美波町、その方々とも十分協議をして、そして実施設計におきましては町は町としてそれらを含めた連携ができる、対応のできるシステムを構築できる実施設計に取り掛かって参りたいと思っております。

以上です。

○西本安廣地域防災課長 議長。

○大澤夫左二議長 西本地域防災課長。

○西本安廣地域防災課長 古野議員さんの質問の一部を回答させていただきます。

今現状ですけど、これ相生と上那賀は富士通関連で機器が入っております。それと木沢地区は日立が入っておりまして、木頭についてはパナソニック系のものが入っております。年数は先ほど古野議員さんがおっしゃっておった、一番古いので昭和63年、上那賀地区が一番古いのが現状でございます。製造が昭和63年となっております。あとは木沢と相生は平成8年製造、それと木頭については平成3年製造という機器が入っておりまして、防災無線としてはですね、機器の耐用年数というのは概ね10年と設定、業者のほうからは10年というように聞いております。

こうしたことも考えてですね、私が平成21年に着任したとき、四国管内ではどのようにデジタル化なり改修をされておるのかというような、四国県内で取ったときの時点ではですね、まだまだアナログがほとんどで、進んでおってもデジタルとアナログが併用されたような状態でした。そういった状況の中ですね、この3月11日の災害を見てですね、県内でも例えば隣の阿南市さんは昨年基本設計に入って今年実施といったような形に入っておりますし、ほかの市についても取り掛かっております。

そういったことも踏まえてですね、今回基本設計の予算をさせていただいております。

○古野司議員 議長。

○大澤夫左二議長 古野君。

○古野司議員 はい、詳しい御説明ありがとうございました。

本町での災害対策ということで申し上げれば、今一番国・県が力を入れておる津波対策ということは全く必要がないという、その1点だけを考えれば非常にありがたい地域

に我々の地域は存在しておるのだという風なことをと思いますが、ただ、また違う視点から見ますと、昨年の奈良・和歌山のあの山腹の大崩壊・大水害ということを考えると、また津波以上の危険度もあるのかなと。

逆にまたそのことから引き出されてくることで言えば、今町長がおっしゃられた、有線を使った、光を使った双方向の連絡を取り合える今のケーブルテレビを利用した方法というのも確かに効率的ではありますが、山腹崩壊が起きたりした場合には、全て道路網を含めて寸断をされてしまいます。そのときには、現在使われておる携帯電話自身も、ケーブルの寸断によって使用は不可能となって参ります。

そのことを考えると、やはり無線の方式が防災また減災に対しては、それ以外に対応するものというのは考えることができないのではないかと。町長がおっしゃられておったアマチュア無線、これも非常に安価な中での有効な措置です。そしてまた、今回消防のほうに、毎年のことなんでしょうが、300千円余りの予算が計上されております衛星電話、こういう風な方法も非常に、これも決して金額的には大きくないものの中で有効な方法であるのではないかと。

共に、ただし、アマチュア無線にしても距離が飛ばない、この衛星電話にしても、先日防災課長に私が知っていることを申し上げておいたのですが、お聞きしますと、那賀町の衛星電話を導入されておるのはN T T ドコモの静止衛星を使った形を導入されておるということでございました。私が聞いたり調べたりしてみるところでは、N T T の衛星電話に関しては、地上局は首都圏近くに両方とも設置をされております。

〔東谷久男議員退席、出席議員13名となる〕

群馬と茨城でございます。今国が一番被害が大きく出るのではないかとと言われておる首都直下型地震や東海地震が起きたときには、両方とも基地局がダウンするという風な可能性が、このN T T ドコモの基地局を分散したことはそれを回避するために最初は分散しておったのですが、首都直下型地震がこれほど大きいということを想定する以前の分散でしたので、多分ダウンするだろうという風なことも言われております。

その中で使えるのは、海外に地上局を持っておるイリジウムなり他の施設でなかったら使えることはないかと思えますし、先ほど町長がおっしゃっておられたアマチュア無線に関しても、指向性を持ったアンテナをそれぞれの支所に設置することによって、それももっとクリアな、ロケーションが悪い中でもクリアな交信が可能になってくるかと思えます。

〔東谷久男議員出席、出席議員14名となる〕

去年のあの東北そしてまた紀伊半島のあの災害、そしてまたそれに伴って起きた原発の事故、専門家の方々は口を揃えて異口同音に「全て想定外だった。」と、そのようにおっしゃいますが、あとで考えてみると想定外でなかったことというのがいろいろと出て参っております。この想定外のことを想定して対策を立てるには、これまた専門の方々が豊かな想像力そしてまた柔軟な発想力、これが想定外をクリアする一番の方法である。専門の方々はもう評論だけをして飯を食っておるので勝手なことをおっしゃっておるのかも分かりませんが、確かにその点に関してはそのようなことが本当のことであろうと思われます。

どちらにしても、この防災無線のデジタル化に関しては大変な予算の出動が伴うこ

とだろーと思ひます。町が単独で4, 000世帯、この広いエリアを全部カバーしていくには、5億円とも6億円とも10億円かも分かりません。どちらにしても多額の予算を伴うことをいつまでも先延ばしにするわけにもいかんでしょうから、県内また四国エリアの中の他の自治体、先ほど申された中に付け加えると、吉野川市も本年から実施設計を10百万円計上しております。吉野川市などは特に美郷を抱えておりまして、我々の町と同じような地理的な条件の中での設計をされることと思ひますので、どうぞ先進地の行っておるものをよく見た上で、コストパフォーマンスが十分取れる、あとでよかったなと思えるような設計を、今年から基本設計を進めていただきたいとお願ひしまして、まずこの1点目の質問を終わります。

それでは、続きましてあと2点、これ、まとめて質問をさせていただきます。

昨年9月定例会におきまして、庁舎の耐震診断の結果について質問をいたしました。驚敷の本庁舎・相生・上那賀・木頭と、改築が済んでおります木沢以外の各庁舎について、耐震診断結果を総務課長から詳しく報告をいただき、その危険度に改めて大きな驚きをしたわけでございます。

さて、その結果に基づきどのような対応をされるのかをお伺ひしたそのお答えとして、今年度中にその将来的な方針を決定したいとお答えをいただいております。そうする中、早速本庁舎と相生分庁舎の方針・計画、そしてそれに伴う予算も計上されて参りまして、そのスピード感のありようには感心いたしますとともに、心から敬服をいたしました。4庁舎のうち2つまでは計画が進んでおりますので、残る木頭と上那賀の庁舎への対応であります。この2件の現在の進捗状況をお伺ひいたします。

続いて質問をさせていただきます。

そして3点目、通告をいたしております。このことも昨年12月定例会においてお伺ひをいたしました。「長安口ダム取水による日野谷発電所の水利権の更新について」であります。この更新日もあと20日余りで参ります。どのような形においていかなる意見を県知事にお伝えすることができたか、3月末にはそれなりのことがお答えできるとおっしゃられておったと思ひますので、この点もお伺ひをいたします。

○**峯田繁廣総務課長** 議長。

○**大澤夫左二議長** 峯田総務課長。

○**峯田繁廣総務課長** まず私のほうからは、各庁舎の耐震改修について現在の検討状況をお答えしたいと思います。各庁舎の耐震診断の結果については、9月にいろいろと御説明をさせていただきましたので今回は省きます。

相生・上那賀・木頭各庁舎の耐震改修の方針については、その後、庁内と申しますか、役場にはいろんな行政課題を解決するために副町長を委員長として各課長・各支所長がメンバーになった「行政改革推進委員会」というのを設けまして、毎月いろんな行政課題について検討をしております。今回の耐震につきましては、更にその中からメンバーを選出しまして「役場庁舎耐震改修及び行政組織等検討委員会」というのを設けて検討を行ってきました。と申しますのは、役場の耐震改修は、今後の本庁あるいは支所の業務のあり方・組織機構とも密接に連動するので、その点も踏まえて検討をしております。

その議論の中で、まず今後の組織機構のあり方についてですけれども、今後の職員数

の配置等を想定すれば、現在の体制を維持し続けるというのは困難でもあり、改革が必要である。それから上流支所のあり方については現支所の機能を充実させるために3支所の職員を再配置したような統合事務所と申しますか、そういうものも設置が必要ではないか。そうすることで、各支所で担当1人が事業に取り組むより複数の職員が相談・協力し合って事業を行うことが、効率的でより大きな力になるのではないか。その統合的な事務所の場所については中心地区が望ましいけれども、土地の確保であるとか住民の理解を得て行う必要があり、なお継続して検討するというような検討をしております。

そういうことを踏まえて、本庁とか分庁のあり方についても現在本課が本庁・分庁に分かれていますけれども、課相互の連携・効率性などからも本課の再配置についても更に検討すべきことはないかと、再配置についても考えていかないといかん、必要性があるのでないかというような検討をしております。

それに併せて各庁舎の耐震改修の方針ですけれども、まず年度の実施スケジュールと申しますか、どういう順序でやっていくかということについても検討をいたしました。そこで、平成24年度には既に予算に上げておりますように、役場庁舎の改修工事とそれから相生分庁舎の耐震改修の設計を行うということで、これは既に来年度の予算に計上してあります。それから平成25年度につきましては、相生分庁舎の耐震改修工事と上那賀支所庁舎の設計を行いたいと思っています。そして平成26年度には上那賀支所庁舎の耐震改修工事と木頭支所庁舎の耐震改修の設計を行い、そして平成27年度に木頭支所庁舎の耐震改修工事を行うというような方針で行って参りたいと考えております。耐震改修工事には多額の経費も要することから、今後の財政状況にも左右されることもありますけれども、現在はもうできればこの方針で取り組みたいという風に考えております。

それから、次に各庁舎の耐震改修の方法でございますけれども、鷲敷庁舎については今年度、平成23年度の予算で耐震改修設計費を計上して設計を行っているところで、内容等についていろいろと今詰めているところであります。これについては企画情報課のほうで担当していただいております。それから、相生分庁舎については、今後森林管理受託センター等の設置も予定されていることから、そうした要素も鑑みながら平成24年度に設計を行うということで予算も計上しています。

さて、上流の上那賀・木頭地区の支所庁舎ですけども、まず上那賀支所庁舎については、先の耐震診断時に示された現庁舎の改修案では非常に大掛かりな改修となって、工事費も莫大になるということが予想されます。そのため、設計に際しては現庁舎を改修する方向は勿論ですけれども、あるいは現庁舎を解体・撤去して将来的なニーズに合った新しい支所庁舎を新築する方法も選択肢としては大いにあるのではないかという風なことで、これについては今、更に両面から継続的な協議を行うこととして、現在検討を進めております。

それから、木頭支所庁舎については耐震診断時に出された案を参考に、いろいろな鉄骨ブレスであるとか構造スリットとかいろんな方法があるんですけども、これらの方法で耐震改修を行っていくと。1つの方法として、1階・2階の荷重を軽減するために、3階以上の部分が不要であれば撤去するなどの方法も思い切って設計までに詰めた

いと思っております。

いずれにしても、各庁舎の規模とかそれから内容につきましては、先に述べました今後あるべき本庁・分庁・支所・出張所・上流救急隊など、町の行政組織等と密接な関係がありますので、それらの改革・改善の方法と併せて議論して具体的に進めていきたいと思っています。

以上でございます。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 古野議員さんの２点目の水利権の更新に対する対応でございます。去る９月３０日に県の企業局の青木次長さんほか流域整備課の皆さん方と共に、申請前に那賀町に説明に来ていただいたところでございます。そして、１２月に申請をするという旨を聞いておりました。

その後、２月９日に議長さん・副議長さんそれから那賀川水系特別委員長さん共々、１２月２７日付で那賀町にいただいた水利権の御礼を兼ねて、更新にあたっては安定水利権に移行ということも含めてでございますが、そういうことで訪問をいたしました。そして、またそのときに日野谷発電所の水利権の更新にあたっては、減水区間の対応また請願内容及び町の安定水利権のことも含めてでございますが、それらを含めて流域整備課の関係者それから河川局長それから企業局長さんに訪問をいたしまして、そういった要望を含めてお伺いをしたところでございます。

また、翌日の１０日には元河川局長の山本さんをお招きして、議会のほうからお招きして、水利権に対する水利権とはどういうものかという講習も受け、それらの水利権の審査のポイントと言いますか、その内容についてもお話しを受けたところでございます。

そうした中で、那賀町としては、全国ダム発電関係市町村全国協議会というのもございます。この協議会でも、更新時期の要望としては河川維持流量の確保について、強く国にも要望をしてきたところでございます。今回の更新につきましても、長安口ダムの改造に併せて維持放流ができる構造についても検討をしていただきたいということを申し添えてきました。また、現在の古屋川に設置されております明神ダムからの放流量についても、何とかできるだけ増やしていただきたいと、それにできれば魚道も検討していただきたい旨もお話しをさせていただきました。

この魚道については、長安ダムの本体の改造工事の段階においても、それらができないかどうかということも含めてお話もさせていただいたこともございます。それがどうしても無理であれば、明神ダムのほうから魚道を付けていただいて、そちらから長安ダムのほうに隧道を通して水を送っておるのだから、そこからまた長安ダムのほうへ入ってくる魚類もあるだろうということで、そういうことも考えてくれませんかというお話も、これまでもしてきたところでございます。

そういった中で、整備局に対しましても、今申し上げました中で特に水利使用規則に、許可するときには水利使用規則の中にも全てをなかなか書けないとは思いますが、維持流量については記載をしておいてくださいよというお願いもしてきたところでございます。

先般、そうした中で7日の日だったと思います。県から申請をしていた更新の分について、6日付で国から県に対する意見聴き取りの連絡があったので、来週以降説明にお伺いするという連絡がございました。そのときに、こちらへ説明に来ていただいたときにも要望として意見を言わせていただくのですが、電話でも、その内容についてはこうですと、先ほど申し上げたような内容を申し上げております。

そういったことで、説明に来ていただいたときには、そのことを意見として再度申し上げるつもりでございます。そういうことで、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

○古野司議員 議長。

○大澤夫左二議長 古野君。

○古野司議員 まず、2点目の耐震の改修についてのことでございますが、今回平成24年度の予算の中にも、まとまった金額で木頭と上那賀の庁舎の経費が計上されております。このこと、取り壊すかどうか分からないのにもかかわらず予算措置をするということが適当かどうかということを細かくとやかくは申しませんが、ただ、多分非常に必要だったからこういう風な予算措置をしたことだろうと思います。このように緊急に必要なものに対してはすぐに対応する、これ非常に結構なことでございます。これと同じように財政的な難しさもあるかと思いますが、先ほど申されたような計画の中において、段階的に耐震改修を早急に進めていただくようお願いを申し上げます。

そして3点目、今町長から答弁をいただきました。この水利権の意見についてでございますが、その申し上げる最終の機会にも、那賀町として、この本町としてどうしても必要なこと諸々あるかと思えます。どうぞ精一杯お伝えする場を作っていただいて、申し上げていただきたいとお願いをいたします。

以上で私の質問を終わります。

○大澤夫左二議長 古野司君の質問が終わりました。

ここで45分まで小休いたします。

午前10時36分 休憩

午前10時45分 再開

○大澤夫左二議長 会議を再開いたします。

3番目に連記かよ子君を指名し、発言を許可します。

○連記かよ子議員 はい、議長。

○大澤夫左二議長 連記君。

○連記かよ子議員 一般質問に先立ちまして、未曾有の災害から早や1年が過ぎました。東北の皆様方の1日も早い復興を心からお祈りを申し上げます。

さて、先般この議場で子ども議会が開催されました。働く場所の確保それから特産物のブランド化など、那賀町の未来を担う子どもたちの発言は堂々としていて大変立派でありました。心して、私も一般質問を行いたいと思います。

3点の通告をしてありますけれども、1点目は「森林管理受託センターについて」お伺いをいたします。

平成17年度から林業再生プロジェクトとして、また平成19年度から林業飛躍プロ

ジェクトとして林業施策に取り組んできたわけであります。我が町は森林面積が95%も占めております。林業の再生は、住む者にとりまして悲願とも言うべき長年の課題であります。県は平成23年度から県産材の生産・消費量を倍増させる「次世代林業プロジェクト」に取り組んでおります。その受け皿として森林管理受託センターがこの本町に設置されるということで認識をいたしておりますが、開会日の山本林業振興課長の説明によりますと、森林管理受託センター準備室のメンバーとして、森林組合から6名・林業公社から4名・臨時職員1名・町職員2名、また林務からの指導者も来ていただけるということであります。

また、今回入札という制度を取り入れることでありますけれども、その入札に参加できる林業優良事業体が11業者であります。それから、計画目標として平成32年度の生産量が20万m³、雇用が350人という設定であります。

また、新聞報道によりますと、高性能機械の導入や建設業の参入促進などで林業従事者は那賀町では165人に増えておるということでございました。森林という宝の山を守るためにも、また子や孫に美しい山を残していくためにも、これまでも、またこれからも持続可能な森林整備が必要であると思っています。今回提案されたものは準備室ということで、平成25年度において事業運営がなされるということでもありますので、今回の質問は余り細かい数字は控えるとして、今後の運営の仕方によって検証をしたいと思っております。

そこで、まずお伺いしたいのが、これまでは森林の管理とか施業委託は、ほとんどの事業におきまして森林組合に委託されてきました。それがなぜ今町を主体とした、先ほど言った入札制度を取り入れた森林管理受託センターの設置となったのか、まずお伺いしたいと思います。

○山本賢明林業振興課長 議長。

○大澤夫左二議長 山本林業振興課長。

○山本賢明林業振興課長 連記議員さんから、なぜこの森林管理受託センター準備室を作ったのかといったことなんだろうなというふうに思うんですが、私自身が感じたのは、1つはですね、一昨年12月だったですかね、フォレストワークができました、いよいよ雇用っていうものが生まれたなと。そんな中でちょっと矛盾を感じたことがあるんです。っていうのはどういうことかと言いますと、素材生産業者の中でですね、施業地の、極端に言えば奪い合いをせえへんのだろうか、ここがより心配だったわけですね。これをやっぱり何とかしないといかん、施業地を確保しないといかん。これを行うことによって雇用というものが当然生まれてくる、増大してくるはずなので、まずここからスタートするべきだなっていうのが私の考えでございました。

今回議員さんにもですね、いろいろ川俣の山林、80haの山林ですね、あれを現地も見ていただきましたし、御承認もいただきました。あれも雇用を生む、施業地を作る、こういった発想であって、まずこういったことから解消していかないといかんのではないかというのが1つの狙いです。

それともう1つはですね、例えば森林施業計画という中で、Aさんの山が3町ぐらい持っておるとしましょう。これが地区地区によって旧上那賀町のこの地区に3反あるわとか5反あるわとかいうような発想で、バラバラでまとまっていないというのがあるじ

ゃないですか。そんな中で、小規模の林家、「ここ、すまんけど森林組合さん、搬出間伐してくれへんで。」といったことがあったとしてもですね、高性能機械を持っていく経費あるいは人件費等を考えてみますと、3反や5反のために、ためにやいう言い方は失礼なんですけども、採算が合うのかと言えば合わんと、逆に搬出間伐してもろうて林家は金を出さないと仕方ないわというような、そんなね、考え方になると。これをやっぱりまとめる、小規模林家でもまとめることによってコストを下げる、林家への所得っていうものを向上させるっていうことですね。

もう1つ私は思うんですが、今まで森林組合、当然これ「ここ施業させてくださいよ。」っていうような形でね、お願いをしたと思うんですが、要するに「この山を調査して材積がこれだけある、面積がこれだけある、これだけを搬出したら林家にこれだけのお金は還元しますよ。」という、いわゆる協定って言いますかね、契約書っていうものを作っていくと。森林組合の市場で案外安くしか売れなただけん、これだけ返せんかったわという考え方ではやっぱりいかん。やっぱり現地を踏査して標準地でどれだけの材積があって、それを林家にこれだけは最低でも返しますよと、そういったことをきちり守っていくのだと、これから。そうすることによって当然森林所有者にしたら信頼性を生む、そしてまた継続性を生むというような形になると思うんですね。こういったことを、これから作ったきっかけとしてはそういったことがこのセンターの作った意義っていうのが、僕はそういうところから発想は生まれたというように感じております。

以上です。

○連記かよ子議員 議長。

○大澤夫左二議長 連記君。

○連記かよ子議員 今、課長のほうから、なぜ作ったのかという質問に対してまず雇用の拡大であると、それからまた林家の所得を守っていく、それから林家との信頼関係を築いていくというところで作ったという風な御説明をいただきました。

その中ででありますけれども、例えば那賀町は零細な民有林が多いんですよ。その信頼関係も作っていくという中で、例えばこの課長が説明していただいた開会日のこの資料によりますと、零細の民有林が多い中で300ha規模の団地を設定していくという話もございました。それからまた先ほど言われた、3反や5反のところに高性能機械を投入して採算が合うのかどうかというような話もございましたけれども、この計画は、300haのその大規模の団地を設定して、その中に高性能機械の3点セットより以上の4点セットを投入して作業の効率化を図る。これ、例えば利益の、言われるように確かに利益がないと山を守っていけないことはよく分かるんですけども、例えば平成26年度の、今から3年後ですか、2年後ですか、その町内の木材生産量が11万m³まで上げていく、また平成32年度は20万m³に上げていく、そういう風に効率化と利益を追求していく中で、例えばさっき言ったような零細な民有林の団地化がね、本当に進めていけるのかどうか。このことを私、とても疑問に思っているんですけども。

それから、そうしたことで生産量を上げていくことで、地域に対してどんな経済効果があるのか。先ほど課長が言われたように、雇用の拡大はしていけると思うんです。ほやけども、これがもし絵に描いた餅であれば、そういうことが……。徐々に、急にできなくても、徐々に上げていくことは結構だと思うんですけども。

それから団地化を進めていく上で、入札制度の中で11業者の林業優良事業体という話でございましたけれども、那賀町には例えば一人親方とか自分のところで生産している林家もあると思うんです。その人たちがこれには入れないと私は思うんですけどね、そのところをどうしていくのか。例えば団地化を進めることで、まずね、そのセンターがしなければならないことは山持ちさんのところへ行ったら判をもらわないといけませんよね。そういった営業努力もこれからは要と思うんですけど、そういったことね、一人親方をどうするのか、団地化をどう進めていくのか、それから地域に対してそんな生産量を上げていくことでどういう風な効果があるのか、それをお伺いしたいと思います。

○山本賢明林業振興課長 議長。

○大澤夫左二議長 山本林業振興課長。

○山本賢明林業振興課長 一人親方をどう考えているのかといった御質問なんですが、これ、以前もですね、森林組合の作業班の一部に一人親方として雇われてと言うたらおかしいですけど、やられたわけであって、例えば入札制度、優良林業事業体ですね、ここに入札をしたところでですね、森林組合も当然この事業体に入ってますのでね、同じ考え方であって、別に一人親方の方が困るというように僕はそういうようには理解してないんですけどね、1つにはね。

あと、そうですね、効果ということですね。この今後どういような、これだけの木材が搬出されてきた中でどういような効果があるのかということと思うんですね。今現在ですね、徳島県に使用されて、県内で使用されている需要量と言うたらいいんですかね、これがね、約20万m³ぐらいなんですね、20万m³。今県が言われている次世代林業プロジェクト、これが10年後には40万m³に持っていくってことですよね。「10（テン）アップ運動」っていうことで、毎年1割ずつ上げていこう、そういうような考え方で県も取り組んでおるんですが、これ、言い方は悪いんですけども、これ県が取り組むということは、例えば三好市とか那賀町とか海陽町とか、ここがやらなかったら10アップ運動にも何にもならんのですよね。これをやっぱり実践をしていくというのがこの活性化センターの大きな目標でもありますし、今言った20万m³のうちですね、今の徳島県内でこの需要っていうのは20万m³の内の約10万m³とか12万m³と思うんですよ。あとどんなにしよるんと言いますと、愛媛県それから高知県、和歌山からちょっと来よるとは言うんですけど、それと外材が占めてこの20万m³が形成されておるんですね。まだまだ県内で需要っていうのは当然これは生まれると、僕はそういうような格好で思っていますし、将来的に、将来的にと言うか、3.11もございましたように、これから復興でボンボンボンボン、あの3県が復興していくと思うんです。木材の需要というのは必ずあるだろうなと。

それともう1つ今地産地消っていう、那賀町であれば当然木材の地産っていうのはなんぼでもあるんやけど、地消しようと思うたらなかなかね、できない。なかなかこれは。まず地産地消と地産外消、大都会で木材を使うと。国が言える国産材50%まで持っていくんだということ。今28%ぐらいですかね。これに持っていくんだということは、やっぱり大都会で使わないといかん。内装材に使う、そういったこともね、含めた中で、効果っていうのはこれから十分出てくるんじゃないかと、僕はそういうような発

想をしています。

何かそんなところすみません。申し訳ないです。

○連記かよ子議員 はい、議長。

○大澤夫左二議長 連記君。

○連記かよ子議員 今、課長が効果というところで、私もね、それだけまあ言うたら生産量を増大させてどういう効果があるのかということ考えたんですけども、やっぱりそれからこの間の、この次世代林業プロジェクトの中にも小面積の皆伐ということが入っていたんですね。その中でやっぱり林家の方に1ha1百万円ぐらい残せるような話もございました。それで、そういったことで地域経済が回っていく、そのことも大きな意味があるのではないかと考えています。

それから、先ほども言われた雇用の拡大ですよね。今、那賀町が限界集落・消滅集落というところでどうして人を増やしていくのかというところでは、やはりこの林業の再生がまず一番ではないかと思っております。それから、前段の吉田議員さんへの町長の答弁にありましたように、やっぱり長安口ダムの堆砂にしても、森林整備、これが大きな位置を占めているのではないかと考えております。

森林ということは、例えば地球環境の全般的な保全、それから温暖化の防止ですね。それから野生動物の生息場所など、それから今言われる木材生産など、多様な面を持っていると思うんです。だから、私たちはこの那賀町にある山を守って子どもたちにやっぱり残していかなければいけない。私、この森林管理受託センターが立ち上がったことは、そういったことに一歩進んだことではないかと大変期待を申し上げております。是非とも那賀町が一丸となって取り組んでいただけたらと思っております。

今後森林の整備について、町長も当初予算の説明の中で言われておりますように、頑張ってください、そんな風に思っておりますが、最後に町長の答弁を、今後林業をどうしていくのかお伺いをいたします。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 先ほど担当課長が森林管理受託センターの件について御答弁させていただきましたが、やはりそういった国のなり県の施策に町も対応し、そして那賀町の森林・林業を拡大していくためには、やはり今までのシステムでは対応しきれない。森林組合ではやはり集約化、そういったことも今までいろいろとお願いをしてきたが、組合ではできない。じゃあどうするのかということで、やはりそれができるシステムのものをやらなければ対応できないではないかということで、森林管理受託センターを設立しようということになったわけです。やはりここでそれらの課題をこの準備室、平成24年度の間にもいろいろな課題があると思います。それを拾い出して解決策を見つけ、そして平成25年度からはその対応をやっていくと、正式にやっていくということで進めて参りたい。

やはり次世代林業プロジェクトまた国の林業再生プラン、この施策に対応していくためには、やはり町としての需要、供給体制を整えなければなりません。そしてまた、やはりそれに対する、供給に対する需要の拡大も図らなければなりません。需要の拡大を図っていくためには、やはり建築用材のみならず、やはりあらゆる方向に使っていただ

ける対策を講じていかなければなりません。

そうした中で、やはり製材の町内の製材業者さん、この方々にもいろいろと課題があると思います。それらに対する供給また町外の需要、町内の木材、那賀町の木材を利用いただいている町外の加工業者さん、これチップも製材も含めてでございます。それらに供給できる体制を構築していかなければ、いくら供給体制が整っても需要の拡大も図っていかなければなりません。そのことを全てやっていくためには、今の森林組合の体制ではなかなかできないということもお伺いもいたしておりますし、我々としてもそういうことを想定いたしております。そういったことをやはり解決していかなければ、先ほども議員さんから指摘がありましたように絵に描いた餅になりますので、そうならないように十分この平成24年度に課題を洗い出し、それに対する解決策を見つけて参りたいと思っております。

そういったことで、今後ともいろいろと課題もありますが、御提言も、議会の皆さん方からも御提言をいただきながら、このセンターが全国初と言われておりますので、成功に最善を尽くして参りたいと思っております。

○連記かよ子議員 はい、議長。

○大澤夫左二議長 連記君。

○連記かよ子議員 町長の明快な答弁をいただきまして、ありがとうございました。よく分かりましたので、是非とも、本当に先ほど言いましたように、那賀町を挙げて一丸となってこのことは取り組んでいただきたいと思いますと思っております。

それでは、2点目の質問に入らせていただきますけれども、2点目は「障害者福祉の充実について」ということでございます。

先般のことでもございましたが、障害者施設内で起こった虐待による裁判の最終弁論が行われました。障害という重いハンディに加え、施設という密室の中で行われてきた虐待は、決して許されるものではありません。これまではほとんどの被害者の方が泣き寝入りをせざるを得ない社会的状況であったかと思えます。裁判という重い扉を開かれた保護者の方の勇気には、あとに続いていく障害者の方にとっても希望の光となったことでありましょう。

障害者基本法によりますと「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重され、個人としてのその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有する。」とあります。健常者と障害者が、同じ地域の中で互いに助け合い支え合いながら、社会を構成する一員として共に生きていける、那賀町の方針であります「全ての人に優しい福祉の町」であってほしいと思っております。

そこでお伺いをいたしますけれども、3障害に対して町はどのようなサービスを提供しているのか。また4～5歳児の発達障害児の検診に取り組んでいただいているところでございますが、こうしたことの早期発見・早期予防にどのような効果がその子どもたちの上にあるのか、それをお伺いをいたします。

○鵜澤守健康福祉課長 議長。

○大澤夫左二議長 鵜澤健康福祉課長。

○鵜澤守健康福祉課長 連記議員さんの御質問でございますが、障害者の方に対するサ

ービスはどのようなものがあって、どういう風なことになっておるのかということでございます。

今現在、那賀町内には「事業所」、いわゆるサービスを提供できる施設というのが、あすなろ作業所については「作業所」という部分でございますので、事業所としてはないというのが現状でございます。ほとんど町外の作業所のサービスに頼っておるというのがサービスとしては現状でございますが、自宅で入浴であったりとか排泄であったりとか食事のサービスであったりとか、介護等を行う居宅介護のサービスですね。それから重度障害者の方への日常生活用具、おむつでありますとか加湿器・吸引機などの貸出し等、それから給付等の事業ですね、その事業があったりとか、外出支援のための支援、いわゆる買い物の支援であったり、どうしても必要不可欠な外出をするための支援というものであったり、それから障害者・障害児の相談に応じる相談事業というのが、今申しましたようなことっていうのが年々増加をしてきておるというのが現状でございます。

ただ、最初に申しましたように那賀町にはその事業所と言われる部分がなくて、相談事業に関しまして専門の相談員さんというのが町外の方に来ていただいたりとか、勿論那賀町にも地域包括支援センターの職員でありますとか保健師がおりますのでそこらで相談を受けておるのですが、年々そういう風な相談事業等の利用が増えてきておるということがございます。

今後はですね、介護者の高齢化っていうのも当然これから進んで参ります。居宅サービス、居宅介護サービスやその先ほど申しました移動支援のサービスというのは、利用者が年々増加をしてくることが考えられるという風に思っております。これらのサービス内容の充実っていうのにも当然努めていかなければなりませんし、何よりも家族の方が悩みを抱え込んでしまうっていう風なこと、それから地域で孤立してしまうというようなことがないように、関係機関等と連携を図っていきたいと考えておるところでございます。

また、就労支援につきましても、那賀町では現在平成23年度からなんですが、雇用、障害者の方の雇用ということで、町の職員として何名かの方を雇って雇用促進を図っておるという現状もございます。

それから、2問目の質問のところでございます発達障害者・障害児に対する早期発見・予防というような部分だろうと思いますが、このことに関しましては、保健センターのほうで乳児検診ですね、それから1歳半検診・2歳児検診・3歳児検診・4～5歳児検診、それぞれの検診等におきまして発達の気になるお子さん等につきましては、月に1回それぞれの施設、保育園であるとか幼稚園であるとかそういう施設に出向きまして、専門の発達相談員という方がおいでますが、その方に来ていただいてそういう施設に出向いて巡回相談をしております、月1回。そこで発達検査というのを実施いたしまして、その結果、特別な支援が必要であるという場合には、児童デイサービス、これは日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を行う部分なんです、これは残念ながら那賀町内にはございません。今現在小松島市・阿南市・徳島市等へ行っておりますが、そういう風なサービスに繋げておるということでございます。

今後につきましては、この発達障害に対する支援体制や、療育を町内で受けられる

ような関係機関との協議というのも進めていかなければならないと思っております。
現在4～5歳児検診におきましては、那賀町では県下でもいち早く取り組んでおりまして、かなりそういう風な面ではサービス、いわゆる児童デイサービスっていうのに繋がられておるという風に思っております。

以上です。

○連記かよ子議員 はい、議長。

○大澤夫左二議長 連記君。

○連記かよ子議員 先ほど言いました裁判にね、私何回も行かせてもらって、今まで他人事のように思ってたのですが、こんなに大変なことなんじゃと。それだったら那賀町でね、暮らしている、そういった障害の方が暮らしているのにどんなことを町はしてくれているのかな、そういうことがこの質問のことでございました。

それで、今課長が言われますように、事業所ってないんですよ。だから、皆さんデイサービスとかそれから1泊していくのにやっぱり町外の施設に行っているような状況でありますけれども、あすなろ作業所は時々私もお訪ねしますが、本当に地域の皆さんと共にボランティアの方も何名かいつもおられて、それから明るく、それから裏のほうではちゃんとした昼食の準備もしておりますね、事業所がないということ以外であれば本当にとってもいいアットホームな雰囲気だなど、これはやはり地域の方々の御努力とかそれから立ち上げていただいた保健師さんの努力また行政の方のおかげだと、本当に私は安心をいたしております。

お聞きしますと、やはり障害者も年々少しずつですが多くなっているような話でございました。それで、先ほど移動支援のことをね、課長が言われたんですけれども、これ、外出支援のタクシーも使えるようになっておりますけれども、高齢者と同じですが、タクシーが本当に空いていないので困っている。バスの運賃半額、片道の分だけ出してくれていますけれども、それではなかなか対応できない分があって「旧町のときにはね、保健師さんが送り迎えをしてくれたんじゃけんど。」やいう話もあるんです。ですからこれをね、今後本当に何とかしてほしい、本当に強い要望でございました。

何て言うたらいいのかな、例えば施設が欲しいとかそういう話ではなくて、この移動手段だけをしていただければ、私たちは本当にこの那賀町で住んでよかったと思えるし、今後これをサービスができるように前向きに検討していただきたいということでございます。

先ほど言われたように、親御さんが高齢化した後また親御さんが亡くなった後も、温かいあすなろ作業所という地域に通いながら自立して生活ができるように、地域の皆様の御理解をいただきながら、行政も支援をしていただけたらと要望いたしますが、先ほど言った移動手段についてね、どういう風に考えているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○鵜澤守健康福祉課長 議長。

○大澤夫左二議長 鵜澤健康福祉課長。

○鵜澤守健康福祉課長 確かに移動手段についてはずっと前からと言われておりますので、現在健康福祉検討会っていうのを立ち上げておりまして、私どもそれから保健師、それぞれ地域包括、社会福祉協議会の職員でありますとかが寄って、どういう風

なことが必要かというところの相談になったときに、必ずその外出支援なり買い物のいわゆる移動支援っていうのは出てきます。

少しずつですが、旧町村単位の縛りっていうのが合併したときにかなりきつい縛りになっていた部分があったので、今、少しずつですがちょっと緩やかな方向に向けて今展開をしていっておるのですが、まだ一番、何て言うんですかね、今先ほちょっと保健師さんがっていうような話もありましたが、そういうことについては非常に移動の職員の車に乗車をしていただくとかいう部分につきましては、非常に難しい問題がございますので、その辺りも検討はしていきますが、それよりも何よりも民間の事業者さんなりを御利用していただけるような体制っていうのを考えていきたいと思っております。

ただ、障害者の方の場合には普通にタクシーに乗れるというようなものでもなくて、車椅子でそのまま移動しなければならないとかいうようなこともございますので、その辺りを、車ですね、車に車椅子が乗るような車あたりの配置でありますとか、そういうようなことも検討していかなければならないということはその健康福祉検討会でも議題をして上がっておりますので、できるだけ早い機会にですね、そういう風なことの結論を出していかなければならないという風には思っておるところでございます。

○連記かよ子議員 はい、議長。

○大澤夫左二議長 連記君。

○連記かよ子議員 障害者の方が地域社会と関わり合いながら生活していくということは一ハビリにもなりますので、是非これはもう検討課題というのではなくて、やはり重要な課題として取り上げていただければと思っております。

3点目は「高齢者福祉について」ということでございますけれども、平成24年度の当初予算の中でも、介護保険料が標準で720円上げることが提案されております。それに加えて、後期高齢者の保険料も新年度から上がるようになっております。その上に年金が下がるという、本当に高齢者の方にとっては厳しい春が待ち受けているわけであります。

私のところにも高齢者の方が相談に来られるのです。夫婦の年金合わせてもおばあさんの入所代を払えば手元に本当に残らない、ぎりぎりのところで生活していかないとあかん。もう本当にお年寄りの方は諦めておられます。お年寄りにとって高い介護保険料を払いながら受けたいサービスを受けられない状況であります。

いつも90歳の方がね、私に言われるんですけれども、「90歳を超えても元気なために、デイサービスに行ける回数が少ない。」って言われるんですね。それで「若くても3回も4回も行きよる人もおるのに、私も行きたいのじゃけど、どないかしてくれないか。」という話もございますが、介護保険料のその軽減策、そうしたお年寄りのためにどうするのか、町としてどうしていくのか、日の当たらないところにどのように明るい光を当てていくのか、それをお伺いしたいと思います。

○鵜澤守健康福祉課長 議長。

○大澤夫左二議長 鵜澤健康福祉課長。

○鵜澤守健康福祉課長 新年度からの介護保険料・後期高齢者の保険料等の引上げ、それから年金の引下げというようなことで、本当に大変な時代と言うか、時代であるというのは我々も認識をしておるところでございます。

ただ、介護保険・後期高齢者につきましても、後期高齢者保険料の改定というものにつきましても、年額で約5千円ほど上がる予定だったと、ちょっと今詳しい数字はちょっと覚えてないんですが、多分4,910円か4,920円かだったと思います。これが被保険者の均等割額、これにつきましては県の広域連合、後期高齢者広域連合のほうで金額を決めてきておるものでございまして、町村ではこの金額を触るということではできません。

あともう1つ、介護保険料におきましても、費用の負担割合というのがこの法律で明確に定められております。65歳以上の方に御負担をいただくというのは給付費の21%という風にこれは明確に定められておりますが、那賀町の場合には約15%。6%ほどの軽減措置がございます。これは那賀町は高齢化率が非常に高く、所得の低い高齢者が多いということで調整交付金というのが多くもらえるということで、約15%ぐらいの、いわゆる1号保険者、65歳以上の方の1号保険者の保険料は15%ぐらいになっております。従いましてこの15%というのは65歳、今申しました1号保険者、65歳以上の方で賄わなければならないという保険料になります。

具体的に申しますと、平成24年度から平成26年度までの3年間のサービスの見込み量によりまして、保険料っていうのは国のワークシートにその数字を、現在までの数字を当て嵌めていきますと保険料が算出されるということになっております。この3年間は大幅な給付費の増大が見込まれておるところでございまして、那賀町の場合には。高齢化の進行によりまして、介護が必要となる人が増えるというのが主な要因ではございますが、介護報酬というのが、いわゆるその施設においでる人であったりとか、在宅を手伝うホームヘルパーさんだったりとか、いろいろな人の介護報酬ですね、そういう人たちの全ての給料何もかも含めて割り出した介護報酬というのが1.2%ほどの引上げに、国のほうでなっております。そういうことも影響しておるのではないかなという風に思います。

那賀町としては、現在4億30百万円余りを保有しておる介護保険準備基金というのを全額取り崩しまして、保険料の軽減に充てるということに現在しております。また、県が保有しております財政安定化基金を取り崩しまして、県内の各市町村に配分をしてくれるということになりました。これが那賀町には約8百万円余りの配分がございまして、これについても保険料の軽減の部分に充てていこうということにしております。

また、所得に応じた、この保険料っていうのは6段階に保険料を設定しておるのですが、第5・第6段階の比較的所得のある高齢者の方につきましては、通常の割合よりも少し高い割合をお願いして、1段階から4段階ぐらいまでの方の保険料が少し安くなるような配慮もさせていただきたいと思っております。

基準額の4,800円というのは、これらの軽減策というのをを行った上での算出された金額ということになっておりますので、確かに月額720円の増額というのは非常に御負担いただく方にとっては小さな影響ではないという風なことは我々も認識はしておりますが、現状のサービスでどの程度の費用がかかって、今後どのように推移していくのかということをやはり我々としてはそれを見ていかなければいけないということでございまして、その部分に対する御負担というのはいただかなければならないという風に考えておるところでございまして。

これは、この介護保険という制度の存続を考えてる上でも非常に重要なことであるという風に考えております。当然今後もそういったことへの説明責任等につきましては果たしていたかなければならないと、私どもは考えております。今回この議会が終わりましたらすぐにＣＡＴＶ等で周知等にもかからなければならないんですが、そういう風なことで説明をしていかなければいけないということは十分認識しております。

また、那賀町として如何に全体の介護保険の給付費というのを抑えていけるか、抑制できるかという観点からですね、先ほどもお話の中にもありました、介護が必要でない元気な高齢者の方が増えるような介護予防施策をできるだけ、それから在宅で生活を維持していただける、維持していただけるように、在宅福祉サービスの充実といったことに対して力を注いでいかなければならないという風に考えております。

ホームヘルパーさんも社会福祉協議会で正規で３人、それから登録ホームヘルパーさんが７人おいでます。それから先ほどちょっと障害者の部分でも申しましたが、外出支援サービスであるとか軽度の生活支援サービス、それから日常生活用具の給付でありますとか緊急通報システムサービスの充実でありますとかいう部分については、十分検討をしていきたいと思ひますし、検討と言うよりもとにかくそれを進めていきたいという風に考えておりますので、御理解をいただけますようによろしくお願ひをいたします。

○連記かよ子議員 はい、議長。

○大澤夫左二議長 連記君。

○連記かよ子議員 高齢者福祉のことについては私たちの行く先でありますので、是非ともいろいろな、先ほど言われたように制度のことはもうどうしようもないと、私もそれはそう思っておりますので、それ以外のことで、例えば保健師さんを一遍集約したことがありまして、それから去年あたりからは地域に戻してそのサービスを深めていってくれている話をお聞きしました。ですから、今までの保健師さん以上に専門的であったり幅広いサービスができるのではないかと思っております。先ほど課長が言われたように、やっぱり元気な高齢者を育てることで予防をどうしていくのか、この予防にも力を入れていただいて、給付の抑制に繋げていただきたいと思っております。

それから、やはり施設に入る、１人入れば５００千円～６００千円要るわけでありますのでね、在宅のサービスで、先ほどホームヘルパーさんが３名って言われました。また登録ヘルパーさんが７名おられるということでございますが、やはりこのホームヘルパーさんあたりでも、施設に入ることを思えばもう少し増やしていけるのではないかなと思うんです。そうして増やしていければ、例えば効率が悪い地域にも入ってもいけますし、上那賀・木沢・木頭の３地区、それから相生・鷺敷、この３地域と２地域のそのサービスの格差はものすごくあると思ひます。だから、そのサービスの格差を埋めるためにも、やはりこの在宅福祉サービスを充実していただければと思っておりますので、よろしくお願ひをして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○大澤夫左二議長 ちょっと小休いたします

午前１１時３４分 休憩

午前１１時３５分 再開

○大澤夫左二議長 会議を再開いたします。

○清水幸助議員 はい、議長。

○大澤夫左二議長 次に清水幸助議員を指名し、発言を許可します。どうぞ、はい。

○清水幸助議員 議長の許しを得ましたので、早速質問に入ります。

先日の徳島新聞に、木頭北川地区住民の方たちの山村移住者を呼び込む活動が掲載されており、山村体験ツアーや山里ステイを実施したり寄宿舍を構えたり、22年も前から地道な活動を始め、現在他県からの5家族が北川地区に移住されているとの記事に「何とか地域を守りたい。学校を守りたい。」との必死の活動に、心から敬意を払い嬉しく読ませていただきました。

先日、ある町民の方から、「清水、町外へ移転した職員が60人もおることを知っておるのか。」「それは知りませんでした、職員には居住の自由も認められているので・・・。」と言葉に詰まって答えたのですが、すると「彼らは那賀町民だったから役場職員になれたという原点を、なぜ忘れたのか。それは絶対に許されることじゃない。そんな職員が課長になっても、町民の誰が素直に言うことを聞くんじゃ。仕事がないから那賀町に帰れない連中は一杯おる。入替えるよう質問せよ。」このようにお叱りを受け、言われればよく理解できるところでもあります。

北川地域の方たちは、一家族でもこの地に暮らしてもらい地域を残そうと必死に活動し、行政も巨額を投じて住宅を造ったり涙ぐましく諸策に取り組んでもいます。しかし、対策を考えるべきその職員が堂々町外から勤務することは、町民の理解の限界を超えたと捉えられても不思議ではありません。行政マンの常に持つべき信条信念とは一体何なのでしょう。

そこでお聞きします。一般職員何名のうち何人が町外からの通勤者で、彼らの通勤手当・住宅手当は、町内在住職員と比較して詳細はどうか。転出する原因がどこにあり、職員には地域と共に暮らし町で生活するという自覚は必要でないのか。彼らが幹部になったとき、住民から信頼されるためにも那賀町に帰っていただくという対策は必要でないのか。

以上、答弁願います。

○峯田繁廣総務課長 議長。

○大澤夫左二議長 峯田総務課長。

○峯田繁廣総務課長 清水議員さんの御質問にお答えをいたします。質問事項について順次説明をいたします。

一般職員何名のうち何人が町外に転出してという質問でございますが、この2月時点で町職員は284名です。うち町外から通勤している方は39名ほどになります。ただ、医療職とか専門職を除くと215名中25名ということになります。更にこの25名を分析して見ますと、25名のうち女性とかで婚姻の理由によって転出されている方が8名ほどいます。更に25名のうち町外に住居登録がある方は11名です。

それから、通勤手当・住居手当につきましては、町内・町外特に差異はなく、町外に住居を構えていても、そこから住居手当あるいは通勤手当は支給をいたしております。ただ、住居手当につきましては持ち家の手当はもうありませんので、今は借家の手当のみとなっております。

それから、2番目の町外転出職員のうちふるさと納税している職員は、平成23年度は今日現在で1名です。

それから、3番目の幹部になったときに理解されるのかという点でございますけれども、それぞれの業務内容あるいはその状況によって信頼されるかどうかというのについて、一概に簡単に答えを出しにくい質問ではあります。ただ、幹部にならずとも町外に居住することで業務に支障があったり十分な業務が果たせない、能力が発揮できない場合等については、何らかのペナルティが必要だとも思います。こうした点につきましては、今年度試行を開始した人事評価制度の運用も通じて職員の処遇・待遇などに反映していきたいと考えています。

それから、転出する原因はどこにあって、職員には地域と共に暮らし生活するという自覚が必要でないのかという御質問でございますけれども、勿論職員には地域と共に暮らし生活するという自覚が必要という指摘については、確かに議員さんのお気持ちも理解できるし、理想としてはそうあるべきだと思っています。

ただ、那賀町を愛する気持ちはあっても、実際問題として困難な場合もあるのも事実でもあります。1例を挙げてみますと、まずそれは住宅の問題ということもあります。例えば職員の若い人が結婚して、さあ生活を始めようというところに一番必要なのが住居の確保でございます。大体は親が家を持っておったりして親と同居すればいいんですけれども、昨今はなかなか親と同居という面で困難な面もあって、さりとて那賀町には適当な民間の賃貸住宅も少ない、特に上流部に行けば益々そういう民間賃貸というのはないと。

更に公営住宅については、役場職員はその入居優先度は極めて低くしております、中々入居は困難という状況になります。新築なども親の援助とか家庭環境とかで、すぐに家を建てるということのも難しいということで、たちまち民間とかの多い下流の阿南あたりで仮の生活を始めるということになってという場合も往々にしてあるかと思えます。

また、町外に嫁いでいる人については、結婚っていうのは縁のものでもあり職員の意識の問題って言うにはちょっと難しい問題かなと思います。

その中で、婚姻理由以外で町外転出職員が現在215名中17名という数字が多いのかどうかということもありますが、職員には勿論町内で町民として生活していくのが理想という意識は強く持ってほしいと思っています。

今後再び那賀町に帰っていただく対策は必要かということでございますけれども、職員に限らず町民も含めてそういう対策は必要だと思います。そのためには、職員につきましてはまず率先して町内に居住してもらうなど啓発すること、また、町内に居住をしやすくする環境づくりも併せて取り組む必要があるのではないかなと思っています。

以上でございます。

○清水幸助議員 はい、議長。

○大澤夫左二議長 清水君。

○清水幸助議員 今説明をお聞きしまして、町外に転出をされている職員が本当は帰ってきたいんだと、帰ってきたいけど諸々の事情また住宅等の関係で帰れない。だとするのであったら、何らかの対策を議会と行政側と話し合って、早急に話を進めてもいい

いんじゃないかなと思っております。

町外転出職員については、多くの方から常に叱られ続けている課題でもあり、今の説明を聞く限り、実情は医療関係とか資格の関係やお嫁さんで嫁がれた方の数字などが重複された数字であり、実際の数字を知ったことで、無制限に放置していないことは理解できました。

2年前、同僚の植田議員が同じ質問をされたときの町長答弁では、「優秀な人材を確保するには統一試験であったため、町外の方を職員にしたようだ。現在23名だが、半数の方は住所も全て町外ではない。職員にも町内に住所を構えていただきたいと申し上げているが、規制のできる範囲もございまして・・・。」との答弁でした。

今回敢えて質問させていただいたのは、町内に帰っていただきたいとの町長のその思いがどうして職員の心に届かないのかということと、職員の方には、町民から批判を感じるような心苦しい気持ちではなく、堂々胸を張って活き活きとやりがいを感じての楽しく働ける役場であり、那賀町のため幹部を目指して、トップを目指して環境を自ら捨てないでほしい、そのためにも帰ってきていただきたいとの思いから質問しております。

「何をやっているんだ、何を言っているんだ。現実に幹部になっている方がいるじゃないか。」と言われたら、そのとおりの問題でもあります。ただ、合併前の彼らのどれだけ苦しんできたかもよく知っている立場だけに、皆さんには再び繰り返して欲しくないのです。

所詮こじつけも知れませんが、あなたたちが町外に暮らすことで那賀町はどれだけの数字的損失になっているかを課長にお聞きしましたが、住居手当や通勤手当というより、自覚していただきたいのが住民税が町外に払われているということ、そして人口による交付税算定基準の対象になっていないということでもあります。

那賀町の新年度の当初交付金が約49億円。概算で1人あたり約500千円として、あなた方家族の人数分を減らされています。自己財源の少ない町で交付金が減らされれば生きていけないことを何よりも理解できているあなたたちの分です。ちなみに25人として、交付税算定基準の人口への影響は、1家族4人と考えれば25人×4名で約100人、100人×500千円で、それだけで50百万円交付金が減らされたということです。那賀町の税収は約10億円です。安易に考えているかもしれませんが、財政的諸々を考慮すると、その影響は少なからずあることを御理解いただきたいと思います。

また、2年前の植田議員の質問時23名だった数字が、2名増えているということが理解できません。議会から何を指摘されようと町長から必死に懇願されようと、我が道を行くのが認められた公務員法であるというのなら、少し考えさせられます。

町長にはこのような数字が出たことと、財政的数値をどのように感じられたでしょうか。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 職員の町外住所、この件につきましては、先ほど担当課長から申し上げましたとおりでございます。状況等についても、現在のところ対応としてもできる

だけ町内に住所をおいていただくようにということで、強制的なものでは、今そういう形は取っておりません。

ただ、やはり那賀町に住所を置いていただくための、先ほどもお話しが出ておりますが、住居の確保の問題でございます。これにつきましては、やはりその対策は町としてもやって参りたいと。公営住宅のみならず、やはり住宅を取得していただく対策を講じなければ、定住はしていただけないと思っております。

そういったことで、現在相生で進めておりますエコモデルの住宅、こういった公営住宅法にかからない分については、職員といえどもやはり応募をしていただきたいと思います。それによって、この那賀町に定住をしていただくきっかけを作っていただきたい。

今後においては、できる限りそういった住宅を、あの住宅につきましてはかなり高額な金額を入れておりますが、木造住宅でももう少し安価な住宅ということも含めて、やはりそういった対策を講じて参りたいと思っております。それによって、やはりこの那賀町にずっと定住をしていただくということを、対策を講じて参りたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

○清水幸助議員 はい、議長。

○大澤夫左二議長 清水君。

○清水幸助議員 今町長が言われたように、帰りたくても帰れないのが現実の場合も多々あると思います。先ほど提案で、町長から相生延野地区の住宅、何とかならんかなというような話もしていましたが、僕は個人的に町外に出ている方が帰ってこられるのであれば、何ら問題はないとは言いませんが、大いに議会としても考えてみてもいいのじゃないかなと個人的には思っております。

また、先ほど言った財政的数字のことですが、答弁なかったですけど個人的にはそのように理解しております。そういう意味での損失も町外に出ている方は考えていただきたいという気持ちがあります。

最初に、北川地域住民のボランティアによる住民を増やし学校を守りたいとの活動を紹介しましたが、もし職員が町内に暮らしていたとするなら、心の痛い教育問題を改善できていたかも知れません。町民としてブラスバンドや鼓笛隊のようなクラブ活動を子どもたちに与えたいという夢のようなことが実現できるばかりか、複式学級という問題も解消されていたかも知れません。そのことの県・町単独財政負担も半端ではないはずです。

地域と共に生き、地域を守り、緊急時にはいの一歩で住民対応できるのが職員でもあります。何より職員が地域そのものを先導できなくて職員とは呼べないのかもしれない。

今年度予算にもんてこい丹生谷という交流事業が継続して提案されました。役場と住民が一緒になり、何とかふるさとに帰って来てもらおうと町民大勢が取り組み、町財源の厳しい中から1百万円を増額して3百万円の予算を計上していますが、有意義な事業であるとも思っております。

ところが、その役場内部で好き放題が認められたまま、一体どこに向かってもんてこい丹生谷と呼べるのでしょうか。「お金を使う前にまず職員を何とかしろ。」との声も

理解できます。住民の気持ちを逆なでしたまま予算化したり、職員の権利をそのままに何も言えないでは、まさに無意識のうちに心苦しくも町長を後ろから襲っているというのが転出という選択だったことを自覚するべきだと思います。

町長、この指摘は間違っているのでしょうか。答弁願います。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 御指摘を受けて、そういう考えもあるのかなという感を受けましたが、これまでにそういった職員が私の後ろから押しているとか、そういう認識を持ったことはございません。

○清水幸助議員 議長。

○大澤夫左二議長 清水君。

○清水幸助議員 結局、公務員法が保護して町長の考えたとおりに進められないというのなら、我々が議員立法で町内に暮らしてもらう条例を作成し公務員法との闘いにもしなければ、権利の前には町長の考えや住民の考えが反映されないということでもあります。近年、公務員制度が時代に逆行する制度となっていることが指摘され、制度改革に国自体が取り組んでいるというのか、橋下大阪市長のように国と争うことが時代の潮流でもあります。

しかし、そんな大げさな動きや議論が起きる前に、自発的に帰っていただき活き活きと仕事をしていただきたいと声を大にして心から訴えたいのです。人間、誰だって深い悩みの1つや2つは持っているところか、その悩みを解決できるのなら死んでもいいよというほどの深い悩みを皆さんそれぞれ持っていると思います。あなただけがどうしようもない、どうすることもできない事情ではないはずです。あなたの事情だけを特別に認めるとすれば、それはいかがなものでしょうか。心を鬼にして訴えたいのです。帰ってきてください。帰れないのなら考えてください。

ともかく、行政として町長の希望でもある職員に帰ってもらうべき具体的対策をまず考えるべきだと思います。職員と徹底的に再度話し合ってください、どうしてもというのなら議員立法を考えるべきでしょうが、職員に自覚を求める町長の決意を最後に確認しようと思いましたが大体分かりましたので、次の質問に移らせていただきます。

「木頭ユズについて」質問します。

1月中旬、友人と2人で高知県馬路村を視察しました。馬路村は、高知県室戸岬近くの陸の孤島のような、山の中に位置する小さな自治体です。耕地面積は木沢地区より少ない感じで、平坦の耕作地を多くは見つけられませんでした。その馬路村が、原料ユズを「ごっくん馬路村」というジュースにして通信販売することで、単独農協は年商32億円の売上げを長年維持できるようになりました。個人的な視察報告書を前もって町長にお渡ししましたので、詳しい説明は省略します。

木頭ユズは生產品の主力商品であり、現在、農協さんばかりか、きとうむらさん・柚冬庵さん等3企業が参加し事業展開されています。行政が主導し一つ踏み込んだ対策を立てれば、通信販売という手段から飛躍的に売上げを伸ばす可能性が含まれており、木頭地域ばかりか那賀町全体の活力の源泉にもなるはずです。那賀町には馬路村とは比較にならない生産への潜在力があり、品質においても日本一を自負できます。現在の売

上額数億円を数十億円に作り直すことは、馬路村を例えに出すまでもなく、行政とのコラボで十分可能なのではないかと考え、質問します。

提出した視察報告書は僕のホームページにも掲載しておりますが、何が書きたかったかは町長に、皆さんに届けたつもりです。参考になった部分を見つけることはなかったでしょうか。是非お聞きしたいと思います。

生産者にとって、原料ユズの出荷制限は生産意欲を減退させます。農協という民間企業だけに、採算ベースに乗らないことを無理強いすることなどできないでしょうが、収穫したユズ全てを出荷できれば生産者には元気が生まれます。何とかしていただきたいのですが、今後の対策等いかがでしょうか。ユズ製品の売上げを伸ばすことは、那賀町の必須課題だと思っています。木頭ユズを使った商品こそ日本一の製品であるとの誇りを行政共々に持つことが原点であり、誇りを持って全国に商品共々ながしかを発信するのも行政だと思いますが、いかがでしょうか。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 清水議員さんの、2点目の「木頭ユズについて」でございますが、まず視察報告書の件でございます。この件につきましては、内容をわざわざプリントアウトしていただいて読ませていただきました。

役場の行政関係でなく農協の取り組みというのが主だったような気がしますが、私も馬路村の村長さんとは常にお会いもいたしておりますし、以前からこの馬路村の取り組みについてもお聞きをいたしております。ただ、この馬路村のユズに取り組んだ経緯と言いますか、それは私がお聞きしているのは青果出荷をとということもあったのですが、その時点でやはり那賀町木頭ユズのとか高知の物部のユズ、そういったものがほとんど市場を占めていたという中で、馬路村としてはやはり加工のほうを重点に行こうというようないきさつがあったということも、そういうこと、これ事実かどうかちょっと私も確認していないのですが、これはそういう経緯があったということもお聞きいたしております。

また、馬路村の村長さん、いつも木材を薄くしたやつをプレスして、それをいろいろ鞆とかあるいはお皿的なものとか、そういうものを持ち歩いております。非常にセールスも御熱心な方でして、私もうちわとかとかそういうものもいただいたこともございます。

そういったことで、やはり確かに面積的にも旧の木沢村と変わらない、木沢が156k㎡だったかなと思っておるのですが、ちょっと合併したらすぐ忘れるんですが、馬路村がそれとよく似た165k㎡だったかな、そのくらいだったと思います。それと、ちょうど高知県の海岸縁から中へ入ったところというところで、非常にそうした中で合併をせず単独でいくとなると、やはりかなりのいろいろな御苦労があったこととお察しをいたしております。そういったことで、報告についてはそういう感想でお許しを願いたいと思います。

それから、木頭ユズ、那賀町のユズのやはり今後の取り組み、馬路村のように加工についてももう少しもっと力を入れたらというような御意見・御提言だと御認識させていただいておりますが、やはり那賀町の木頭ユズ、これは青果でブランドを取っております

す。全国の市場でも、那賀町の木頭ユズと言えは青果です。これで今までこの知名度を上げてきましたし、市場の品質、相生の花弁と同じでございますが、そういった形でこの青果を重点にこれまでも行政としてもJAとしても青果率アップと、50%・60%を目指しましょうということで、農家の皆さん方にもJAとしてもそういう指導もしてきたと思いますし、町としてもその分に重点をおいた指導をして参りました。確かに、その加工に回す分についてのその需要の拡大ということもこれまでも取り組んで参りました。

そうした中で、馬路村のJAさんのようにJAさんもそういったことに十分御理解をいただき、いろいろと販路拡大も図っていただきましたが、その加工品については、いろいろと現在行っていただいておりますきとうむらさんあるいは柚冬庵さん、それぞれ、それ以外にもグループごとに加工品を作って販売をいたしております。種類につきましてはいろいろ清水議員さんも御存知と思いますが、那賀町が出しておりますパンフレット、それを見ていただいたらこれほどの加工品があるのかと思うぐらい量はあると思います。やはりその皆さん方とJAとの関係もございます。JAが加工品のほうに重点を置けば、またその皆さん方にも影響が出てきます。それらを含めて、町としてはやはりそういったことにも御支援をさせていただきますが、やはり木頭ユズのブランドを守っていくためにも、やはり青果出荷についてはやはり力を入れていただきたいし、農家の皆さんにも頑張っていただきたいと思っております。

やはりこの木頭ユズ、非常に高齢化になってなかなか青果率アップが難しいと言われておりますが、管内、現在50%以上の青果率を維持していただいているのは木頭地区のみです。他の旧町村、4か町村については確か3割～4割、昨年平成22年の青果ではそこまでようになってなかったと思います。確かに加工用のユズを全て採っていただけないという点もあろうかと思いますが、ただ、その中で業として青果と共に生産をされている方については、やはり加工用もできるだけJAとしても受け取っていただいていると認識をいたしております。やはり捨て作りでもユズをとってくれるんだという御認識を全てに持たれると、やはり木頭ユズというブランド名にやはりそれが維持できないのでないかなという感もいたしております。そういったことも含めて御理解をいただけたらと思っております。

また、なお実際に木頭ユズ、先ほども申し上げましたが、青果率50%以上維持をしていただいている木頭支所長にも、そういった点で関連して御答弁をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○平川博史木頭支所長 議長。

○大澤夫左二議長 平川木頭支所長。

○平川博史木頭支所長 木頭ユズが生まれた場所というようなことで、木頭支所のほうから2点目・3点目の御質問についてお答えをしたいと思います。

木頭ユズの生産母体であります「木頭果樹研究会」という組織が発足してから43年目を迎えます。それで、これまで木頭地域の経済活動に大きく貢献してきた組織でありまして、現在は会員数が120名で、うち青果出荷を行っている会員が72名、その平均年齢が69歳となっています。先ほど町長のほうからも話が合ったんですが、この生

産組合が出荷している青果率が60%近くになっております、JAの出荷分について。

そして、この研究会の結成当時からのモットーと言いますか目標ですが、これは「いかに東京の築地市場で最高値の付くユズ玉を生産するか」ということで、現在もその考え方は引き継がれ、活動をされています。木頭ユズがブランド品と言われて久しいんですが、この考え方が基本となって、現在もお隣の高知県香美市の物部ユズとの生産競争と言うんですか、それによりその地位を保っていると言えます。

この1月末に、会員等18名ほどが東京市場への研修に行ってきましたが、市場の話では振興産地も最近たくさんあるんですが、現在の量と品質を維持できれば木頭ユズはその地位を守っていけるだろうと言われたそうです。目標は秀品率を上げ、結果青果率を上げることにあるのですが、現実的にはその青果出荷ができない品物ができるし、また高齢化等により防除対策の取れない農家もあって、原料ユズは必ず生まれてきます。

そこで、先ほどおっしゃられたきとうむらさんや柚冬庵さんなどは、2次・3次加工によって原料ユズに付加価値を与え、その消費拡大に努力をされています。この努力がなければ原料ユズはますます余る状態になっていると思われます。

しかし、ユズ加工については、まだまだ新製品の開発や販路の拡大ができる余地が十分あると考えられます。昨年からは、イオングループによりまして木頭最奥地にある北川地区のユズを利用してのポン酢販売などにも取り組まれており、今後も生産者や行政等との連携によりユズ果汁の利用に努めるとのことでございます。

また、新聞等にも掲載をされたのですが、昨年の3月に施行された農林漁業者の生産と加工・販売による、いわゆる六次産業化法という法律に基づきまして、その計画認定を受けた事業所が木頭地区に昨年誕生しております。国の助成も受けながら今まさにその事業拡大を図っているというところですが、ちなみにこの事業所では、昨年平成23年度産ですが、自作地も広く持っているのですが、昨年に自作地以外から10t余りの原料ユズ、コンテナ数にしますと約600杯です。それを買い取ったということを聞いております。また、そして将来的には海外への販売や化粧品等の製品開発も行うような計画となっております、町としてもこれらの加工事業者への支援も含め、共に連携しその育成に努めていくということで、地域の産業振興と、なるべく原料出荷に近づけることで生産意欲の向上に繋がるものだと考えております。

それから、3点目の町独自の振興計画はいかなるものかというようなことでの御質問ですが、木頭ユズがブランド品としてあるのは飽くまで青果でございまして、木頭ユズの振興策は基本的に先ほど申しましたように、青果率の向上を図り、そのブランド名を利用して加工品の知名度を押し上げていく、そして原料ユズの消費拡大に繋げていくことと考えます。行政による振興計画は勿論これは必要です。ただ、生産組織や加工事業所がそれぞれの立場においてその方向性を持っています。行政はこれらのユズ産業に関わる生産者諸団体と連携をして、その目標に向かう活動に対してできる限りの支援を行っていくというスタンスが必要だと思います。

先ほどもお話ししましたように、加工事業においては既存の事業所も様々な活動を展開しているようですし、また新たな事業所においても新しいユズ産業のうねりを運んできております。木頭支所としてそして町としても、これらの活動に深く関わっていきながら、できる限りの支援ができるようにしていかなければと思っております。

以上です。

○清水幸助議員 議長。

○大澤夫左二議長 清水君。

○清水幸助議員 馬路村は恐らく20町から30町ほどのユズ園であろうと思いましたが、那賀町は100町も余る面積から生産額がおおよそよく理解できてないのですが、6億円程度のように、その馬路村が32億円まで商品として育て上げたことに驚きを感じて視察させていただいたのですが、現地に行って一番驚いたのは、正社員96人というユズ工場まで育てたということです。

「清水よ、おまえらは10年も前に勉強し、参考にしてきたことだ。今さら言っても遅すぎるぞ。」このように指摘もされることでしょうが、この事実の違いを目の当たりにすると、我々の取り組みにどこか根本的な違いからどんどんと差が開いてきたのではないかとも思えるのです。ユズの振興計画で町の産業形態が変わるところか、町そのものが変わったというその波及効果は、若者がそこに暮らし始め、その地域に他町の従業員が移り住む流れまで生み出したのですから、これはただのユズ振興政策ではなく、まちづくりそのものだと思えるでしょう。

日本一と自負できるユズを生産しながら、商品販売は企業に全てを依存し、販売の手助けに参加しているというのだけではなく、共同で協業で育てていく姿勢を強く打ち出すべきだと思うのです。確かな商品を企業が作っていただいているだけに、那賀町はその馬路村に負けないよう32億円と言わず、50億円・100億円、100億円は極端ですが、そこまで伸ばしていくのも大きなまちづくりの方向性ではないかなと思っています。

今回補正予算で10億円の基金を積まれ、この近年の基金の積立額には脅威を感じるとともに、大変嬉しくも思っております。ただ、飽くまで地域振興諸策のできる限りの対策を取って、その残りが貯金されていくというものではないかなとも思っております。

こと、ユズ振興にしても特産品振興にしてもこのままでよいわけでもなく、投機的強化は必須課題だとも思っていました。特産品の強化を図ることで、投機した資金が特産品となって町民に後々もお金を生み出すという投資こそお金を有意義に使ったということでもあり、町にも間違いなく投資以上の元気が生まれてくるはずです。馬路村を例えるでもなく、町が大きく変化し、新しいまちづくりに導く近道がユズをはじめとした農産品だったという期待もあります。

ところが、新年度予算にも前年度予算にも、ずっと以前から農業特産品分野への少額の補助金が付くだけの状態で、貯金が増えていると喜ぶことが町の振興を願う我々議員の努めでしょうか。馬路村に圧倒的な遅れを取り、元気のない農業分野だけに、町民が何を考えれば町から予算化していただけるのか、元気の出る環境にしていいただけるかを教えていただき、町民の方たちに相談したいのですが、できれば具体的な提案も含め、教唆していただきたいと思うのです。

先ほどの説明では、木頭ユズは青果出荷でブランドを維持しているのだということを言われました。確かにそのとおりで、方向性に間違いはないと思います。ただ、町全体の活力を生み出すのであれば、必ず出てくるであろうその原料ユズ、この分野を決して

捨てるのではなく、先ほども言われた一生懸命振興していると言うのではなく、馬路村が例にあるんですから、那賀町も何らかの方法で馬路村に負けない体制を作るべきでないか。青果は青果、商品販売は商品販売、一緒にしないほうがいいのではないか、そのように思って、答弁を求めます。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 馬路村のお話、先ほどからも何回もお聞きしたのですが、ちょっと再確認をさせていただくのですが、ユズ園20haとおっしゃいましたね。

(清水幸助議員「じゃないかな。20haか30haぐらい。」と呼ぶ。)

恐らくそれくらいだと思います。その中で32億円、これが農家の売上げだったらすごいと思うんですけど、那賀町の先ほど言っております6億円というのは、恐らく農家に入るお金に匹敵するお金と思っております。町内、那賀町のJAあるいは先ほど言われておりますきとうむらあるいは柚冬庵、これらが全ての販売額として計算しますと、馬路村に負けていないと思っています、私は。

20haと言いますと、1反に100本から150本としても1,000本、ちょっと計算をすぐにはできませんが、1,000本ちょっと。それから1本で原料だけでしたらとても5,000円、清水議員さんのホームページに180円で購入していただいておりますというような書き方をされておったと思うんですが、それから計算してもなかなか農家にそれだけのお金が入っているとは思えないんです。聞くところに、そういったことで、20haでそれだけの、馬路村だけのユズでそれだけの売上金を稼ぐためには、かなり隣接の町村からも仕入れているのだらうと想定はされるわけですが、これは言いません、私としては。そういったことで、那賀町としてもユズのJA関連からそれらの販売額としては、そういったことで御理解を賜りたいと思います。

そういったことで、確かに搾汁に回る分の付加価値を高めるために、いろいろとJAさんあるいは関連の先ほど申し上げましたきとうむらさんにも頑張ってもらっております。町としても、それらに対する何かできることということで、償還の分についても余裕を持った償還をお願いいたしておりますし、いろいろな商品開発、そういったところについても補助制度とかそういうことも紹介もさせていただいております。

そういったことで、那賀町としても加工事業に力点を置かないというのではございませんが、やはり付加価値を付けられるものについては付加価値をつけていただきたい。ただ、やはり現在JAさんが行っていただいております分についても、やはりユズ皮の利用ということについても、これが無消毒とかあるいは消毒も1回もしていないということになりますと、皮を利用するにしても、やはり今3割か4割だろうと思いますが、それが1割ぐらしか利用できないという状況にもなりかねません。そういったことも含めて、いろいろと施設整備も必要であれば施設整備についても財政面とかそういうことも含めて、JAさんともまたきとうむらさん・柚冬庵さん、そういった方とも御相談をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○大澤夫左二議長 時間も迫っておるので。

○清水幸助議員 迫っていますね。

議長。

○大澤夫左二議長 清水君。

○清水幸助議員 余り時間がないもので、どうしても聞きたかったことが1つ、林業関係があるもので。

今の、まず町長、那賀町がユズ振興に関して方向性が間違っているなんては、僕全然思っていないし、青果に関してもそのとおりだと思っています。

ただ、僕が言いたかったことは、ユズの振興、加工品にすることによって従業員が96人生まれた。これは96人おって定住がものすごく進んでいる、これはただのユズ振興じゃなくて、これは地域づくり・まちづくりそのものでないかと。であるならば、那賀町もユズ振興を利用して、まちづくりの一環で人数を増やし子どもを増やし住民を増やす、そういう方向性を是非参考にすべきではないか、このように提案したのです。決してユズ振興計画が間違っているというのではないので、是非御理解いただきたいと思います。

時間の許す限り林業振興課長に次の質問をします。能書きは止めまして、答えられる分だけ答えていただけたら結構です。

搬出間伐の小径木に付加価値を生み出すことが林家にとっての特効薬だと言うのか、一般人でも持ち山に間伐等で入り収入源として取り組める素材になり、林業を身近に感じることができます。小径木の価値を高め需要を拡大すれば、供給するために我々には山に入る機会が生まれてきます。そのためにも集成材工場やプレカット工場のような2次製品を作り出す事業所設置も必要だと思うのですが、それらの施設をどのように捉え、何か考えるべきではないか。小径木の利用促進を考えてほしい。

時間、あと何分あるんですかね。

○大澤夫左二議長 時間、34分までですよ。

○清水幸助議員 あと5分ですね。

前以ってちょっと質問してありますので、できる範囲で時間一杯答えをいただけたらと思います。

○山本賢明林業振興課長 議長。

○大澤夫左二議長 山本林業振興課長。

○山本賢明林業振興課長 前以って質問をいただいておりますが、まず今言われた小径木を、これどうのように仕掛けていくか、あるいは集成材・プレカットを今後どんなに考えているのかという話なんです、小径木というのは一般的に14cmぐらい、14cm～16cmとかいう製品が森林組合で売られておりますけれども、14cm以下ぐらいの木材というように思われます。大径木の小丸太の部分ね、上の部分であったり、間伐材の2番玉や3番玉の部分というのが該当すると思うんです。

現在、那賀町内に小径木の加工業者が森林組合の横にあるんですが、ここにちょっと違う目的でちょっとお邪魔させていただいたんですけども、この小径木から主には大引きと根太と垂木、これを製材して1次加工品として素材で年間700m³ぐらいが取り扱われているというようなこととお聞きしました。大体その単価というのは森林組合から買って7千円から8千円ぐらいっていうことです。

今言われた小径木の取扱いですね、これどうなのかっていうことなんです、現在

検討中でありますけれども、東みよし町にあるつみきハウスっていう社長さんが2月22日、ゴロが良かったので覚えておるんですけども、町長室のほうに来庁いたしました。これは是非やってくれへんかというような御相談を受けました。それがですね、これなんですね。

〔現物提示〕

これ、簡単に言いますと、これ30cmぐらいなんです。角材、これが8cmぐらいなんですね。現物が。これを……。こういった形で、こういった形でね、こう積み重ねていくわけなんですね。これができ上がりが、これが7.5cm、これが7.5cm、長さが30.3cmといったことなので、これはまさに、例えば今的那賀町には農家林家、町民の多くっていうのは農家林家ですよ。そういった農家林家が例えば農繁期以外で山で収入を得るといった方策の1つとして、このウッドブロックというのは非常に面白い可能性を秘めたものであるなということをお伝えするのと、1回現地を見せてくださいよと、これなんぼで売れよんだという話と、もしあれだったらこの社長さんが言うには、那賀町でこれを作ってくれてもいいわって言うんですね。作ってくれてもいいし素材で出してくれてもいいよっていうことなんですけど、1回現地を見せていただいて、作っているところ、これもうプレーナーをぶーんとかけたら大体この形で全部できてくるそうです。ここに穴が開いているのは、これボウトウで、鉄筋やね、鉄筋でやっていくんですけども、この工程、2工程ぐらいでできるっていうようなことです。小径木十分使えるし、やっぱりいいやつは中目材、中目材を割り物にして使うということです。2mぐらいで出してくるということ言われていましたので、軽トラに十分積んでこれる、本当に林家の人もね、ちょっとサラリーマンの方でもちょっと行って山があったらね、木を伐ってきて出せるという面白みはあるなっていうように思いました。

どうしましょう、もう、はい。ということでよろしくお願いします。

(清水幸助議員「ありがとうございました、質問を終わります。」と呼ぶ。)

○大澤夫左二議長 それでは、ただいまから午後1時30分まで休憩いたします。

午後00時35分 休憩

午後01時30分 再開

○大澤夫左二議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に田中久保君を指名し、発言を許可いたします。

○田中久保議員 議長。

○大澤夫左二議長 田中君。

○田中久保議員 議長より御指名をいただきましたので質問をさせていただきますが、お昼前の前段議員さんの意義ある質問、また答弁等聞かせていただくと、質問しにくい面もあるのですが、私の場合は「公共事業の取り組みについて」ということで、漠然とした宿題を出しまして皆さんに迷惑をかけました。ただ、質問と言いますか、私なりの提言でありますので、町長さんには実のある回答を願えればと思っております。

議題は「森林の間伐・伐採搬出について」という題であります。昨今の国や県の補助の出し方、これは飽くまでも名目は山を守るとか森林整備等そういう名目であり

ますが、やりよることは山を守っておるようなお金の出し方ではないと私なりには思っております。ということは、平成22年頃までですか、これは光を注ぐような意味も込めて、切捨間伐というただ伐ったらいだけの山の補助事業に錢を出しておりました。それがちょっとまずいということで、今回は搬出間伐に変えました。これもいいかという、私の考えですが、いろんな機械を導入して見場が悪いから伐ったものを枝付きで引上げて、それをある程度の長さに切って搬出すると、ただ営利目的だけのところであって、あと引上げたところの下の土面は箒で掃いたようにきれいになっていますわ。これは流出を止めることはできません、山の水の。

更にそうして山に作業道をつけるということは、町長さんも御存知と思うのですが、平成16年の災害以前に釜ヶ谷で起きたあのとんでもない大きな災害によって、16号台風より大きな土砂がダムまで流れ込んでおります。これは大洪水・大雨によって起きたと言いますが、これも人災です。パルプ材を伐り、その上そこへ作業道を付けたために、後のことも考えんとやったために、これも大雨によって大きな災害が起きました。これは平成16年の災害より遥かに流量は多かったように思います。釜ヶ谷の谷は水の1滴もありませんでした。

そんなことから考えると、果たして今の国のやり方がいいか悪いか。私はやはり請負とか森林組合に委託してとか、これは誠意のある山の仕事ではありません。大きな、お金持ちの立派な家を建てるときには、請負やかいは絶対にさせてくれません。みんな日役です。日役ということは、自分の家を永久的に保つために高額のお金を投じて建てるのですから、これ立派なものです。我々も那賀町に住む、山奥に住む人間にとって、やはり山は大事にしないといかんという観点から、町としても10億円もの基金を今年も積み立てると言われておりますが、一部でも山を愛する人たちを雇って、請負業者ではなく真面目に1日1日働いてくれる人を雇って、国や県に発信のできるような、見本になるような事業をしてほしい。これはもう私の要望です。

ということは、そうしないと今の河川の砂やバラスを何ぼ採ったところでも、蟻地獄の底における蟻と一緒に、掻けば掻くほど何十倍もになって崩れてくるんじゃ、山がな。崩れますわ。それを守るためには、やはり我々那賀町に住む人間が何とかして、個人的にでも町単独でも山の整備事業に取り組んでいただかないと。那賀町発信によって、うちはこういう事業を那賀町はやっているんだと、これに対して国や県やは補助をくれないのかと。そういう事業をしていかないと、これ何年もしないうちに那賀町はおろか、山・川・海と阿南のほうまで堆積が溜まりますと大変なことになります。これは10年や20年先でないかも知れません。

そんなことから考えると、町自体もそういうものを真剣に考えて、例え微々たるお金でも真面目に働いてくれる人を雇って、請負はようしないけれどもコツコツ働く人間もおるんですよ。そういう人たちはね、真面目にやってくれますので、ほんまに何人か雇っていただいて、「那賀町はこういう仕事をしよるんだ。国や県はこれを見習ってくれ。これに対して補助をしてくれ。」と。那賀町発の事業をできるような施策にしてほしいと思うんですが、町長、いかがでしょう。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 田中議員さんの御指摘、もっともな点があると思います。確かに、森林の適正な管理そして循環型の林業、これを持続していくためには、やはり間伐という施業においても、目的はやはり適正な森林管理にあると思いますし、そういったことで、やはり施業の方法、そういったことについては十分対応策を検討すべきだろうと思います。作業道にしても、やはり木を搬出するための効率あるいはコストを安くするという意味だけではなく、やはり森林を守っていくということをやはり頭に置かなければいけないことであろうと思っております。

そういったことで、今後の施業についても、その点についてセンターでの入札とか仕事の発注方法についても十分協議をして参りたいと思っております。そういったことで、そういう施業の仕方については先ほど前段でもいろいろと一人親方の方の仕事場ということも出ております。やはりそういった優秀な施業管理のできる方に発注すべきものはこういったもので、こういう分についてはこの方々に、そういう事業体に発注したいという方法もあると思いますので、その点は十分認識した上でその事業を進めて参りたいと思っております。

○田中久保議員 議長。

○大澤夫左二議長 田中君。

○田中久保議員 町長の答弁、よく分かりますが、前回・前々回ですか、議場に出させていただいたときにも説明したと思うんですが、やっぱり伐採の仕方ですよ。これはもう粗末ですよ、今やりよるやり方はね。我々でもそれは面白いですよ、あれさかに切るんだったら。昔はやっぱり矢を打ち込んで、山手へ向いてじわりっと返しよったんですよ、木自体をな。

それで「土用伐り」と言うて、木を皮を剥くじゃないですか。3か月～4か月乾燥させる。ほしたら人によったら干割れがいくと。あれはね、天然乾燥することによって水は抜けるけれども、あの中にある木の油、あれは全体に回るんですよ、木全体に。人工乾燥すると油は全くありません。この間も加工場へ行ったら製材の加工場の人が「それはもう人工乾燥と自然乾燥とは全く性質が違う。」と。我々大工をしよるときにも、鉋を入れると分かるんですよ。この木はいい木、この木は悪い木。ほしたら天然乾燥をしたものに対しては、ある人が言うにはつやが違うと。

これは私なりに考えたんですが、フライパンに油を注ぐじゃないですか。これ、熱をかけると自然に広がるじゃないですか。山で皮を剥いて自然乾燥をするということは、全体に油が回るということです。水分だけ蒸発して。搬出するにも、今の搬出の仕方よりか軽くなっておるんで、索道でも何倍もの搬出ができますよ。それ1年や2年損をかけてでもロータリー的にローテーションを組むことによって、那賀町独特の搬出方法ができるんじゃないですか。敢えて集成材とか、なぜこだわるんですかね。私は那賀町産の独特の搬出の方法はあると思うんですよ。

建設課長さん・農林関係課長さんも、今回建物の、木造の建物をすることによって、いろんな木の性質がある程度分かったと思いますね。やっぱりね、木造を建てるとなると、1～2年乾燥が必要なんですよ。それを省くことは山で自然乾燥をすることなんですよ。一旦持ち込んで製品にするためには、1～2年かけて計画的に家を建てる人は、4寸しか要らない12cmしか要らない柱でも、15cmに挽かないと反りが出るんで

すよ。更にもう1回挽き直しをして4寸、12cmにするんですよ。無駄なことをかさしておるんです。そんなところから考えても、山の木の出し方・搬出の仕方、そんなことも町長、考えてください。どうですか。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 やはり建築用材にせよ建築用材以外のものにせよ、需要を伸ばしていくためにはやはり木材の供給方法についてもいろいろ検討しなければならないと思います。

そういったことで、今後建築用材で将来的にどういった需要先があるかということも含めて、伐採・搬出を計画的に進めて参りたいと思います。それによって、やはり将来的にこういった建築用材が必要になってくるということについては、その伐採なり搬出についてもそういう対応をして参るような形づくりをしたいと思っております。

やはりいろいろ需要を伸ばしていくためには、やはりそういった需要先に応じた対応もする必要があると思います。いろいろと販売先を拡大していくために、それぞれ今後においてもいろいろとお話も出ておるんですが、山から直接市場にかけるのではなく、製材へ直接搬出するという方法も、そういうこともどうだろうという話も出ておりますので、やはりそういったときに、やはりどういう材料が必要なのかということも当然出てくると思います。またできればそういう対応もして参りたいと思っています。

○田中久保議員 はい、議長。

○大澤夫左二議長 田中君。

○田中久保議員 はい、分かりました。なお、最後になりますが、この質問の最後ですが、最近夕方でもこういう雨が降りますと、多分に国道や主要道路に石ころがこけてくるんですよ。これやって山の整備の不行き届きですよ。杭でも打って、昔は横木にずっと砂防道みたいなかっこうにしておったじゃないですか。あれをすることによって、少々の落石はみな防げたと思うんですけどね。今そういう特に川や道路へ出てくる石ころが非常に多いというのは、こういう山の整備が十分できていないんだろうと思います。今後とも気を付けて、一つこういう方面に取り組んでいただければと思っています。

2点目ですが、「主要道路の危険な場所や見通しの悪いところ」ということについてですが、最近国土交通省の関係かどうか、多分国土交通省の関係だろうと思うんですけども、道路の山沿いのおおぼりが綺麗に整理されておるんですよ。これを見ると非常に美しい共感もあるんですが、ただ、沿道の畔側、この樹木がですね、カーブ等で見通しが効かないんですよ、非常に。最近奥のほうで救急の設備もしていただくということで、この見通しが効かないとサイレンは聞こえんわするので、見通しでも立つとかなり有意義な道路の活用ができるかなとも思いますし、そんな点の整備のことは、町長、考えていただいておりますかね。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 最近、県のほうからもいろいろ林業基金あるいは水力交付金関係、そういったものについて、公有林化をしろしろという、そうする場合だったら交付金な

り補助金をあげますわという文書が、連絡と言いますか、そういう案内がかなり頻繁に来ると言いますか、来ております。やはり、金額によれば10百万円とか、10百万円以下の分についてでもそういう条件付というような制度もあるということを言われております。

やはり、これらで大規模な山林を公有林にして、そこで集約化した施業を進めるという手もあると思うんですが、やはりそういった方法に使うとすれば、ちょっとお金が足りないというようなときに、そういった道路の沿線とか小規模的なところを町有林化して、そしてもう皆伐か協働間伐的なことをやるという方法もあるかと思います。できれば1～2か所そういう場所的なもの、試験的にでもやってみたらなという考えもありますので、またできればそういうことも検討して参りたいと思います。

○田中久保議員 議長。

○大澤夫左二議長 田中君。

○田中久保議員 非常に明るい答弁、ありがとうございます。

それと、子ども議会ですか、この前行っておりました子ども議会の発言の中で、私たちも気が付かなかったんですが、大雨が降ると非常に水溜りができて、そこへお父さんの車が突っ込むと、もう事故をやるのかなと思うくらい急ブレーキがかかると、そういう箇所が国道沿いに何箇所かあると。私が知っておるのはもみじ川温泉の手前ぐらいですかね。非常に言われると怖いですが、あれ。部分的にでも予算を出してくれるのであればそういうところを点検していただいて、優先的に直してほしいという気持ちはあるんですが、いかがでしょうか。

○平川恒建設課長 議長。

○大澤夫左二議長 平川建設課長。

○平川恒建設課長 国道部分の路面補修という点でございますが、南部総合県民局のほうで維持修繕的な事業費っていうものがございまして、全体的に今その事業費の配分が足りないというようなことは聞いております。

ただ、危険なところ、優先順位というものを以って対応しているというような状況を聞いております。この前の子ども議会でもそういった点が出ましたということで、県民局のほうにはそういう形を、非常に危ないところがあるというようなことで伝えてはあります。

以上です。

○田中久保議員 議長。

○大澤夫左二議長 田中君。

○田中久保議員 ありがとうございます。

最後に1点だけちょっと確かめておきたいところがありまして建設課長にお尋ねするわけですが、数年前、長安の上流、みちばたさんという食堂ですか、そのある手前の山側の危険箇所、あそこを何とかしてほしい、要望しておいてくれという質問をした覚えがあると思うんですが、その後、見通しはどうですかね。それだけ聞かせてください。

○平川恒建設課長 議長。

○大澤夫左二議長 平川建設課長。

○平川恒建設課長 国道195号線の長安の飲食店のすぐ下流側のカーブのところなんですけども、今年度に測量調査を実施してくれております。それで、今のところその区間、山手側は非常に大きな事業費がかかるというようなことで、川手側に拡幅するというような計画で、今延長で40m、広いところで川側に3mの拡幅というような計画で、予算の配分の関係がございまして確定しているような返事はいただいておりますが、平成24年度に実施するというような方向で今考えておりますということです、そういうお答えをいただいております。

○田中久保議員 議長。

○大澤夫左二議長 田中君。

○田中久保議員 ありがとうございます。これで質問を終わります。

○大澤夫左二議長 次に東谷久男君を指名し、発言を許可いたします。

○東谷久男議員 はい、議長。

○大澤夫左二議長 東谷君。

○東谷久男議員 それでは、議長の許しが出ましたので一般質問をさせていただきます。まず始めに「あすなろ作業所の改修について」ということで出させてもらったのですが、一般質問をするような題でないかと思うんですが、一つ聞いていただきたいと思います。

前段、連記さんのほうから、福祉行政の中でいろいろとあすなろ作業所のあり方それから今後の福祉についての質問がありましたので巨細については省略いたしますが、あすなろ作業所、町からの運営補助金が6百万円出ておるんですが、その6百万円で自分らが一生懸命ボランティアを重ねて、子どもたち14名の入所者がおいでるんですね、14名おいでて、そのうち3名がちょっと入院をしておるということなんです、その担当の専従者が職員が4名、4名の職員で以って6百万円の補助金をいただいて、そのうち6百万円のうちの4,500千円を4名の人件費に充てて事業を行っておるというところでございます。あと地域事業が246千円ということで、余りのお金につきましては、職員の研修費それから期末手当に少々出しておるという内訳でございます。

そんなことで、私もあすなろ作業所の横を通って走るわけですけども、前のもみじ川温泉の町の直販所と比べた場合に、かなり見劣りがするんですね。これはどんな形で建てたんですかと言うたら、「これは全部間伐材をもらってきて自分らで建てました。町から補助金をもらっておるのは6百万円だけです。」ということで、そんなことで、これは何とか、行政に全てをやれということにはならんかと思うんですけども、何とかならんかなと、そういうような思いで質問をさせていただくんですが、平成10年4月に元電子部品でありましたハーネス、このハーネスの事務所を取り壊して建て替えたものが、今の後ろの事務所なり給食の建物らしいんです。木曜市を始めたのは平成11年1月より始められたそうです。

今も、先も申しましたように、ほとんど自分らの手作りでやっておると、そんなところで、傍から見てももうちょっといい建物にしてあげたらなと誰しもそう思って通るんだろうと思うんです。建物としてはハーネスの建物で、まだ10年余りなのでそうあれはないんですが、やっぱり隙間ができて冷暖房も効かんと。それから今あすなろの中で、先ほど連記さんも質問しておりましたけれども、これからのあすなろの取り組みと

して、地域の高齢者に対しての商売と言いますか、いろいろの介護弱者に対しての援助をあすなろ作業所の中で車を持って販売、移動販売をやっていこうでないかと、そういうようなことも言われております。そんなので、自分らで炊事場で食事を作るにしても、もうちょっとやっぱりいいものが欲しい、それで保健所の許可もこれからもらうようになるとすれば、建物もきちんとしたものを建てておかんとちょっと許可も難しいのではないかと、そういう話しでもあります。

建物の中もかなりいろいろのものを置いてあって、整理もついておらん状態で手狭であるし、冷暖房が効きにくい。それから、木曜市に使われておる売店は、広さとしてはそこそこいけるらしいんですが、雨降り等のときには非常に降り込みがあったりして大変なんじゃと、そういう話でございます。

そんなことで、ただ行政として「あれはな・・・。」と思うだけでなしに、一つ何か前へ向いて考えてあげられたら私は最高でないかと思うのでありますが、そこら町長としてどんなお考えなのかお聞かせ願えたらと思います。

○鵜澤守健康福祉課長 議長。

○大澤夫左二議長 鵜澤健康福祉課長。

○鵜澤守健康福祉課長 あすなろ作業所についてであります、議員さんおっしゃっており、私も通るたびにと言うか、私はちょいちょい寄らせていただいて中へ入っていくのですが、確かに老朽化しておるということについては、もうこれは否めません。

今後、町長とも相談と言うか話合いはしておるのですが、今後「心身障害者福祉作業所運営委員会」と言いまして、これはあすなろ作業所の運営委員会があるんですが、その運営委員さんでありますとか、町の心身障害者の役員さん、このメンバーについても障害と言いますか、あすなろ作業所のメンバーも入っておるのですが、それから現所長さん、指導員の方等々とまた話合いをしていけないといかんということで町長とも話をしております。所長さんともちょっと話を実はさせていただいております、そういう風なことでお話しはさせてもらうようにということで、検討させてもらいますという回答はさせていただいておりますので、ちょっとすぐにここで建て替えますとかという話には今のところなりません、検討はさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

（東谷久男議員「町長は何かありますか。」と呼ぶ。）

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 あすなろ作業所さんへの補助の6百万円、この分につきましては、ちょっと年度は忘れたんですが、当初は県の補助金もあったんです。そして、それが一応県はもう一括して県下の障害者のほうにするということで、作業所のほうはもうそれぞれの町村なりには出しませんというお話がございまして、じゃあそんなら町はどんなにするんかということで、止めるのか半額にするのかということだったのですが、やはりいろいろと運営も大変だと思いますので、それはもうそのまま町としては継続しますと。いろいろと見直した市町村もございまして、那賀町としては従来どおり町の分については補助金は継続しますというお話をさせていただいて、もうこれで何年かになるんですが、施設の改修につきましては、これもいろいろとあそこで、御存

知と思いますが、この4月1日にもさくらまつりがあります。

さくらまつりには、県下、また遠いところでは県外からもそのグループが参加をしております。その方々もいろいろとお話を聞いてみますと、施設補助についてはいろいろと方法もこういった方法があるよとかいろいろ聞くんですが、県の場合は徳島県の場合はいろいろと県からの補助事業は止めたと聞いておるのですが、やはり何か一括してどこかに資金があるということも聞いております。やはりそれで足りない部分、それだけでいただける部分はいただいて、あと残りを町がするとかいろいろな方法があろうと思いますので、先ほど担当課長が申し上げましたように、運営協議会の中でこういった形に改築なりそういうことをしてほしいという御要望を取りまとめていただいて、それからまた検討をして参りたいと思っております。

○東谷久男議員 議長。

○大澤夫左二議長 東谷君。

○東谷久男議員 はい、前向きに取り組んでいただけそうなので、できるだけ早い時期に一つ改修ができますようによろしく願いしたいと思います。

それでは続いて「ダム堆砂について」、2問目に入らせていただきたいと思います。排砂バイパスの件であります、これも前段吉田議員のほうからいろいろと質問がございましたので、私も大体考え方はよく似たあれで、何とか今の長安なり小見野々ダムの堆砂を見たときに、ほんまにこれは尋常なことではこの堆砂は取り組めんのと違うかと。それで、昨年の11月に天竜川流域、町長も一緒においでて小渋ダムそれから美和ダムの視察をしてきたわけですが、やっぱりああいうやりかたと言うか、もう1つ下流にある佐久間ダム、これは大きい、大きいって言ったらおかしいんですが、粒子の粗いバラスまでも全部流すというようなあれでなかったかと思うんです。ここはまだ視察はやらなかったわけですが、やっぱりそういうような方向も含めて一つバイパス設置の方向を研究調査をする考えを出して、国なり県なりに一つこんな方向で今ダム改造をやられておりますけれども、その中で堆砂について考えていく方向が取れんものかどうか、一つそこをもう1回お願いしたらと思います。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 排砂バイパスにつきましては、前段吉田議員さんにもお答えさせていただきましたが、私も排砂バイパスがどんなものかというのも現地で天竜川の2か所を見せていただきました。これについては、東谷議員さんおっしゃるとおりで、あの方法ではなかなか解決する問題でないと。また、視察には行かなかった天竜川の下流に砂利を排砂するバイパストンネルもあるとお聞きもいたしております。これらについても、国交省さんと時々お会いする機会にどんな状況ですかとお聞きするんですが、これも全て解決している問題ではないと、やはり今のコンクリだけでなしに鋼鉄製のものを巻き込んでおるのだが、それでもやはりなかなか摩耗とかいろいろな問題がありますということ聞いております。

そして、特に長安ダムの場合は、先ほども申し上げましたが、そういう砂利を排出するとなると、やはり那賀川の状況が、やはり支流の坂州木頭川であればかなり十二社ぐらいまでから、あそこくらいから排砂バイパスの入り口ということになろうと思い

ますし、木頭側からの小見野々のほうが、小見野々がもしそういう形を作ればまたそちらのほうの対応をしなければならないと、いろいろとそういう課題があるということもお聞きしております。

そういったことで、国交省としてもこれから技術面、それも含めてそれはずっと検討して参りたいと、ただたちまちに砂利を搬出することに今は重点を置いた対応をしたいということを言われております。我々としても、そういったことも含めて御検討をお願いしますと申し上げておりますので、その点についてもよろしく願いをしたいと思っております。

○東谷久男議員 議長。

○大澤夫左二議長 東谷君。

○東谷久男議員 排砂バイパスというのは、確かに見た目では理想的な素晴らしいように思うんですが、なかなか造るとなりますとかなり資金的な面も必要であろうかと思えます。一つそこらを本当にバイパスができるものなのかできないものなのか、一つ何か調査をするところに持っていったらえたら、私は一番いいのではないかなと思うんです。

それでそんなことで、堆砂をとにかく除けんことには、今のこの災害・水害・洪水、とてもじゃないけど守りはできんのではないかなと思います。それと、先ほどからも言われておりますように、山の手入れ、採っても採ってもやっぱり入って来る、ほじゃけんやっぱり山の手入れを、非常に山の手入れも大事になってくるのではないかなと思います。そこらも含めて一つ何とかダムを考えていく方向で前向きに取り組んでもらえたら最高かなと思います。

特に、長安もなんですが、小見野々ダムの場合は海川口の橋から奥へほんまにもういっぱいですね。助のめぐらにかけてすごい堆砂になっておりますので、あれを全部上へあげるとなったらとてもじゃないけれど、木頭にはそれだけのものを置くところはないかなと思いますので、一つ何とかいい方法を考えてもらいたいと思います。

それで、そんな中で、堆砂の換金と言うたらおかしいんですが、お金に替えるという方向で一つ考えてみたらと思って題を出してみたのですが、先の視察の際にも美和ダムですかね、上もう完成した中で、土砂止めのダムから、そこから換金に、堆砂を金に替えるという方向で、もっと詳しく私も調べたらいいのですが、ちょっと十分に調べておりませんので何ぼなんぼというそういう数字は出せんですけど、お金に替えるっていう方向で、その金が町に入るか国に入るか県に入るか、そこらはちょっと分からんですが、1業者とか誰かのポケットに入るのでは具合が悪いので、やっぱり公共の立場のところへ金が入ってくる、そういうことによっていろいろな事業がまたその金を以って回していけるのではないかと、そういうような思いがあるんです。

今、長安の場合はダンプで運んで川原へ置いて、捨てるという言葉は悪いんですが、置いて、自然の流れに下流へ流しておるのですが、40億円、400億円で40億円、年間20何億円ですか、かけてダンプで運んでおるのですが、ダンプで運ぶのもそれは今ダンプしか方法はないかなと思うんでありますけれども、何とかそれを、流すのも確かに全部はお金にならんと思うんですけれども、ダムから上げた堆砂を選別して、そして骨材に使えるものは骨材として使うて、あとは細いもので使えんものは下流に流す

と、そういうことでやっていけないものかなと。

いろいろ業者もあると思うんですが、やり方としてはいろいろ方法はあろうかと思うんです。前にも言ったように、ワイヤーを張って、長安のダムをする時分にワイヤーで以って運んできた材料があるので、その逆にまた今度溜まった土砂をワイヤーを張って日和佐のほうにでも、大浜海岸のほうでも持っていくとかいろいろ方法はあろうかと思うんでありますけども、何とか骨材をお金に換えることによって私は仕事場も確保できるのでないかと。選別する機械も何台か必要であろうし、それに何人かの雇用もされるのでないかと、そんな思いがするのであるんですけれども、お金に替えるっていう方向っていうのは、町長としてどう思われますか。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 砂利を町が換金して資金を稼ぐと、この方法は一番最初に国交省さんが砂利を取っていただけるといふときに出た話でございまして、この分については町がやることについてはできないと、砂利は国のもので、国がやるとするなら別として、町はそれはできませんということを釘を刺されました。

ただ、それともう1つは、これ町内の生コンの使用量なんですけど、これも毎年公共事業の減少という中で、生コンの使用量もどんどん減ってきているという実績を示されたこともございます。これは公共事業が少なくなったというだけでなしに、やはり工法にも違った工法が取り入れられていると、もうこれも御存知だと思います。そういった関係もあるものであろうとは思っていますが、そういったことで、この砂利を換金というのは那賀町が最初に本当に未利用資源の活用という調査もいたしております。この中にも今も残っておりますが、そのそういった活用方法も入っているのですが、これはどうも実現が不可能というような結論に至っているのが現状でございます。

やはり、いろいろと骨材の利用というの、小見野々ダムの骨材についても、もうこれも御承知のとおりです。あれを掘削して上に運んで、それを骨材に使うという形で今まで来ておったわけなんですけど、それもどんどんと使われないという状況です。ただ、下流のほうについては、ああいった状況でこれまで砂利が採れていたのが少なくなったと、流してくれという地域もあるようです。そういうことで、国交省さんにも河川投棄も川口ダムから下流においても継続をしていただきたいということも要望しております。

なかなか、確かにそれができれば町の収入として、2級河川か普通河川ならまだ望みはあるかも分かりませんが、1級河川の場合はそういった釘を刺されております。ちょっと換金については今のところ無理かなという感がいたします。

○東谷久男議員 議長。

○大澤夫左二議長 東谷君。

○東谷久男議員 1級河川ということで、国からは売買は町としてはできないという答弁でありますけれども、何とかそこら私の頭に浮かぶのはもうこれは特区ぐらいを申請ぐらいしかないのかなと思うんですが、特区ではそんなものは堆砂の除去について申請するというあれは求めることは無理なんじゃないでしょうか。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 どんどんその砂利がそういった形で使われる、買っていただけるというのであれば、私は国交省さんが先にやると思うんです。その使い道と言うかそういう需要があればね。そういうことで、なかなか町としてもそれに踏み込むというまでにはまだ至っていないのが現状です。

○東谷久男議員 議長。

○大澤夫左二議長 東谷君。

○東谷久男議員 はい、全国では、特区って言うか堆砂に対してのそれほどの踏み込んだ方向っていうのはないだろうと思うんですけれども、今の現状からしますと何か新しい方向を探らんことには堆砂の除去というのは非常に私は厳しいのではないかと、そう思います。

それで、3. 1 1 東北の大震災もあったわけで、地盤沈下から始まって、本当に半分冗談みたいに、あの沈下したところにがれきも含めてほんまにバラスを持って行って埋めてあげたらいいのと違うかなと言うてそんな話もしたこともあるんですが、なかなか、もっと近いところだったら何とかなるのかなと思うんですけど、東北までとなったらなかなかその運搬費用からいろいろ経費のことを考えたらそうはいかんのではないかと思います。

しかし、丹生谷としてはこの2つのダムに溜まっている堆砂を何とかしないことには、本当に迫立ダムのようになってしまって、しまいにはダムの力というのはもう全くなくなるのではないかとというそんな心配をするんです。一つこの点前向きに捉えて、ダム堆砂を考えてもらえるように一つお願いをして、質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○大澤夫左二議長 次に前耕造君を指名し、発言を許可します。

○前耕造議員 はい、議長。

○大澤夫左二議長 前君。

○前耕造議員 私は今回4項目ということで、一部重複している質問もありますが、大きなテーマとしましては少子化と高齢化対策、共通しているのはそういうことで質問したいと思います。

まず1点目です。1点目は、非常に少子化が加速しております。それでイコール、これなかなか那賀町は細長いところで、小学校も6校ですか、6校ありますし、なかなかこれからの教育の質を考えると頭の痛い面もありますが、通学路とか、学校統合について質問をさせていただきます。

まず最初に、木頭小学校が中学校と併校して非常にきれいな立派な校舎ができ、9月の2学期から子どもたちが通っております。そうした中において、北川小学校については同時期に耐震対策を取っております。その費用は、校舎それから講堂ですか、それを含めて、事業費は22百万円余りのことであります。そこで、私がまず思ったのは、でき得るならばなぜ木頭小学校と北川小学校を改築、新築になったときに一緒にできなかったのかと、これ今さら言うても仕方がない面もありますが、非常にそう思います。

現在、北川小学校は14名で5年後は5名、木頭小学校は現在29名で5年後は17名、木沢小学校が現在13名で5年後の平成28年は9名ということで、北川小学校

が5年前後には5～7名という、全校生徒の推移がそうなることが確実だそうです。そこで、現在北川地区は非常に教育に元々熱心で、先ほども前段の議員が言いましたように、サポート体制とかいろいろ熱心に活動しておりますが、山村留学生が確か去年の12月までは4名おられた。ところが1月から2名になっていると聞いております。

そこで、やっぱり小学校統合問題を緊急にこれは検討していかなんだら、黙って教育委員会がこのまま、いろいろ難しい、地元とか協議とかありまして難しい問題は確かにあると思いますが、手をこまねいておくところじり貧でしようかたなしの合併ということにこれは入るのではないか。そうしたことが、最近の子どもたちは少人数の複式学級に慣れておって、私は今のところ複式でも学校の成績については県下的にも見て落ちた部分はないというような教育委員会の説明であります。ただ、上級と言いますか、高校生になったときには、しもの高校に入りますと下宿や寮生活になります。そうした点において、大勢の人と交わったときにやはりいろいろとたくましさに欠けて、一番大事な高校のときに心身共に伸びない、この心配を私は特にしております。

今後の、これ先ほども言いましたが非常に難しいテーマではありますが、教育委員会としてはやはりいろいろ協議の進んで、いろいろ難しい面もありますが、やっぱり入っていくべきであると。やはりこういう問題は3年は統合問題はかかると思います。議論・対応が私は遅れていると思いますが、いかがでしょうか。答弁をお願いします。

それから、もう1つは、こういった少子化については、スポーツ少年団や中学校ではクラブ活動等にいろいろ支障が出ているという話も聞きます。若いときの学校生活のよい思い出は、これはもう必要不可欠なことであります。少ない生徒たちの学校間の垣根を取った仲間づくりをいかにしていくか、この対応策について、2点教育長にお聞きしたいと思います。

○尾崎隆敏教育長 議長。

○大澤夫左二議長 尾崎教育長。

○尾崎隆敏教育長 前議員さんから非常に難しい質問をされました。その中でできる限りのお答えをしたいと思います。

まず最初に、木頭小学校と北川小学校が同時期に校舎を新築なり耐震化したというように、その工事費が、何と言うんですか、多少無駄になったのではないかなというように感触で私は受け取りました。このことにつきましては、確かに北川小学校の耐震補強工事に22,254,750円工事費にかかりました。しかしながら、この工事費につきましては、国の有利な制度、それを活用した結果、町の一般財源としては合わせまして208,425円で済ませたということで、町に対しては大きな負担はかけておりません。

それと、この統合問題。統合問題、これは非常に難しい問題だと思います。那賀町も教育振興計画を現在定めておりまして、もう皆様にお配りができるような段階まで来ております。その教育振興計画を定めるにあたりまして、那賀町の各小中学校・PTA保護者全員に様々なアンケート調査をいたしております。その中で、学校統合に関するアンケート調査も実施をいたしました。その中で、前議員さんから指摘のありました北川小学校、その保護者のアンケート調査によりますと、学校統合に際しましては「もう少しばらく推移を見て検討に入るべきかどうかを決めるべきだ」というような回答をされた

方が、全体の５４％ございました。それから「早急に統合の検討に入るべき」と答えられた方が２３％、「検討に入るべきでない」と回答された方が１５％、その他は「分からない」と答弁された方ということでございます。これにつきましては、それぞれ小中学校の全校実施しておりますので、全校の保護者の意向というのは私は把握はしております。

そういう中で、やはり学校統合を進めるというのは、保護者の同意・保護者の考え方というのが、これが大きく反映しなければならない最重要問題と私は位置づけております。確かに、先ほど学校の児童の推移というのを前議員さん、おっしゃられましたけれども、そういう調査も私もはいたしております。６年後には大変危機的な数字ということで、７小学校の児童の数が、６年後には１００名減ると、那賀町で。そういうような非常に心配、憂うべき数字が出ております。そういうような中で、学校再編、これをどう考えていくかということ、これは非常に大きな課題と受け止めております。その中で、やはりアンケート調査を実施したその結果というのはやはりそれぞれの学校にお示しをし、将来の学校がどうあるべきかということを深く掘り下げていかなければならないというように考えております。

それから、次のクラブ活動の問題です。やはり、この子どもたちが減少していく中で、今まで実施できよったクラブ、それも人数が足りなくなってできなくなってきつつあるということ、これは事実でございます。現在は、各学校の同じクラブをしたい思いの子どもが合同チームを編成したり、それから中学校においてはクラブ数を少なくして、そのそれぞれの学校で対応できるクラブに絞るというようなこともやっております。

そういうような中で、先ほども示しましたように、保護者の思いというのを受け止め、今後、次の５年後の振興計画の見直しの時期にどうすべきかということの判断ができるように努めて参りたいというように思っております。

○前耕造議員 議長。

○大澤夫左二議長 前君。

○前耕造議員 ただいまの教育長の説明では、北川地区の保護者にアンケートをとったら、５０数％以上現状のままいきたいということなんですけれども、やはりこれ大きな一般論的に考えたら、５年後が児童数が５名から７名なんですね。１学年１人なんです、平均したらね。こういった状況では、今のところ複式でも学力が落ちておらないということなんでしょうけれども、わずか５年先には大変な状態、やはり心身ともに小さいときの発達・たくましさという点で、私は非常に疑問に思います。

やはり地域の、特に那賀町、今町外に転出される方がたくさん出ております。先ほど前段の清水議員の質問の中にも町長は住居の問題を指摘しておりましたが、私はこれ教育問題もね、心の中にあると思います。やはり、将来子どもの教育を考えるというのは親には敵いません。自分の子どもの将来、何とか力を付けてほしい。端的に言えば、いい大学に行って頑張ってもらいたい。みんな父兄はこういう風に考えております。教育問題も教育の環境もかなり影響があると思います。

これ、いろいろこれから是非とも教育委員会あるいは地域審議会、いろんな面で協議・議論を重ねていってほしいと思います。時間の関係上、これだけで１問については

質問を終えます。

続きまして、2問目の「町職員数と給与について」を町長に質問します。

今の町職員は、一時は2～3年前ですか、「ラスパイレス指数」と言うて、国家公務員を100にした指数なんですけれども、2～3年前は私の記憶では91かそこらだったと思います。現在の数字を聞きますと、95.5という数字であります。

そこで、今盛んに国のほうでも国家公務員は東日本大震災の予算と言うか、それを割くために、国家公務員は7.8%カット、これが最近衆議院を通過てまず成立する見込みであります。それから、国会議員も3百万円カットということであります。そこで、私が一番気になるのは、これは100に近いほど職員の方はこれはいいのに決まっております。ただ、町民の目線ということを考えてみますと、先ほど前段の議員からも度々言われておりますが、所得が落ちております。

そこで、町の高齢化率は今現在40%ぐらいであります。毎年1%アップしております。10年もすれば恐らく50%、ということはどういうことかと言いますと、町全体が「限界町」になるということです。木頭地区あたりは、地元新聞の10月か11月かの調査でも独居率が25.7～25.8%という、4軒に1軒が独居じゃと、大変な数字も出ております。町全体が10年後50%になれば、当然これ消滅集落がたくさん出てきます。これも先ほどの学校の統合も非常に難しいし、10年先の那賀町の行政サービスを考えると、全く想像もできんぐらい厳しい状態に追い込まれると思います。まず、消防団・婦人会はもうなかなか現状でも難しい、活動が難しくなっております。地域の力も落ちてきます。

そこで私が言いたいのは、地元住民の年収を基準にするのが地方公務員の給与の基準、これは当たり前のことであります。私はラスパイレスが、1割辛抱してもろうて85でも、町職員を1割その分数を増やし確保して、将来の高齢化、いろんなケースに対応すべきと、私はこういう風に考えます。この点について町長の意見をお伺いします。

あ、それと、言い忘れましたが、議会のほうも3月19日の月曜日に全員協議会を開いて、議会の方向性を検討するように協議していくと、いろいろ定数の問題とかどういう全員の意見をして協議しなければ分かりませんが、そういう方向性も議会のほうも打ち出しております。

町長の答弁、よろしくお願いします。

○峯田繁廣総務課長 議長。

○大澤夫左二議長 峯田総務課長。

○峯田繁廣総務課長 まず私のほうから、いろいろ数字が出ましたので数字の説明等含めてさせていただきます。

質問の内容は、国では国家公務員と議員の歳費を引下げることが話題になっていると、7%、7点何%、それから国会議員が3百万円の歳費を引くとかどうか、まだ決まっていますが、そういう議論をしているということで、町についても職員の給与をカットしてその分を雇ってはどうか。町議会議員もそうするような話をするって今言われましたが・・・。

(何事か呼ぶ者あり。)

え、そうですか。

(何事か呼ぶ者あり。)

はい、分かりました。

○大澤夫左二議長 はい、答弁ちょっと待ってください。

議長のほうから申し上げます。定数等の具体的な内容等は、協議会を開いてからの
どういう協議をするかというのは今から協議されるのであって、確定的に定数の確定と
かいうもの、議題をするものではありません。

(前耕造議員「いやいや、協議をしますと言うただけじゃ。結論は出ていませ
んよ。会を設けると言うただけで、私は。」と呼ぶ。)

○大澤夫左二議長 どんな内容のものが出てくるか、それはその全協の中でどういう協
議を今から議会改革の中でしますかということをするので協議会を設けることにする
と。

(福永泰明議員「方向性も何も出ておらん。」等と呼ぶ。)

(前耕造議員「出ておらんよ。」と呼ぶ。)

(福永泰明議員「議運でそんなんしたん。」等と呼ぶ。)

○大澤夫左二議長 小休します。

午後02時37分 休憩

午後02時42分 再開

○大澤夫左二議長 再開します。

○前耕造議員 議長。

○大澤夫左二議長 前君。

○前耕造議員 先ほどの私の質問の中において、19日の全員協議会については議会の
活性化を含めていろいろ協議をする場を設けたと、こういうことのみでありまして、
内容についてはこれからの話であって、一切、私も突っ込んだ誤解をされたのだった
ら訂正をさせていただきます。

○峯田繁廣総務課長 議長。

○大澤夫左二議長 峯田総務課長。

○峯田繁廣総務課長 それでは、再び御説明と言うか御回答ですけれども、まず「ラス
パイレス指数」という言葉が出ましたので、これテレビを見られる方もどういう意味
かと思われますので解説しますと、ラスパイレス指数と申しますのは国家公務員の給
与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準でございます。確かに本年度の那
賀町のラスパイレス指数は95.5となっております。これはちなみに徳島県下では
何番目かと申しますと、24市町村中17番目、高いほうから17番目です。なの
で、決して高い数字とは言えないと思います。

それから、給与についてどういう状況かというのをちょっと振り返って説明したいと
思いますが、町では既に平成18年度から4年間にわたって大幅な職員の給与カット、
このときには特別職あるいは議員の皆さんにも多大な御協力をいただきまして人件費の
削減に努めて参りました。ちなみにこの4年間の財政の削減効果は、2億40百万円に
なりました。そのほか、職員については住居手当であるとか通勤手当の見直しなども進
めました。そのため、人件費総額は平成17年度と平成22年度の決算を比較すると、
約3億円減少しております。平成17年度が19億73百万円、平成22年度が16億

80百万円、約15%減少しました。また職員数においても、平成17年4月と平成23年4月を比較すると45人、率にして14%の削減をしております。

その効果もありまして、非常に危機的な状況であった財政も近年は好転して、基金総額は平成22年度末、昨年の3月には13億円を積み立てて総額70億円、これは特別会計も含めてでございますが、70億円近くの基金を積み立てております。今年度も、今回の一般会計補正予算にも10億円を積み立てることとしており、それまで積み立てたものあるいは更に余力があって積み立てるものを含めたら80億円を突破するというような見込みでございます。

給与につきましても、更に昨年それから暮れにも人事院勧告や県の人事委員会の勧告に基づいて、適正にカットをしております。

さて、ここでやっと町も一息ついて、これから新しい行政課題に取り組もうかという時期に、国では今まで全然やってこなかった行政改革にやっと着手したばかりで、マラソンで言えば我々は既に、地方は既に4周も5周もマラソンをしてやっと一息ついた時期に、国は今からやっと1周目のスタートを切ったというイメージが私のイメージです。

このように、私たち自治体はそれぞれの判断で、財政的に厳しくなるなどの要因があったら極めて自主的に給与費等の削減・人件費の削減・その他物件費の削減に努めております。また、適正な職員数の確保や配置につきましては、先に古野議員の質問の際に述べたように、より効率的で住民サービスの向上を目指した組織・機構の改革とも併せて配置を考えていきたいと思っております。今後も社会情勢や財政の動向を見ながら、適正な職員数や給与水準に留意していきたいと思っておりますので、御理解をお願いいたします。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 今担当課長が申し上げましたとおり、町としても職員の皆さん方に御理解をいただき、これまで財政の改革に御協力をいただいたところでございます。我々もやはり県なり国のほうからいろいろと指導をいただいていたわけなんです、国についても同調にそういうことを対策をやってほしいということも申し上げてきました。

先般報道されましたとおり、国も公務員給与をカットするということが報道されましたが、ただ納得ができないと言いますのは、2年間、2年間すればまた元に戻すのかということに少し不満を持っております。

そういうことで、町としてはそれぞれその財政状況に応じてまた職員に御無理をお願いするかも分かりませんが、これまで職員の皆さん方の御理解ということに対しては、私は努力をしていただいたと思っております。

○前耕造議員 議長。

○大澤夫左二議長 前君。

○前耕造議員 総務課長の数字の説明にしても町長の答弁にしても、現状、現在の状況と言うか若しくは近い将来の財政のことが述べられておると思っております。私が言ったのはスパンがもう少し長くて、10年間ぐらいの行政サービスを考えたやはり職員数がある程度確保しなければなかなかやっていけないと、町民の不安なりを解消できて

いかないと、そういう意味で申し上げたのであります。この点、誤解なきようお願いします。

時間の関係上このくらいで置きますが、町民の中にも多様な意見がたくさん聞かされております。それを踏まえて私は一般質問に望んでいるつもりです。

続きまして、3番目、「町外からの職員の通勤について」、これは前段清水議員のほうから質問があり答弁も詳しくされたので、ただ1点だけ質問をお聞きしますが、前段の議員への答弁の中で、現在一般職員が25名だと。これは2年前が23名で、徐々に増えているというのも現実の問題であります。そうした説明の中で、住民票が町外におられるっていうのが11名、そのうちふるさと納税が1名との説明でありました。

この点について、ふるさと納税については全国から毎年数件ぐらいあるうち町職員がわずか1名、年間1,440千円ぐらいふるさと納税があるんですが、私が再問をしたいのは、11名のうち1名と、10名はふるさと納税をしておらないと、那賀町で稼いでそのまま住んでおられる町へ払っているということです。この職員の方についてもやはりふるさと納税をしてもらえるよう指導をしてください。

やはり町民感情から考えて、これは指導はすべきだと思います。答弁よろしく申し上げます。

○稲澤弘一副町長 はい、議長。

○大澤夫左二議長 稲澤副町長。

○稲澤弘一副町長 前さんが言われるとおり、将来の人口減少それから災害対応を考えますと、ある程度の職員数は当然確保されなかったらなかなか対応できないということでございます。

ふるさと納税、町外に住んでおる職員のふるさと納税のことなんですが、これは飽くまでふるさと納税をするということは自主的なことでございまして、町としての姿勢は飽くまでも町に住んでいただきたいと。強制はできませんが、災害対応等を考えますと、それから地域づくりを考えますと、やっぱり町に住んで地域のことを分かって行政に携わっていただきたいというのが基本的な姿勢でございまして、飽くまでもふるさと納税は自主的にしてもらうものということで考えております。

仮にそれを町が推奨をしますと、ふるさと納税をしておればいいのかというような逆の捉え方もされることも、恐れもありますので、飽くまで町としてはできるだけ町に住んでいていただきたいということが基本でございます。

○前耕造議員 議長。

○大澤夫左二議長 前君。

○前耕造議員 分かりました。町外からの職員の通勤については今後十分見守っていきたいと、こういう風に考えております。

続きまして4番目、遊休町有地、相生ウィンディック跡地が約1haあります。これは平成12年の夏ぐらいに当時のウィンディックが営業休止に追い込まれて、その後約11年余りになりますが、建物はその後、町有になりまして10年近くなるといいます。建物が町有になって。

それで、この跡地利用についてどのように現在模索されているか、町長にお聞きします。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 ウィンディックの跡地について御答弁させていただきます。

このウィンディック相生跡地のまず一番最初にこれを何とか有効活用できないかということで、合併してから打診を始めたのが、まず利水者協議会、日亜化学さん・阿波製紙さん・王子製紙さんが加盟されております利水者協議会の中で、企業さん何とか使っていた方法はないですかという御相談を持ちかけました。じゃあ一度現地を見ましょうということで現場に御案内し、もみじ川温泉で昼食を兼ねて懇談をしていただきました。それじゃ改修費そして運営を含めての試算をしてみるとということで、これもしていただきました。改築には、中がある程度新しいということで50百万円ぐらいだったと思います。ただ、装備品、これを全部入替えるのに1億数千万円、総額で全部それを入れますと、確か1億60百万円ぐらいの見積もりだったと思います。

これではちょっとやはり当時企業さんとしてもそれぞれ企業が所有しておりますリゾート地とか研修施設とか、そういったものを順次廃止しているという状況下では、非常に企業がそれぞれ利水者協議会の中で企業が協力し合って出し合ってもちょっとなかなかまとまりにくいということを言われて、ポシャったと言いますか中止となりました。

その後、じゃあ何か住宅にでもということで私も中を見せていただきました。1階部分は非常になかなか使い便利が悪いなという感はしたのですが、2階の両方に、御存知のとおりコの字みたいになっておるのですが、両方が部屋があります。中、家具類は全てもう持ち去られて無かったんですが、部屋自体は本当にまだ新しいと、これは少し手を入れれば住宅とかそういうのには可能でないかということで、まちづくり交付金事業で住宅に半分でもということで、当初の計画、あれ確か50百万円だったと思うんですが、50百万円で半分の、2階の半分の部分を住宅に改修するという案で申請を行いました。

その後において、当時の相生の、旧相生町の議員さん、その方々を含めて地元で相生地域で御相談をしていただき、そのお話も協議していただいたと思います。前議員さんも御存知だろうと思います。そこで決まったのが、それをするよりはやはりもう取り壊すほうがいいのでないかという結論に至って、その住宅があそこを止めて今の延野の保育園の住宅に変わったのが経過です。

その後におきまして、やはり取り壊すにもかなりの費用がかかると、何かまだないかということで今も協議を続けております。1つ今出ておりますのは、水の花荘の拡張ということもあったのですが、これも場所がなかなかないということで、あそこということも水の花荘のほうでも一度はそういう計画もしたようですが、やはり老健施設としては廊下の幅が狭いということでこれも実現しませんでした。もう1つその制約のない小規模多機能型の施設をどうかなということで、いまその設計書、現在の設計書を持ち帰っていただいてコンサルにかけてみるという段階に入っております。これが実現するかどうかについてはまだ分かりませんが、それに可能かどうかということも含めて今の段階は現状はそこまでいっております。そういった状況です。

あと1つ私も提案して打診をしておりますのが、これもまだ実現するかどうかは分かりません。大塚製薬さんが今回増築工事をしていただきます。製薬さんとして、希望は

この那賀町で1週間あるいは1か月、短期の滞在できるような施設が何とかできんだろうかということをおっしゃっております。ただし、これには今全国的にそういった形で営業しておりますレオパレス、先ほどこっちと字が、何やら言い方を間違えてちょっといろいろ失敗したのですが、確かレオパレスだったな、そういうアパート経営をしている企業があるのは御存知だと思いますが、簡単な家具が付いた住宅がないかと、そういうのを那賀町で構える予定はないんですかということも聞かれております。それらも含めて検討してみたいなと思っております。

そういうことで、今すぐにもう後はあそこはそれなら何とか予算がつくようだったら取り壊そうかということにはいたしておりません。以上が今の現状です。

○前耕造議員 議長。

○大澤夫左二議長 前君。

○前耕造議員 なかなか、休んで10年以上にもなって毎年当然これ建物も古くなって、改善して民間の方が使うとなればなかなか踏み切りが大変だろうと思います。

また、ただし、現状のままだとしても放置していくのも、これもまた問題であります。更地にすれば数千万円の撤去費がかかると思いますが、もう少し現状の建物を改善して使う民間の方がおられないということになれば、やはり更地にして、撤去費は仮にかかっても、例えば後期高齢者あたりの平屋の町営住宅あたりも、逆に若者住宅ではないに、消滅集落に備えた、1haあれば40軒ぐらい立てて、近所の農地を借りて軽作業のケイトウとかあるいは家庭菜園とかやってもらうような、生きがいを含めたことも私の勝手な1案ですが、思います。

今後ともいろいろな方面から検討して、有効な活用をよろしく願いして、私の一般質問を終えます。

○大澤夫左二議長 ここで休憩をいたします。

午後03時03分 休憩

午後03時15分 再開

○大澤夫左二議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

8番目に新居敏弘君を指名し、発言を許可いたします。

○新居敏弘議員 議長。

○大澤夫左二議長 新居君。

○新居敏弘議員 議長の許可を得ましたので一般質問をさせていただきます。

まず最初に「木造住宅の耐震改修について」でございます。未曾有の大災害となりました東日本大震災発生から、間もなく1年が経とうとしております。この間、徳島県でも南海地震単独というのではなくて、東海・東南海・南海の3連動地震を想定して防災対策・減災対策を行おうとしております。昭和21年に南海地震が起きましたが、このときはこの辺りでは余り家が倒れなかったという風なことを聞いておりますが、しかし、もしもこの3連動地震が起これば、前の南海地震よりも非常に揺れが大きいと言われております。そういうことで、特に昭和56年以前の旧耐震基準で建てられた木造住宅の耐震化が急がれるところでございます。

那賀町でもこれまで耐震改修に取り組んで参りましたが、余り進んでいないように思われますが、なぜ進まないのか、その原因はどこにあるかと考えておられるかお聞か

せ願いたいと思います。

それから、これまでの耐震改修の実績数及び年間平均数についてお知らせいただきしたいと思います。それと、耐震改修にもっと取り組んでもらって改修が増えることになりましたら、これが仕事興しということにもなりますし、地域経済の活性化にも繋がっていくという風に思うわけですが、例えば吉野川市が上乗せをやってしております、上限300千円の上乗せ、また既に小松島市では耐震改修に上乗せを200千円、限度額200千円の上乗せをしていると、そしてまた小松島市では改修と同時にリフォームをした場合に、リフォームに対しても補助をしております。

こういったことがこの那賀町でもできないかという風に思いますが、いかがでしょうか。お答え願います。

○西本安廣地域防災課長 議長。

○大澤夫左二議長 西本地域防災課長。

○西本安廣地域防災課長 それでは議員さんの質問にお答えいたします。先般だったですかね、6月にも同じような質問をいただいております、そのときにも一応答弁はしたところであります。今回ですね、耐震診断並びに耐震改修の実績ということでもう一度ちょっと報告をしますが、診断については307件、これにつきましては県内でも上位に位置しております。ただし、改修数については16件、平均にしますと2.3件若しくは3件に近いところぐらいの数字しか今は現存できておりません。これが実績でございます。

基本的な原因の理由といたしましては、どうしても評点が低い0.7未満については大規模な改修が伴ってきます。平均的に1,500千円、高いところで1,500千円ぐらいが事業費となってきて、それに対する県なり町なりの補助が600千円といったところで推移しております。こういったところが地元、1つの引っかけりになっておると議員おっしゃるとおりでございますが、県もいろいろ同時に検討課題としていただきましてですね、今回簡易型の改修リフォームという事業を平成24年度からスタートしております。これ、今回私どもも提案させていただいて、状況を見るために5件ほど今回予算計上をさせていただいております。中身につきましては、事業費が800千円であればその2分の1の400千円限度額で県が400千円の金額を出していただく、それに合わせて町も4分の1の200千円ですか、合わせて600千円の金額を補助するというような形を一緒に併せて進めていきたいと思っております。

これ県内全体的にも同じようなこともやっておるのですが、特に先ほど言われました吉野川市ですね、それと小松島市ですかね。現存の大規模改修600千円の上に300千円上乗せ、これにつきましては平成22年度のときにたまたま1年間の補正、国の補正がありまして300千円を乗せたところでスタートを切っておりましたので、そういった事業を継続してやられておるのでないかなと思うんですが、そういった中で進めておりますが、平成24年度につきましては取り敢えず5件予算をお願いいたしまして、状況を見て今後改めてまた考えていきたいと考えております。

以上です。

○新居敏弘議員 議長。

○大澤夫左二議長 新居敏弘君。

○新居敏弘議員 実績としては全体では16戸が改修されたと、平均では2.3戸ということで、こんなことで、水準でいったのでは全くこの南海地震には間に合わないということで、一番こういった地震、大きな地震に対して町が守るべき命も守れないというような状況になってこようかと思います。先ほどの耐震改修にかかる費用が1,500千円ぐらいから1,600千円かかると、その内現在だったら600千円の補助ということで、1百万円ぐらい本人が負担しなければならないということで、中々思い切ってやろうということにはならないといったようなことが原因としてあるだろうといったことをございます。

そういうことで、そういうことならば是非他町村・他市でもやっているような補助の上乗せをして、今の600千円の上へ新たに町としてまた300千円、町が600千円・県が300千円ということで900千円なり、もっと1百万円を公費で負担したらあとの残り500千円とか600千円が本人負担ということで、それだったらやってみようかというようになろうかと思うんですけども、是非そういったことで考えていただきたいという風に思います。

それから、先ほど県の安全・安心なリフォーム支援事業のことでしたか、そういったことに町もそれに上乗せをするということで、これも非常にいいことだと思いますので、それは是非やっていただきたいという風に思います。

町民のほうにも、やっぱり前の南海地震のときに余りこの辺では家が倒れなかったということもあって、それほど揺れに対する心配はしてないかなと思ったりもいたしますし、そういった面ではもっと町として啓発をしていくとか、例えば地震体験ができる起震車、ああいったもので絶えずそういった揺れを体験するだとか、やっぱりそういった地震に対する怖さっていうのを啓発をしていく、それが大事でないのかなという風に思います。その辺もまた答弁願いたいと思います。

それと、先日、昨日でしたか、徳島新聞に載っておりましたが、県がやっている先ほどの住まいの安全・安心なリフォーム支援事業が周知不足で、予定枠、これは耐震改修も含めてと思いますが、予定枠500件のうち利用が66件ということで、13市町村で0だったということが新聞に大きく載っておりました。このように、せっかくこういった県のほうもこういう事業をしているのに町民には余り知らされていなかったといったようなことがあるのではないかと、その辺でもっと周知をしていただきたいという風に思います。その辺で御答弁いただきたいと思います。

○西本安廣地域防災課長 議長。

○大澤夫左二議長 西本地域防災課長。

○西本安廣地域防災課長 新居議員さんの御質問にお答えいたします。平成23年度の事業で、県とですね、高齢者に関するですね、そういった補助もスタートを切っておったのですが、どうも平成23年度の時点で県との調整も十分でなかった、それも現実にあるかと思います。そういった点も踏まえましてですね、もうちょっと調子を合わせながら、歩調を合わせながら事業を進めないといかんなと反省をしております。平成24年度はそういうことがないように、もう少し件数が上乗せできるように努力していく所存でございますし、町としても啓発する場をですね、もうちょっと増やしていこうかなと。平成23年度は大きな災害もあってそういったところに出向いてい

ってする事業、平成23年のときにもそういった事業をしたいということも言っておったのですが、たまたま災害もあっていろいろそういったことができなかったのも原因かと思いますので。

この3月11日ですね、那賀町地域交流センターにおいてですが、ボランティアのつどいと言うて「那賀町ボランティアのつどい」というのを社会福祉協議会がやる予定で、それに協賛して地域防災課もやる予定としております。そういった関係もあって耐震改修ですね、そういった部分についてももう少しPRしていこうと考えております。時間がありましたらまた議員さんのほうも寄っていただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

○新居敏弘議員 議長。

○大澤夫左二議長 新居敏弘君。

○新居敏弘議員 いろんな場を捉えて、是非啓発をしていただきたいという風に思います。県のほうはこの南海地震において死者0といったことを言っていたかと思いますが、そのやっぱり実態として町としてのそういった取り組みがどんどんやっぱり進んでいくように是非お願いしたい。こうすることに、これが進むことによって、やっぱり大工さんなり今あんまりなかなかね、仕事がないと言っておられますが、そういった大工仕事興しにもなりますし、ついでにリフォームということにもなって経済波及効果が進んでいきますので、そういった面でも是非この耐震改修に力を入れて取り組んでいただきたいという風に思います。

それでは次に移ります。「介護保険料の負担軽減について」でございます。先ほど、前段議員さんからこういった質問が出ましたが、違った観点から質問をさせていただきたいと思います。

平成24年度より、65歳以上の介護保険料が基準額で月額720円もの大幅な引上げとなっておりますが、これは今の介護保険の制度上、数字を当て嵌めて計算したら720円の引上げになるということなんです。私は元々この介護保険制度自体に問題があるという風に思っております。

介護サービスを受ける人が多くなれば保険料が上がっていくという仕組みでございます。介護保険が始まった当初は基準額が3千円ほどだったのが、今では5千円近くにもなる。このようにどんどん引き上がってきております。また、介護で働く人の処遇改善ということで、この間、国がその費用を出していたのを今回打ち切るということで、その代わり先ほども課長からも言われましたが、介護報酬を上げるといったようなことで、この介護報酬が引き上がったならそれが保険料に跳ね返る、こういった矛盾といいますか、保険料に跳ね返ってくるといった、こういう制度自体の問題があると思います。

国がもっと拠出金を増やさないと国民にその負担が被さってくる。ところが、一方で今民主党政権は、ハッ場ダムを止めると言っていたのにこれを復活させるとか、1m作るのに1億円もかかると言われている東京外環道も復活させると、こういった無駄な大型開発は復活がされておりますが、こういう大型開発に回す金があれば私は福祉に回していただいたらもっと保険料にも助かるのではないかという風に思います。そういったことで、自治体としてはこの国の悪政をそのまま町民に押し付けるというのではなく

て、防波堤の役割を是非果たしていただきたい、このように思います。

この間、年金はだんだんと引下げられてきておりまして、また来年ですか、0.4%下げると、何年間かけてまだどんどん下げていくといったようなことが言われております。今回もまた後期高齢者医療が1人あたり年間平均で4,800円余りが引き上がるなど、負担は増える一方でございます。また、そのときに消費税を10%といったようなことも言っておりますが、こんなのはもっての外だという風に思います。ますます国民を苦しめることになる、これが経済に悪影響を与えて、そして税収にも逆効果になるという風に思います。全く悪循環のようなことをやっていると思います。

ですから、那賀町としてはこういった国の悪政からの防波堤ということで、町民のその負担を軽減するために、12月議会でも言いましたが、一般会計から繰入れをして是非保険料の軽減を図っていただきたいと思います。12月議会では、課長のほうからそれは法的にできないということを言われましたが、その後、阿南市のほうにお聞きいたしますと、阿南市では以前より一般会計から50百万円を繰入れて保険料負担を軽減しております。また平成24年度より新たに、今は所得段階が8段階にしておりますが、これを第3段階の特例というのを作って、基準額の0.75を0.7に軽減するといったようにするといったことも聞いております。これにも一般会計から新たに5百万円を入れるそうでございます。それから、小松島市でも、新聞にも載っておりますが、一般会計から繰入れて保険料を下げるといったことをやるそうでございます。

ですから、他のところではこのように一般会計から入れるといったことをやっております。是非那賀町でも一般会計から繰入れて、保険料の基準額が720円引き上がるというんですけども、是非軽減を図っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○鵜澤守健康福祉課長 議長。

○大澤夫左二議長 鵜澤健康福祉課長。

○鵜澤守健康福祉課長 国の防波堤にということでございます。確かにおっしゃっておくことはそのとおりだと私も思います。と思いますが、連記議員さんの午前中の答弁でもお答えをいたしましたように、他の自治体のお話をですね、ここで今私がするというのは、公的な立場で申し上げるというのはちょっと差し控えさせていただかないと仕方ないと思うんですけども、私的に、私個人的な考えで述べさせていただくと、こういう風なことが自治体でですね、全国の自治体で起こってくるというようなことになると、この介護保険というこの法律自体の根底というか、それを揺るがしてくるような問題になってくるのではないかと思います。やはり我々はルールとしてルールは守っていかなかったらいかんのだろうという風に考えております。

先ほどもちょっとお話をさせていただきましたが、那賀町ではその1号保険者の方の給付費、65歳以上の方の給付費というのは21%を本来はもらわないといかんところを、国のいわゆる調整交付金等を多くもらえておるために15%、約6%の軽減がそこでなされております。今年につきましても、先ほど申しましたように4億30百万円余りの介護保険の準備基金を全額取り崩すこと、それから8百万円余りの県からの財政安定化基金をいただけること等を、この保険料の減額に充てさせていただいておるというのが現状でございます。

おっしゃっておることはよく分かるのでございますが、町としては給付費の抑制をいかに図っていけるかということ、そういう観点から介護が必要のない元気な高齢者の方が増えるような介護予防策、また在宅での生活を維持できるような在宅福祉サービスの充実といったものに尽力をしていきたいと考えております。

その金額の部分でのお答えにはなってはおりませんが、そういうようなことで町としては対応していきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○新居敏弘議員 議長。

○大澤夫左二議長 新居君。

○新居敏弘議員 今の制度の中でやっていくといったようなことで、一般会計からの繰入れというのは考えていないというようなことだと思います。

実は、阿南市の担当職員の方にお聞きもしたんですけども、この介護保険というのは、市とか町が単独でやっていると言うのか、単独と言いますか運営を町がやっているの別問題はないというようなことをお聞きしたわけでございます。確かに課長が言うように、そういった介護保険制度のそういったことに踏み込んでいくというのは、それは分かるが、やっぱり市民や那賀町の町民の顔を向いてやる場合には、やっぱりこういった方法もいいのではないかと私は思います。

町長の所信表明で「安心安全な那賀町に住んでよかった、と思える町づくりのために最善を尽くします。」といったようなことを言われましたが、是非高齢者の方にそう思っていただけるように、この一般会計から繰入れということを決断もしていただいて、保険料軽減に努めていただきたいという風に思います。その辺の御答弁をお願いしたいと思います。

それから、特に低所得者の保険料の軽減をお願いをしたいということでパネルを用意いたしましたが、ちょっとこまいので見にくいと思いますが、課長や役場の職員の方はもう頭の中に入っておられることでございますが、所得段階、那賀町の場合は1～6の6段階があります。

〔パネル提示〕

基準額の4段階が今回新たに4、800円になるということでございます。720円アップの4、800円。第1段階・第2段階はその半額の2、400円ということで、第3段階は基準額の0.75で3、600円、こういったような保険料の設定となっております。

これは、こっちに書いてあるのが、これは埼玉県の杉戸町というところがやっている軽減策なんでございますが、低所得者向けの軽減策でございます。例えば、第1段階・第2段階のときに、所得が600千円、課税年金収入額と合計所得金額の合計が600千円以下の方については、この2、400円というのを1、200円に、基準額の4、800円からしたら4分の1にすると、こういった軽減をしております。第3段階の方については、同じ課税年金収入額と合計所得金額の合計が1、200千円以下の方については、基準額の2分の1の2、400円ということになりまして、那賀町であれば第3段階、今は全てが3、600円、月額なんですけども、これが軽減することによって2、400円っていうように軽減をすると、こういったことをやっております。

先ほど、課長のほうは前段議員さんへの答弁で、下の段階には薄く上の段階に厚く

と、そういったようなことも考えているといったようなことでございましたが、こういったことを是非やっていただきたいという風に思います。

阿南市にしても8段階まであって、もっと収入のある人には1.7倍でしたか、最高で1.75に、第8段階のところで1.75までしているといったようなことで、そういったことも方法かなという風に思います。

そういうことで、是非一般会計からの繰入れについて、町長の御判断をお聞きしたいと思います。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 主は先ほど担当課のほうから御答弁させていただいたとおりでございます。確かにこの介護保険制度、できた時点から第2の国保になるのではないかということも言われ、制度自体にいろいろ問題があるという御指摘も各方面から出ていたということもこういう結果になって出てくるような状況になったのだらうと思いますが、ただやはり国のほうもこの制度の改正と言いますか、制度の見直しということも進めております。そういったことで、それらのそういう見直しが出た時点でまた対応もさせていただくということが1点でございます。

また、一般会計からの繰入れということにつきましては、やはり今、前段も担当からも御報告させていただきましたが、県下におきましても介護保険料がずば抜けて高いとか上位というような状況であれば、町としてもその制度違反とかいうわけではないでしょうが、それを越して対応すべきという時点があればその対応をすることも可能かと思いますが、現時点ではやはりこの制度に則った対応をさせていただきたい、それを御理解いただきたい。

また、那賀町としてもやはりその介護保険料は確かにそういったことで御無理をお願いしますが、他の方面でいろいろとそれに対する対応ということも、町独自の対応もさせていただいておりますので、それらと含めてこれからもその一般会計繰入れということについては検討を、協議をさせていただきたいと思います。

○新居敏弘議員 議長。

○大澤夫左二議長 新居君。

○新居敏弘議員 この制度のとおりやっていくといったことでは、制度はあってもなかなか保険料がどんどん引き上がってもう払えなくなるといった方が増えてきて、滞納になればもう全額自分で払わなかったら利用ができんといったようなことで、介護も受けられないといったような状況になって、このままではもう二進も三進もいかないような状況になってくるかと思います。

こういう国のほうのこういった制度の悪さがあるんですけども、やっぱり町としては高齢者の負担軽減をできるだけやると、町民のほうの顔を向いて負担を軽減して、安心して暮らしていけると、これがいいのではないかと私は思います。是非検討を、先ほど協議するということなので、是非、よそでやっておりますのでよろしくお願ひしたいと思っています。

それでは、次に「水道料金について」お聞きいたします。これも新聞報道でされておりましたが、水道使用量が基本水量に達していないために割高な基本料金を払っている

世帯が増えていると、こういったことが大きく報道されておりました。例えば、鷺敷地区でございましたら、1月の基本水量が10tで基本料金が月額1,000円、あとは1tごとに100円と、この上に消費税があるわけですが、こうなっております。ですから、例え5tしか使わなくても7tしか使わなくても、最低の基本料金1,000円と50円払わなければならないということになっております。

この新聞報道では、徳島市ではこういった世帯が3割を占めているといったようなことが報道されておりました。吉野川市・三好市でも4割近くに上っているとのことでございます。こういうことから、県外では基本水量の廃止を検討する動きが出始めているということでございますが、那賀町の状況がどうなっておるのかお聞かせ願いたいと思います。また、基本水量や料金設定の見直しについて、お聞かせ願いたいと思います

○**榎本正史環境課長** 議長。

○**大澤夫左二議長** はい、榎本環境課長。

○**榎本正史環境課長** 簡易水道事業につきましては、現在特別会計にて13の地区に分かれて運営しております。これは合併以前の各水道会計を継承したものであります。平成18年4月に西納野・下原地区、平成20年4月に延野・大久保地区、平成23年4月に木頭地区の料金改正を行いました。他の地区についてはそのままの体制となっております。

基本水量と使用水量について、今年2月の検診結果により11地区2,940件について調べましたところ、基本水量10m³の地区、全体の約8割を占める鷺敷・相生・木頭地区など6地区ですが、10m³以上の使用者が57%、10m³未満の使用者が43%。基本水量15m³の市宇地区では、15m³未満の使用者が68%。基本水量20m³の小浜・桜谷・坂州地区は、20m³未満の使用者が73%。基本水量25m³の平谷地区では、25m³未満の使用者が77%となっており、11地区全体では基本水量以上の使用者51%、未満の使用者49%となっており、その内、全体の17%、489件が使用水量0でございました。

水道料金との比較につきましては、坂州地区を除き、基本水量の大きいところほど料金が安く設定されている状況であります。これには旧町村各地区ごとの施設の規模、建設費やそれに伴う償還金の状況、維持管理コスト等に対する考え方や実態の違いもあったことと思いますが、水道料金の平準化は早期に進めなければならないことだと考えております。

国の方針により平成29年度に那賀町の水道事業会計統合の予定であり、そのためには那賀町内統一料金となることを目標に、利用者の方々の御理解を得ながら水道料金の見直しを今後進めて参ります。また、取水源の水量が不安定な施設や老朽化による不安を抱える施設も複数存在しており、近くに大規模修繕の計画も見込んでおります。安全で安定した飲料水の供給を今まで以上のものとして続けていくために、最適な水道料金を設定して運営していきたいと考えております。

○**新居敏弘議員** 議長。

○**大澤夫左二議長** 新居君。

○**新居敏弘議員** はい、やっぱり大分基本水量に達しないところが平均で49%でしたか、全体では。ということで、払い過ぎていると言うか、そういうことでございま

す。

那賀町の水道会計を保っていくためにはこういった設定を当初やったかと思うんですけども、一気に、その平準化ということを言われましたが、作ったときの状況とかそんなのでなかなか難しいかと思いますが、統一というのもなかなかできないという風には思います。

しかし、せめてちょっと高すぎるようなところはもっと基本水量を下げるとか、そういう設定を、料金設定を見直すとかやっていただくほうがいいのではないかと思います。鶯敷地区のことで言いましたら、基本料金が月額1,000円ということで、新聞報道では確か阿南市あたりでは860円ぐらいだったか、徳島市でももっと安かったように思います。他の地区では、基本料金がこの那賀町で1,500円のところとか1,800円、市宇簡易水道が1,810円とか高いところがございます。こういったところは基本水量に達していないところ、是非また見直していただいたらという風に思いますので、その辺いかがでしょうか。

○**樫本正史環境課長** 議長。

○**大澤夫左二議長** 樫本環境課長。

○**樫本正史環境課長** 基本水量の設定につきましては、先ほども申しましたように約490件が使用水量が0、そういうところは0円でいいのかと言ったらそういう事にはならんと思います。検針員が行って毎月検針もしておりますし、納付書等の手間もかかりますので、そういった固定的な経費をいただくということで基本料金というのは考えられておると思っております。

それで、今こういう状態ですので、早々に全体を見渡しまして、どの程度が適正な水道料金となり得るかを十分に検討させていただきたいと思っております。

○**新居敏弘議員** 議長。

○**大澤夫左二議長** 新居君。

○**新居敏弘議員** はい、よろしくお願いします。

それでは、次に「日野谷発電所の水利権更新について」お聞きいたします。

日野谷発電所の水利権更新がこの3月31日が期限と迫っておりますが、河川法によって国が許可を出すにあたって国は知事に意見を聞くと、知事は地元である那賀町の町長に意見を聞いて国に意見を出すと、こうなっております。県の担当の方に実は先日お聞きいたしましたら、まだ国のほうから意見聴取が来ていないので、来たらまた那賀町のほうに伺いますと言っておりましたが、先ほど前段議員さんの答弁に「来週以降来てもらえる。」といったことでございます。

町長にお聞きいたしますが、日野谷発電所の水源であります長安口ダム、確かに電力や利水・治水に貢献しておりますが、一方でこの長安口ダムによって堆砂による浸水被害が発生したり、放流ミスによる浸水被害の問題、環境悪化の問題、那賀町に安定水利権がないといったような問題、こういった那賀町の住民にとって様々な被害また矛盾があるわけでございます。

そのために、先般住民団体からもこの議会に対して請願が出されたのではないかと思います。知事に対する町長の意見として、是非こういった点を踏まえたものにしていただきたいという風に思いますが、その点、町長の見解をお聞きしたいと思い

ます。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 私の見解ということですが、これは先ほど前段の議員さんに申し上げた通りでございます。ただ、これにつきましては、併せて河川管理も国・県連携して行っていただきたいということも、先般議長さん・副議長さん、議会も代表してお礼にお伺い、要望にお伺いしたときにもその話はしてございます。それらも含めて、来週以降、県から来庁していただいたときにはその旨をお伝えするつもりでございます。

以上です。

○新居敏弘議員 議長。

○大澤夫左二議長 新居君。

○新居敏弘議員 この日野谷発電所の水利権の更新は30年ぶりのことでございまして、もうこの機会を逃したらはざに行ってもなかなか言うことを聞いてくれないというように私は思います。

前に議会運営委員会のときにこの問題で町長にお聞きしましたら、電話でございしますが、請願の内容で要望を言いましたといったことでございましたが、間違いないですか、お聞きしたいと思います。

それと、是非これまでそういった要望なり言ってきたことを文書としてやっぱり残す必要があると思いますので、文書で出すと。今度来てくれるというのですから、そのときに是非文書にして出していただきたいという風に思いますが、いかがでしょうか。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 請願の内容とまた水利権の更新の部分は、先ほども申し上げましたが、別ということで解釈をいたしております。それで、ただやはりその水利権の更新において、先ほど申し上げましたように、やはり別問題ですが河川管理については十分国・県でやっていただきたいということを申し添えると、申し添えましたということもさっきお話したとおりです。

ただ、文書、これにつきましては、県のほうから文書での意見聴き取りという方向性は聞いておりませんが、こういった方向で聴き取りに来て、その私の意見をこういった形でお持ち帰りになられるのか、その分は確認をさせていただきたいと思っております。

ただ、その中で、やはり私も意見が、先ほども申し上げた点でそのときに1つでも落ちたら困りますので、文書と言いますか、文書と言えば文書になろうかと思いますが、こういった内容でお願いしますということはお渡しする予定でおります。

○新居敏弘議員 議長。

○大澤夫左二議長 新居君。

○新居敏弘議員 今も最後におっしゃった、落ちたらいかなので文書で渡すということでございますので、これは是非町としてきちんと保管をしておいてもらって、また公表してもらいたいと思います。

木頭村の時代に、当時の村長が四国電力の小見野々ダムの更新のときにそういった文書を要望書という形でしたか、出しております。それに対して四国電力からの回答もあったんですけども、そういったこと、そのプリントを見たこともあるんですけども、是非そういったことを後々へ残すという意味においても、町長があと１０年するやらちょっと分かりませんが、この３０年間次の機会までないので、是非あとの人にやっぱり残しておくということで、文書で是非お願いしたいと思います。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 ただ、今言いました文書でというのは、私自身がこう話しましたということを確認のために私自身が持つ文書でございますので、これは正式に公表というような形を取るとかそういう気持ちはございませんので、その点御認識をお願いしたいと思います。

○新居敏弘議員 議長。

○大澤夫左二議長 新居君。

○新居敏弘議員 もう３問を過ぎましたので質問ではないのですが、是非、公表しなかったら何を何したかさっぱり分かりません。是非公表するものとして渡していたきたいということをお願いして、質問を終わります。

○大澤夫左二議長 新居敏弘君の質問が終わりました。

以上をもって、本日の議事日程は全部終了しました。

お諮りします。３月１０日から２０日は、議案調査並びに休祭日のため休会といたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○大澤夫左二議長 「異議なし」と認めます。よって、そのように決定いたしました。

３月２１日、再開いたします。

本日はこれを以って散会いたします。御苦勞でございました。

午後０４時０５分 散会

平成24年3月那賀町議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 平成24年3月21日（水）

招 集 場 所 那賀町役場本庁舎3階議場

出 席 議 員 16名

1 番	柏木 岳	2 番	古野 司	3 番	田中 久保
4 番	前 耕造	5 番	清水 幸助	6 番	植田 一志
7 番	烝原 廣幸	8 番	植北 英徳	9 番	株田 茂
10 番	吉田 行雄	11 番	連記かよ子	12 番	福永 泰明
13 番	東谷 久男	14 番	新居 敏弘	15 番	久川治次郎
16 番	大澤夫左二				

欠 席 議 員 なし

欠 員 なし

会議録署名議員

10 番 吉田 行雄 11 番 連記かよ子

議会事務局

局長 福多 士郎 書記 司 るり

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	坂口 博文	副 町 長	稲澤 弘一
教 育 長	尾崎 隆敏	総 務 課 長	峯田 繁廣
出 納 室 長	露元 邦彦	相 生 支 所 長	石本 晴良
上那賀支所長	横山 尚純	木 沢 支 所 長	井本 和行
木 頭 支 所 長	平川 博史	教 育 次 長	吉岡 敏之
税 務 課 長	後藤 交峰	住 民 課 長	大下 雅子
健康福祉課長	鶴澤 守	建 設 課 長	平川 恒
農業振興課長	中田 昌一	林業振興課長	山本 賢明
企画情報課長	岡川 雅裕	環 境 課 長	樫本 正史
地域防災課長	西本 安廣	ケーブルレビ`課長	岩本 泰和
商工地籍課長	新居 宏		

議事日程

日程第 1

- | | |
|----------|--|
| 議案第 1 号 | 那賀町暴力団排除条例の制定について |
| 議案第 2 号 | 那賀町役場支所設置条例の一部改正について |
| 議案第 3 号 | 那賀町乳幼児等医療費の助成に関する条例の全部改正について |
| 議案第 4 号 | 那賀町介護保険条例の一部改正について |
| 議案第 5 号 | 那賀町地域優良賃貸住宅条例の一部改正について |
| 議案第 6 号 | 那賀町営住宅条例の一部改正について |
| 議案第 7 号 | 那賀町代替バス運行に関する条例の一部改正について |
| 議案第 8 号 | 那賀町使用料条例の一部改正について |
| 議案第 9 号 | 那賀町公民館条例の一部改正について |
| 議案第 10 号 | 那賀町図書館条例の一部改正について |
| 議案第 11 号 | 那賀町営残土処理場条例の一部改正について |
| 議案第 12 号 | 平成 23 年度那賀町一般会計補正予算（第 6 号）について |
| 議案第 13 号 | 平成 23 年度那賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について |
| 議案第 14 号 | 平成 24 年度那賀町一般会計予算について |
| 議案第 15 号 | 平成 24 年度那賀町国民健康保険事業特別会計予算について |
| 議案第 16 号 | 平成 24 年度那賀町国民健康保険診療所事業特別会計予算について |
| 議案第 17 号 | 平成 24 年度那賀町後期高齢者医療特別会計予算について |

議案第 18 号	平成 24 年度那賀町介護保険事業特別会計予算について
議案第 19 号	平成 24 年度那賀町簡易水道事業特別会計予算について
議案第 20 号	平成 24 年度那賀町集落排水事業特別会計予算について
議案第 21 号	平成 24 年度那賀町ケーブルテレビ事業特別会計予算について
議案第 22 号	平成 24 年度那賀町財産区事業特別会計予算について
議案第 23 号	平成 24 年度那賀町立上那賀病院事業会計予算について
議案第 24 号	平成 24 年度那賀町工業用水道事業会計予算について
議案第 25 号	那賀町過疎地域自立促進計画の一部変更について
議案第 26 号	那賀町総合交流促進施設（もみじ川温泉）の指定管理者の指定について
議案第 27 号	那賀町総合交流ターミナル施設（四季美谷温泉）の指定管理者の指定について
議案第 28 号	那賀町グリーン・ツーリズム滞在施設（コテージみやこわすれ）の指定管理者の指定について
議案第 29 号	那賀町森林総合利用施設（相生森林文化公園あいあいランド）の指定管理者の指定について
議案第 30 号	那賀町鷺敷デイサービスセンターの指定管理者の指定について
議案第 31 号	那賀町相生デイサービスセンターの指定管理者の指定について
議案第 32 号	那賀町木沢デイサービスセンターの指定管理者の指定について
議案第 33 号	グループホーム平野のどかの里の指定管理者の指定について
請願第 1 号	人権侵害救済機関設置法案に反対する意見書提出についての請願書
陳情第 1 号	電気設備工事・管設備工事の分離発注推進について

	陳情第 2 号	四国地方整備局および各事務所の存続を求める陳情書
	陳情第 3 号	消費税の増税に反対する請願書
日程第 2	発議第 1 号	四国地方整備局および各事務所の存続を求める意見書について
	発議第 2 号	「人権侵害救済機関設置法案」国会提出に反対を求める意見書について
	発議第 3 号	那賀川の河川環境の回復に関する意見書について
日程第 3	議員派遣について	
日程第 4	閉会中の継続調査について（議会運営委員会並びに各常任委員会）	

本日の会議に付した事件 議事日程に同じ

午前１０時００分 開議

○大澤夫左二議長 おはようございます。ただいまの出席議員は１６名であります。これから本日の会議を開きます。

これより本日の日程に入ります。議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

日程第１、議案第１号「那賀町暴力団排除条例の制定について」から、陳情第３号「消費税の増税に反対する請願書について」までの３７件を議題といたします。

本件については、去る３月６日本会議において各常任委員会に付託され、審査が行われた事件であります。以上の３７件に関し、各委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長 吉田君。

○吉田行雄総務文教常任委員長 議長。

○大澤夫左二議長 吉田君。

〔吉田行雄総務文教常任委員長、登壇〕

○吉田行雄総務文教常任委員長 おはようございます。総務文教常任委員長報告を申し上げます。

本委員会は去る３月１５日に開催し、定例会において付託されました議案第１号「那賀町暴力団排除条例の制定について」から、議案第２５号「那賀町過疎地域自立促進計画の一部変更について」までの１１件及び請願第１号「人権侵害救済機関設置法案に反対する意見書提出についての請願書」と陳情第３号「消費税の増税に反対する請願書」について審議いたしました。

その結果、付託議案について全議案とも原案のとおり可決すべきものと決定し、請願第１号は採択、陳情第３号については不採択とすることに決定しました。

以下、審査の過程におきまして議論のありました事項について、その概要を申し上げます。

まず、議案第１２号「平成２３年度那賀町一般会計補正予算（第６号）について（所管分）」であります。

委員側から、平成２３年度の財政状況についての説明を求めました。理事者側からは「今回の補正で一般会計は１２０億８４百万円となる。経常収支比率は優良とされる７５％を推移。また、基金も１３億円～１４億円程度積み増しする予定で、８２億円程度になると見込んでいる。起債残高は、今年度２０億円借り、前年度より２億円増加して１５３億円程度となっているが、借入れた起債については、汚泥再処理センターや木頭小中学校統合校舎の建設費が大きいものであり、合併特例債や過疎債、辺地債、臨時財政対策債など、ほとんど交付税措置される有利な起債を利用した。実質公債費比率も平成２２年度決算では１５．７％であったものが、平成２３年度決算見込みでは１３．４％まで下がってくると予想され、財政的には悪い数字とはなっていない。」との答弁がございました。

次に、議案第１４号「平成２４年度那賀町一般会計予算について（所管分）」、委員から「もんでこい丹生谷の事業は今後も継続していくのか。」との質疑に対し、理事者側からは「この事業についてはこれまで３回公演を実施して、町民から様々な意見をいただいているが、最終的には若い人に帰ってきてほしいとの思いであり、都会に出て行ってもふるさと那賀町を忘れないでほしい、那賀町応援団として側面から応援してほ

しいという訴えでもある。既に、東京では東京会という組織もできたところである。結果を求められることは仕方がないが、ソフト事業はすぐに結果が出るものではないと考えている。何もしないよりは種を蒔いて少しでも花咲くのを待ちたい。」との答弁がございました。

また、委員から「本庁の耐震改修並びに大規模改修について、積算資料を見ると新築より高い単価になっていること、そして地盤が悪いことが充分予想されることなどから、新築を検討する考えはないか。」との質疑がございました。理事者側からは「内部での検討で新築という意見はあったが、そうすると仮設事務所の建設も必要となってくる。工事中の住民の方の利便性を考慮して、改修での方向性が出ている。」との答弁があり、委員からは「短期的な都合ではなく、長期的な視野に立って判断してほしい。」との要望がございました。理事者側からは「十分慎重に検討して最終結論を出したい。」との答弁がございました。

他の議案については、理事者側の説明に対し理解できるものとして可決したものであります。

以上、審査の概要を申し上げ、総務文教常任委員長報告といたします。

〔吉田行雄総務文教常任委員長、降壇〕

○大澤夫左二議長 次に、産業建設常任委員長 久川君。

○久川治次郎産業建設常任委員長 議長。

○大澤夫左二議長 久川君。

〔久川治次郎産業建設常任委員長、登壇〕

○久川治次郎産業建設常任委員長 続きまして、産業建設常任委員長報告を申し上げます。

本委員会は去る３月１２日に開催し、定例会において付託されました議案第５号「那賀町地域優良賃貸住宅条例の一部改正について」から、議案第２９号「那賀町森林総合利用施設（相生森林文化公園あいあいランド）の指定管理者の指定について」の１２議案と、陳情第１号「電気設備工事・管設備工事の分離発注推進について」と陳情第２号「四国地方整備局および各事務所の存続を求める陳情書について」審議いたしました。

その結果、付託議案については全議案とも原案のとおり可決すべきものと決定し、陳情第１号は不採択、陳情第２号は採択することに決定いたしました。

以下、審査の過程におきまして議論のありました事項について、その概要を申し上げます。

まず、議案第１２号「平成２３年度那賀町一般会計補正予算（第６号）について（所管分）」であります。委員から「林道工事について、湧き水が見られるがその処置はどうなっているのか。」との質疑に対し、「現場は蛇紋岩で地滑りの兆候が見られるため、今後地滑り工事を要望する予定である。」と答弁がありました。

次に、議案第１４号「平成２４年度那賀町一般会計予算について（所管分）」、委員から「ユズの振興についてはこれまで以上に力を入れていただき、生産者の収入が少しでも増えるよう町も指導者の役割を発揮してほしい。」と要望があり、理事者側からは「各地域のユズ部会をある程度まとめて、活動も見直してほしいという意見もある。

今後木頭ゆず振興協議会1本に絞って、ユズのこれからの販売振興についても充実したものにしてほしいと思っている。販売ルートの拡大など、販売戦略的なことについても十分協議をしていきたい。」と答弁がありました。

また、委員から「那賀町林業マスタープランの中に、広域大規模団地の推進として300ha規模の団地を設定するということになっているが、少し無理があるのではないか。」との質疑に対し、理事者側からは「町内の山林所有者は1ha～10haが87%を占めているので、すぐに300haの団地ができるとは思っていない。5ha程度を積み重ね、60ha～100haの1林班でまず団地を形成していき、徐々にその規模を拡大していきたい。」との答弁がありました。また、委員からは雇用体制についての質疑があり、理事者側からは「施業地がないと雇用は生まれず、新しい人を雇っても指導者がいないと人は育たない。分散型に考えていかないと、人員を増やしていくことができないと考えている。」と答弁がありました。

そのほか、森林管理受託センターの運営方法について、多くの委員から多方面にわたり質疑がありましたが、理事者側より「今後準備室から管理センターに向けて移行していくが、まだまだ課題は多く、平成25年度の本格的な運営に向けて充分検討していきたい。」との答弁がありました。

次に、「山の家、ファガスの森の管理委託について、公募制を検討できないか。」との質疑に対し、理事者側より「過去の経緯もあるが社会情勢等も変わってきているので、町民に誤解のないよう公募も含めて検討したい。」との答弁がありました。

他の議案につきましては、理事者側の説明に対し理解できるものとして可決したものであります。

以上、審査の概要を申し上げまして、産業建設常任委員長報告といたします。

〔久川治次郎産業建設常任委員長、降壇〕

○大澤夫左二議長 次に、厚生常任委員長 東谷君。

○東谷久男厚生常任委員長 議長。

○大澤夫左二議長 東谷君。

〔東谷久男厚生常任委員長、登壇〕

○東谷久男厚生常任委員長 それでは、続きまして厚生常任委員長報告を申し上げます。

本委員会は去る3月13日に開催し、定例会において付託されました議案第3号「那賀町乳幼児等医療費の助成に関する条例の全部改正について」から、議案第33号「グループホーム平野のどかの里の指定管理者の指定について」までの14件について審議をいたしました。

その結果、付託議案について全議案とも原案のとおり可決すべきものとして決定をしました。

以下、審査の過程におきまして議論のありました事項について、その概要を申し上げます。

まず、議案第4号「那賀町介護保険条例の一部改正について」であります。

本件について、委員より「一般財源を投入している自治体があるが、町としても繰入れするを考えはないか。」との質疑に対し、理事者側からは「一般財源を投入してい

る自治体は県内で2市あるが、保険料が県下で1番高いことによるためと合併時の格差を是正するためであると聞いている。法的には違法とは言えないが、ルールというものがあるのでそれに沿った保険料を設定したい。そして、今後においても在宅介護や予防に力を入れていきたい。」と答弁がありました。

また、委員からは「介護度1～3の方のケアについて、今後どう考えているのか。」との質疑に対し、理事者側から「全ての希望者の要望には応えられないと思うが、ショートでの対応をしていきたい。また、未利用施設での利用も含めて考えている。」との答弁がありました。

次に、議案第14号「平成24年度那賀町一般会計予算について（所管分）」がありますが、委員から「一般会計から国保や介護の特別会計への繰出しが年々増加しているようだが、今後も増加するのか。」との質疑に対し、理事者側からは「一般会計から繰入れをしないと賄えない。国も健康保険のあり方を検討しており、今後広域化等も考えられる。繰出金は平成22年度決算で7億25百万円程度、平成24年度予算は8億12百万円に増加する予定である。扶助費も含め社会保障費は増加しており、一般会計が圧迫されると懸念している。」との答弁がありました。

また、委員から「環境パトロールの取組みについて、実際に効果は出ているのか。」との質疑があり、理事者側から「ゴミが少なくなっていると実感しているが、今後においても住民への啓発活動を続け、パトロール時には職員も同行して、不法投棄がないよう活動していきたい。」と答弁がありました。

次に、議案第18号「平成24年度那賀町介護保険事業特別会計予算について」、委員から「介護保険料が引上げられるが、保険料に対するサービスが適切かどうか、需給バランスをどう考えているのか。」との質疑に対し、理事者側から「施設ができることにより保険料が引上げられることになるが、施設は必要不可欠であるという認識である。当然全て在宅というわけにはいかないの、在宅以外のサービスも今後考えたい。保険料については、県下でも現段階では中ほどよりは下である。今後、保険料の推移を見ながら対応したい。」と答弁がありました。

次に、議案第30号から議案第33号までの指定管理者に関する議題につきました、冒頭、議案第31号「那賀町相生デイサービスセンターの指定管理者の指定について」、私のほうから、本会議の採決においては、連記議員が指定先の社会福祉法人丹生谷会の理事をしており除斥の対象となりますことを申し上げ、審議をしたものであります。

他の案件につきましては、理事者側の説明に対し理解できるものとして可決したものであります。

以上、審査の概要を申し上げ、厚生常任委員長報告といたします。

〔東谷久男厚生常任委員長、降壇〕

○大澤夫左二議長 以上をもって、各委員長の報告は終わりました。

これより、ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○柏木岳議員 議長。

○大澤夫左二議長 柏木君。

○柏木岳議員 はい、吉田総務文教常任委員長に認識を確認させていただきますが、先

日ですね、委員会のあとですね、全員協議会が開かれまして、この役場本庁舎の耐震化及び改築に関してですね、一部新築にする案も含めてですね、見積もりを出して検討するというような流れになっておったと思うんですが、予算上はですね、数字が特に削除されているわけでもなくて、款・項だけの審議ということになるのであればですね、それが通ってしまうとそのまま執行するというようなことも可能になるわけなんですが、これは見積もりを今後取っていきながらですね、議会と相談をして進めていくというような認識でよかったかと思うんですが、その辺りの確認を再度させていただきたいと思います。

よろしくお願いします。

○吉田行雄総務文教常任委員長 議長。

○大澤夫左二議長 総務文教常任委員長 吉田君。

〔吉田行雄総務文教常任委員長、登壇〕

○吉田行雄総務文教常任委員長 議員のおっしゃるとおりでございまして、一応今回の予算については総務文教常任委員としてはお認めをですね、あと、突然に意見が出ましたもので、あとその後変更等々については理事者側も考えていくということでございます。

〔吉田行雄総務文教常任委員長、降壇〕

（柏木岳議員「ありがとうございました。」と呼ぶ。）

○清水幸助議員 議長。

○大澤夫左二議長 清水君。

○清水幸助議員 議案第31号「那賀町相生デイサービスセンターの指定管理者の指定について」を厚生常任委員長にお聞きします。

私はこのデイサービスセンターの必要性について理解し納得している立場ですが、1つお聞きしたいことがあります。厚生常任委員会において、この議案第31号は除斥の対象となる議員がいることを議会事務局より告げられた上での議案審議だったということです。除斥の対象になる議員がいるということは、該当する議員が特別養護老人ホーム水の花荘を運営する社会福祉法人丹生谷会の理事や監事などの役員を務めていると解釈します。

この丹生谷会は2千数百万円の委託料がこれまでも那賀町から支払われてきた法人であり、議員がその役員を務めていることは驚きでもあります。厚生常任委員会ではこの現実に対してどのように議論され、承認されたのかをお聞きします。

○東谷久男厚生常任委員長 議長。

○大澤夫左二議長 厚生常任委員長 東谷君。

〔東谷久男厚生常任委員長、登壇〕

○東谷久男厚生常任委員長 ただいまの清水さんの質問ですが、委員会では「デイサービスについては、社会福祉法人丹生谷会の理事をされておることですので、本会議では除斥の対象になります。」と、そういうことを私が申し上げて審議に入ったわけですが、このことについて議題にした議論は全く出ませんでした。

その中で申し上げておきますことは、先の一般会計の中で相生デイサービスそれから木沢デイサービスそれと上那賀デイサービスと3箇所あるんですが、その中で各々町

から予算が出ております。その中で、私の理解するところでは、相生デイサービスにおいては２８百万円ですか、その中で町の、町としての金額はそのうちの４百万円ぐらいでなかろうかというような話でなかったかと私は理解しております。その中で、この程度であれば相生デイサービスに対しての問題はないのではないかと、そういうような結論でなかったかと思います。

以上です。

〔東谷久男厚生常任委員長、降壇〕

○清水幸助議員 議長。

○大澤夫左二議長 清水君。

○清水幸助議員 このことに関しては議論されなかったようですが、地方自治法第９２条の２において議員の兼業禁止が謳われています。この条例を那賀町に当て嵌めてみれば、「那賀町議会議員は、那賀町に対し請負をする者及びその支配人又はその法人の役員たることができない。」ということだと思います。町からの請負額が法人の主要な部分を占めたり、請負額が事業費の５０％以上であれば兼業の禁止に抵触し、議員として否応なく失職の対象になります。しかしながら、それ以下であれば何ら問題はないということで済まされることなのではないでしょうか。

住民の代表者である議員が町と特殊な関係を持つことによる不祥事を未然に防止し、町の事務執行の客観的公平さを担保しようとする目的が議員の兼業禁止であります。

「李下に冠を正さず」という有名な君子の言葉があります。他人に疑われるようなことは初めからしないほうが良いという意味です。直接に失職対象となる請負の量や額でなくても、このような役職に就くことは道義的にも問題だと思っております。ましてや、委員会審議において除斥の対象になるとも言われたことです。個人的には、厚生常任委員会の場でもっと深く議論しなければいけなかったことと残念に思えてなりません。

今回のこの社会福祉法人の役員は勿論のこと、農協や森林組合など町からの請負団体への役員就任についてを、どのような見解で以って議会運営されているのか議長にお聞きします。

（福永泰明議員「小休、小休。」と呼ぶ。）

○大澤夫左二議長 はい、小休します。

午前１０時２６分 休憩

午前１０時４６分 再開

○大澤夫左二議長 再開します。

○清水幸助議員 議長。

○大澤夫左二議長 清水君。

○清水幸助議員 今、議長への質問を取り消します。質問を終わります。

あ、取り消しじゃなくて、議長さんへ質問したことを、最後の、何だったっけ。「議長にお聞きします。」っていう、それをそれじゃあ撤回します。質問を終わります。

○大澤夫左二議長 ただいまの件については、法令上議長が答弁することができないということでございます。委員長報告のとおりであります。

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○大澤夫左二議長 質疑はこれ以上ありませんので、質疑を終了いたします。

これより、議案第1号から陳情第3号までの37件についての討論を行います。発言ありますか。

○新居敏弘議員 はい、議長。

○大澤夫左二議長 新居君。

○新居敏弘議員 委員長報告に対する反対の立場で討論をいたします。

議案第4号の「那賀町介護保険条例の一部改正について」反対の立場で討論いたします。本条例は、介護保険料を基準額で現在月額4,080円を4,800円に720円の引上げ、パーセントにして17.6%という大幅な引上げを行うものであります。一般質問のときにも申しましたが、介護保険という制度上、高齢者が増え介護サービスを利用する人が増えると保険料が上がっていく、こういう仕組みになっておりまして、この仕組みに問題があると私は思いますが、だからといってこの悪い仕組みをそのまま町民に押し付けるということには賛成しかねるものでございます。

この間、年金がだんだんと引下げられまして、また今、年金の引下げが言われておりますが、一方で年金からの天引きは増え、益々高齢者の生活は厳しくなっております。これ以上の負担増は本当に厳しいものでございます。ですから、阿南市や小松島市が行っておりますように、介護保険会計に一般財源を投入して保険料を下げるべきだと思います。また、特に低所得の方には他の自治体が行っている例も上げて提案いたしましたが、町独自の保険料の軽減を行うことこそ求めたいと思います。

これ以上の保険料引上げに反対をするものでございます。

関連して、議案第18号「平成24年度那賀町介護保険事業特別会計予算」、また議案第17号「平成24年度那賀町後期高齢者医療特別会計予算」についても、保険料の引上げ予算となっておりますのでこれにも反対いたします。こういった町の政治姿勢と言いますか、町長の言う「安全・安心の那賀町」を目指すには不十分ということで、「平成24年度那賀町一般会計予算」にも反対をしたいと思います。

それから、陳情第3号の「消費税の増税に反対する請願書について」でございますが、委員長報告では不採択ということなのですが、私は採択すべきと思います。民主党野田政権は、社会保障と税の一体改革と称して消費税を2014年に8%に、2015年に10%に増税しようとしています。10%に引上げられると13.5兆円もの大增税となります。そのうち、社会保障の充実に回るのが、消費税1%分の2.7兆円と政府は言っています。

しかし、一方で年金の引下げや医療費の負担増、介護保険料や利用料の負担増などでちょうど2.7兆円の負担増となり、充実分が吹き飛んでしまいます。更に、中長期的には年金支給開始年齢の引上げで6兆円から7兆円の実質負担増となり、全体的に見れば社会保障も切下げられ、一体改革でなしに一体改悪でございます。このことは、消費税ができて以来、福祉がよくなったという実感がない、むしろ悪くなったというのが実感です。介護の利用や施設への入所も、利用料が高くなってなかなか利用できていないというのが実情ではないかと思います。

これは消費税が社会保障に回らずに、大企業や富裕層の税金引下げに回ったからでございます。その結果、大企業の内部留保（溜め込み金）はこの10年間で90兆円も

増やし、266兆円を超えたと報道されております。また、所得1億円を超えると逆に所得税負担率が下がっているような状況です。

また、消費税は、大企業は商品に上乗せできるために1円も払わなくて済む税金です。一方、中小零細企業にとっては、デフレ化のもと消費税の上乗せは非常に厳しい上に赤字でも払わなければならない、まさに残酷の「酷税」でございます。そして、消費税引上げは日本経済の6割と言われる個人消費を冷え込ませ、経済への大打撃となり、ひいては税収の落ち込みに繋がり、結局経済も財政も悪くなる悪循環に陥るのではないかと思います。

私はこのような消費税引上げではなく、請願にもありますように、まず無駄な大型開発、民主党が選挙前には止めると言っていたハッ場ダムや、自民党政権時代でも凍結されてきた1mに1億円もかかる東京外環道などを復活させるなど、不要不急の大型開発を止めること、大企業や富裕層に対する優遇税制を改め応分の負担を求めること、毎年320億円の政党助成金の廃止や米軍への思いやり予算、軍事費の大幅カットなどをまずやるべきだと思います。

今朝の新聞にもアンケートの結果が載っておりましたが、これだけマスコミの「消費税引上げしかない」といったような大合唱にもかかわらず、消費税増税反対が過半数の56%にもなっております。是非、そういったことで議員の皆様方には、この「消費税の増税に反対する請願書」は採択すべきというように思いますので、御賛同いただきますようよろしくお願いして、反対討論いたします。

○大澤夫左二議長 まず、ただいまの討論に対して、賛成の方の発言ありますか、原案に対して。

○大澤夫左二議長 なければ、その他の発言でも結構です。発言があれば発言してください。

○大澤夫左二議長 発言がありませんので、これで討論を終了いたします。

これより、採決に入ります。

まず、議案第1号「那賀町暴力団排除条例の制定について」採決いたします。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は「原案可決」であります。これを委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、議案第1号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第2号「那賀町役場支所設置条例の一部改正について」採決いたします。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は「原案可決」であります。これを委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、議案第2号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第3号「那賀町乳幼児等医療費の助成に関する条例の全部改正について」採決いたします。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は「原案可決」であります。これを委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、議案第3号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第4号「那賀町介護保険条例の一部改正について」採決いたします。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は「原案可決」であります。これを委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立多数」であります。よって、議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号「那賀町地域優良賃貸住宅条例の一部改正について」採決いたします。

お諮りします。本件に対する各委員長の報告は「原案可決」であります。これを委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号「那賀町営住宅条例の一部改正について」採決いたします。

本件に対する委員長の報告は「原案可決」であります。これを委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号「那賀町代替バス運行に関する条例の一部改正について」採決いたします。

本件に対する委員長の報告は「原案可決」であります。これを委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号「那賀町使用料条例の一部改正について」採決いたします。

本件に対する委員長の報告は「原案可決」であります。これを委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号「那賀町公民館条例の一部改正について」採決いたします。

本件に対する委員長の報告は「原案可決」であります。これを委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号「那賀町図書館条例の一部改正について」採決いたします。

本件に対する委員長の報告は「原案可決」であります。これを委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号「那賀町営残土処理場条例の一部改正について」採決いたします。

本件に対する委員長の報告は「原案可決」であります。これを委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号「平成23年度那賀町一般会計補正予算（第6号）について」採決いたします。

本件に対する各委員長の報告は「原案可決」であります。これを委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号「平成23年度那賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について」採決いたします。

本件に対する委員長の報告は「原案可決」であります。これを委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号「平成24年度那賀町一般会計予算について」採決いたします。

本件に対する委員長の報告は「原案可決」であります。これを委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立多数」であります。よって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号「平成24年度那賀町国民健康保険事業特別会計予算について」採決いたします。

本件に対する委員長の報告は「原案可決」であります。これを委員長報告のとおり

決定することに賛成の方は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、議案第１５号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第１６号「平成２４年度那賀町国民健康保険診療所事業特別会計予算について」採決いたします。

本件に対する委員長の報告は「原案可決」であります。これを委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、議案第１６号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第１７号「平成２４年度那賀町後期高齢者医療特別会計予算について」採決いたします。

本件に対する委員長の報告は「原案可決」であります。これを委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立多数」であります。よって、議案第１７号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第１８号「平成２４年度那賀町介護保険事業特別会計予算について」採決いたします。

本件に対する委員長の報告は「原案可決」であります。これを委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立多数」であります。よって、議案第１８号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第１９号「平成２４年度那賀町簡易水道事業特別会計予算について」採決いたします。

本件に対する委員長の報告は「原案可決」であります。これを委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、議案第１９号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第２０号「平成２４年度那賀町集落排水事業特別会計予算について」採決いたします。

本件に対する委員長の報告は「原案可決」であります。これを委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、議案第２０号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第２１号「平成２４年度那賀町ケーブルテレビ事業特別会計予算につい

て」採決いたします。

本件に対する委員長の報告は「原案可決」であります。これを委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、議案第２１号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第２２号「平成２４年度那賀町財産区事業特別会計予算について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は「原案可決」であります。これを委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、議案第２２号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第２３号「平成２４年度那賀町立上那賀病院事業会計予算について」採決いたします。

本件に対する委員長の報告は「原案可決」であります。これを委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、議案第２３号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第２４号「平成２４年度那賀町工業用水道事業会計予算について」採決いたします。

本件に対する委員長の報告は「原案可決」であります。これを委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、議案第２４号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第２５号「那賀町過疎地域自立促進計画の一部変更について」採決いたします。

本件に対する委員長の報告は「原案可決」であります。これを委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、議案第２５号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第２６号「那賀町総合交流促進施設(もみじ川温泉)の指定管理者の指定について」採決いたします。

本件に対する委員長の報告は「原案可決」であります。これを委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、議案第２６号は委員長報告のと

おり可決されました。

次に、議案第２７号「那賀町総合交流ターミナル施設(四季美谷温泉)の指定管理者の指定について」採決いたします。

本件に対する委員長の報告は「原案可決」であります。これを委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、議案第２７号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第２８号「那賀町グリーン・ツーリズム滞在施設（コテージみやこわすれ）指定管理者の指定について」採決いたします。

本件に対する委員長の報告は「原案可決」であります。これを委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、議案第２８号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第２９号「那賀町森林総合利用施設（相生森林文化公園あいあいランド）の指定管理者の指定について」採決いたします。

本件に対する委員長の報告は「原案可決」であります。これを委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、議案第２９号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第３０号「那賀町驚敷デイサービスセンターの指定管理者の指定について」採決いたします。

本件に対する委員長の報告は「原案可決」であります。これを委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、議案第３０号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第３１号「那賀町相生デイサービスセンターの指定管理者の指定について」採決いたします。

地方自治法第１１７条の規定によって、連記かよ子君の退場を求めます。

〔連記かよ子議員退席、出席議員１５名となる〕

○大澤夫左二議長 本件に対する委員長の報告は「原案可決」であります。これを委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、議案第３１号は委員長報告のとおり可決されました。

連記かよ子君の入場を許可します。

〔連記かよ子議員出席、出席議員１６名となる〕

○大澤夫左二議長 次に、議案第３２号「那賀町木沢デイサービスセンターの指定管理者の指定について」採決いたします。

本件に対する委員長の報告は「原案可決」であります。これを委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、議案第３２号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第３３号「グループホーム平野のどかの里の指定管理者の指定について」採決いたします。

本件に対する委員長の報告は「原案可決」であります。これを委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、議案第３３号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、請願第１号「人権侵害救済機関設置法案に反対する意見書提出についての請願書について」採決します。

この採決は起立によって行います。この請願書に対する委員長の報告は「採択」であります。これを委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立多数」であります。よって、請願第１号は採択することに決定いたしました。

次に、陳情第１号「電気設備工事・管設備工事の分離発注推進について」採決いたします。

この採決は、起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は「不採択」ですが、陳情第１号を採択することに賛成の方の御起立を求めます

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立少数」であります。よって、陳情第１号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第２号「四国地方整備局および各事務所の存続を求める陳情書について」採決いたします。

この採決は、起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は「採択」であります。これを委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立多数」であります。よって、陳情第２号は採択することに決定いたしました。

次に、陳情第３号「消費税の増税に反対する請願書について」採決いたします。

この採決は、起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は「不採択」ですが、陳情第３号を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立少数」であります。よって、陳情第３号は不採択とすること

に決定いたしました。

ここで休憩をいたします。

午前 11 時 18 分 休憩

午前 11 時 27 分 再開

○大澤夫左二議長 会議を再開いたします。

日程第 2、発議第 1 号「四国地方整備局および各事務所の存続を求める意見書について」から、発議第 3 号「那賀川の河川環境の回復に関する意見書について」までを議題といたします。

まず、発議第 1 号「四国地方整備局および各事務所の存続を求める意見書について」を議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

○前耕造議員 議長。

○大澤夫左二議長 前君。

〔前耕造議員、登壇〕

○前耕造議員 発議第 1 号、平成 24 年 3 月 12 日、那賀町議会議長 大澤夫左二殿。

提出者、那賀町議会議員 前耕造。賛成者、那賀町議会議員 久川治次郎。

四国地方整備局および各事務所の存続を求める意見書について。上記議案を別紙のとおり那賀町議会会議規則（平成 17 年那賀町議会規則第 1 号）第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出します。

「四国地方整備局および各事務所の存続を求める意見書（案）。昨年 3 月 11 日の東日本大震災では、『くしの歯作戦』に代表されるように国土交通省東北地方整備局や管内各事務所が復旧・復興にあたる一方、被災地外の地方整備局からも被災地へ応援派遣を行うなど、全ての地方整備局が国土交通本省と一体となってその役割を発揮しており、今回の大震災では、地域における国が果たすべき責任と役割の重要性が改めて明らかになりました。

そして近い将来にも発生する可能性が高いとされる東南海・南海地震では、四国の太平洋側だけでなく瀬戸内側も含め、四国全域に甚大な被害を及ぼすことが想定されています。そのようななか、今国に求められていることは、防災対策などで地方自治体と連携し、住民の生命を守り、安心・安全を確保する責任と役割を発揮することだと考えています。

しかし、政府は国の出先機関廃止を主張し、『アクションプラン～原則廃止に向けて～』が平成 22 年 12 月に閣議決定され、平成 24 年度通常国会では国の出先機関を原則廃止する法案が提出されようとしています。

このような地方分権改革に対して、地震や津波、台風などの大災害から国民の安全・安心が守られないことや地方自治体の財政状況によって社会資本の整備・管理に地域間の格差を生じさせるのではないかと強い危惧を持っています。

特に地震・津波・台風などの大規模な自然災害に対する国としての行政責任を果たすため、地方整備局や各事務所・出張所は存続させるべきです。

よって国におかれましては国民の安全・安心を守るため、次の 3 点について強く要望します。

1. 四国地方整備局及びその事務所、出張所の廃止や地方移譲は行わないこと。
2. 『地方分権(地方主権)』については拙速に結論を出すことを避け、国民生活に対するメリット、デメリットなどの情報を事前に開示し、十分な時間を確保した議論を経た後に結論を出すこと。
3. 防災関連事業予算の確保・拡充を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成24年3月21日、那賀町議会議長 大澤 夫左二。

提出先、衆議院議長 横路孝弘様、参議院議長 平田健二様、内閣総理大臣 野田佳彦様、総務大臣 川端達夫様、国土交通大臣 前田武志様、徳島県知事 飯泉嘉門様。」

以上。

〔前耕造議員、降壇〕

○大澤夫左二議長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

○大澤夫左二議長 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。発言はありますか。

○大澤夫左二議長 「討論なし」と認めます。

これより起立により採決します。発議第1号「四国地方整備局および各事務所の存続を求める意見書について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立多数」であります。よって、本件は可決されました。

次に、発議第2号「『人権侵害救済機関設置法案』国会提出に反対を求める意見書について」議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

○連記かよ子議員 議長。

○大澤夫左二議長 連記かよ子君。

〔連記かよ子議員、登壇〕

○連記かよ子議員 発議第2号、平成24年3月14日、那賀町議会議長 大澤夫左二殿。提出者、那賀町議会議員 連記かよ子。賛成者、那賀町議会議員 吉田 行雄。

「人権侵害救済機関設置法案」国会提出に反対を求める意見書について。上記議案を別紙のとおり那賀町議会会議規則（平成17年那賀町議会規則第1号）第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

「『人権侵害救済機関設置法案』国会提出に反対を求める意見書（案）。現在、法務省は、新たな人権侵害救済機関を設置するとして『人権侵害救済機関設置法案』を今通常国会に提出するとの意向を示している。

地方自治体としても、各地に人権擁護事務も扱う法務局並びに人権擁護委員が配されていることから看過できない。

人権の尊重は、住民生活にも関わる基本的且つ重要な問題であるが、以下の点につき疑義があり、この度の法案提出には賛成できない。

1. 年間発生する約2万件余の人権侵害事件の殆どが、現行の人権擁護制度で解決しています。また、『児童虐待防止法』や『配偶者からの暴力防止法』や『障害者虐待

防止法』など、人権侵害を具体的に取り締まる多くの個別法が存在している今日、新たに『人権侵害』を救済しなければならない法案を作るとは屋上屋を重ねるものであり、法案の必要性は理解し難い。もし、個別法に時代の進展と実情にそぐわない点があれば、個別法の改正で不備を補うべきである。

2. この法案は、平成17年当時、『人権擁護法案』として立法化の動きがあった際、『人権侵害』の定義が曖昧で不明確なことから、表現の自由を侵害し、民主主義を崩壊させかねないとして、多くの識者や議員から批判を受け見送られた経緯がある。

3. 法務省のめざす『人権侵害救済機関』は、国家行政組織法第3条に基づくもの（『3条委員会』）としているが、そもそも『3条委員会』は、内閣の指揮監督を受けない強い権限を持つ独立機関であって、『行政権は、内閣に属する』（憲法65条）や『内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負う』（憲法66条）の規定の観点から、憲法上も相当の理由がない限り安易な設置は認められない。

それにもかかわらず法務省は、人権侵害の定義はじめ詳細を明らかにしないまま、新たな人権救済機関を国の独立機関として強引に設置しようとしており、容認できない。

4. 厳しい財政事情から行政改革が叫ばれ、また東日本大震災の復興に国の予算を傾注しなければならない時期に、国家予算を投じて新たな行政組織を作るとは、時代に逆行するものである。

よって、本議会は、政府、国会、法務省に対し、新たな人権侵害救済機関を設置することに反対の意見を表明するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成24年3月21日、那賀町議会議長 大澤 夫左二。

提出先、衆議院議長 横路孝弘殿、参議院議長 平田健二殿、内閣総理大臣 野田佳彦殿、法務大臣 小川敏夫殿」

以上であります。

〔連記かよ子議員、降壇〕

○大澤夫左二議長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

○大澤夫左二議長 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。発言はありますか。

○大澤夫左二議長 「討論なし」と認めます。

これより起立により採決します。発議第2号「『人権侵害救済機関設置法案』国会提出に反対を求める意見書について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立多数」であります。よって、本件は可決されました。

次に、発議第3号「那賀川の河川環境の回復に関する意見書」について議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

○株田茂議員 議長。

○大澤夫左二議長 株田君。

〔株田茂議員、登壇〕

○株田茂議員 発議第3号、那賀町議会議員 大澤夫左二殿。提出者、那賀町議会議員 株田茂。賛成者、那賀町議会議員 熊原廣幸。

那賀川の河川環境の回復に関する意見書について。上記議案を別紙のとおり那賀町議会会議規則（平成17年那賀町議会規則第1号）第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

「那賀川の河川環境の回復に関する意見書(案)。那賀川は、徳島県南部を四国山脈に沿って東流し紀伊水道に注ぐ、幹線流路延長125km、流域面積は874km²の1級河川であります。那賀川は、流域の本町ほか2市2町の農業や産業など社会・経済・文化の活動基盤として、また、恵まれた自然環境や景観は、漁業、観光、癒しの場として多面的に活用されております。このような那賀川の治水・利水・環境の要となっているのが長安ロダムであります。長安ロダムは、昭和31年に完成した那賀川水系唯一の多目的ダムであり、洪水調節、発電、既得用水の安定化及び河川環境の保全等を目的としております。

しかし、毎年のように発生する洪水や渇水の被害に加え、ダムの堆砂・濁水による河川環境の悪化が大きな課題となっており、那賀川における治水・利水・環境の改善と機能向上は極めて重要となっております。このため、長安ロダムは平成19年度に徳島県から国土交通省の管理となり、現在、治水・利水・環境の機能を向上させるため、大規模なダム改造事業に取り組んでいただいております、深く感謝申し上げます。

さて、この長安ロダムの水は徳島県企業局により水力発電としても活用されておりますが、ダムから下流の日野谷発電所までの間は導水管の中を流れているため、河川には水が無い、いわゆる「減水区間」となっております。既に那賀川上流域では、四国電力の蔭平発電所や広野発電所において、水利権更新時に河川維持流量が復元されたところであり、その際、長安ロダムについても、ダムに流入する河川維持流量と同じ量が、ダム下流の支川 古屋谷川から放流されております。

しかし、この流量は長安ロダムの流域面積の大きさを考慮すると相当少なく、河川の景観、水質、生態系等にとって、決して十分とはいえない状況であります。特に、那賀川の自慢である鮎や鰻などの魚類が遡上する夏場の流量は不足していることから、地元民は減水区間の流量が増え、豊かな河川環境が回復することを長年にわたり待ち望んでおります。

平成24年3月、日野谷発電所は30年ぶりに水利権の更新を迎えることになりましたので、この機会に長安ロダム下流の減水区間における河川流量を増量することを強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出します。平成24年3月21日、那賀町議会議員 大澤 夫左二。

提出先、国土交通大臣殿、四国地方整備局長殿、徳島県知事殿、徳島県企業局長殿。」

以上であります。

〔株田茂議員、降壇〕

○大澤夫左二議長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

○大澤夫左二議長 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。発言ありますか。

○大澤夫左二議長 「討論なし」と認めます。

これより起立により採決します。発議第3号「那賀川の河川環境の回復に関する意見書について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、本件は可決されました。

小休をいたします。

午前11時44分 休憩

午前11時45分 再開

○大澤夫左二議長 再開いたします。

日程第3、「議員派遣について」議題といたします。

お諮りします。本件については、会議規則第117条の規定によって、お手元に配布のとおり議員を派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○大澤夫左二議長 「異議なし」と認めます。したがって、お手元に配布のとおり議員を派遣することに決定しました。

日程第4、閉会中の継続調査について議題といたします。

お諮りします。お手元に配布のとおり、各常任委員会・議会運営委員会の各委員長から閉会中の継続調査の申出があります。

本件は、これを各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○大澤夫左二議長 「異議なし」と認めます。よって、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上をもって、今期定例会の会議に付議されました事件は全て議了いたしました。

ここで坂口町長から挨拶がございます。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 平成24年3月那賀町議会定例会、3月6日に開会し本日21日までの16日間、議案33件、請願・陳情4件、慎重審議御審議をいただき、全案件御承認を賜りましたこと、厚く御礼を申し上げます。

なお、執行にあたっては、いろいろと御意見・御提言をいただきました件につきまして、慎重に対応をして参りたいと思っております。特に、本庁舎の改築の件につきましては、平成23年度で現在設計委託14,647,500円で剛建築設計事務所と委託契約を締結し、この工期が3月25日ということでほとんど最終の段階に入っております。この件につきまして、御提言をいただきました、新築、それよりも高い積算と、そうわれるといった点があるとの御指摘もございました。そういったことで、早急に来週早々になろうかと思っております。今の予定は23日を予定いたしております。その日に設計業者と十分その内容を協議・検討いたしまして、変更するかどうかについても協議を

して参りたいと思います。

その結果につきましては、皆さん方に大変御足労をおかけしますが、4月の早い段階で全員協議会を開催をさせていただき、そこで十分設計業者さんの御意見、それらもお聞きいただき、方向性を定めて参りたいと思っております。

ただ、やはり先ほども申し上げましたように、平成23年10月28日に契約をし、10月29日から3月25日の工期ということで現在進めておりますこの委託契約、これにつきましてはのそういった変更という形で新築となりますと、現在契約しております金額から、使える分、この議会棟を含めてでございますが、この部分の改築についてはそのままその設計どおりいけると思いますが、残り、3割として、あとの7割ぐらい、7割の分10百万円余っての分については、これは業者には支払いをしなければならないということになると思いますので、その点も含めて十分皆さん方と御協議をさせていただきたいと思っております。

できるだけ、平成24年度に計画をいたして予算計上いたしておりますし、またその執行についても一応御承認いただいたということでございますが、やはり状況によりましては、現在の御承認いただいている分については監理の委託料ということで御承認をいただいておりますので、新たに新築となりますと設計委託ということになるかと思えます。その関係で予算の変更、それらについては全員協議会も含めて御協議をさせていただき、急を要する場合は専決での変更あるいは改めて補正予算と、変更予算ということで御承認を賜るよう、臨時議会等も併せてお願いをすることになるかも分かりませんが、そういったことで御理解を賜りたいと思っております。

それから、森林管理受託センターの準備室の件につきましては、やはりいろいろとこれについては、我々としても現段階においても小規模な事業体に対する対応とか、それらも含めて課題がかなり出ております。これらをどう解決していくかということが、この平成24年度の準備室でこれについても慎重に協議をして参り、そして平成25年度に本格的なセンターを設立できるよう鋭意努力をして参りたいと思っております。

それから、次に山の家・ファガスについての委託の件に関しましては、これについては公募も含めて今準備を進めておりますので、できるだけ公募をして参りたいと思っております。ただ、公募に応募してくれる方があるかどうかについてはまたこれも分かりませんが、一応その方向で進めるよう今担当課と準備を進めております。

それから、やはり一番、介護保険も含めてでございますが、国民健康保険・後期高齢者医療、これらについては社会保障と税の一体改革の中で関連法案がどうなるかということも含めて町としても対応をして参りたいと思っておりますが、高齢者の対策また子ども手当を含めた子育て支援、これらにつきましてはやはり国の制度、そういったものもありますが、町独自としての制度もかなりございます。それらとの関連もあろうかと思えます。制度の見直し、国の法律の見直し等、それらによって町としても既定の、既定と言いますか町独自で行っている部分について、それも廃止あるいはまた新たな施策で対応するというようなことにもなろうかと思えます。

特に、子育て支援関係におきましては、御承知のとおり御承認になりました教育費、総額におきましても本年度でも6億92百万円、昨年度からしますと10百万円近く総額で増えておりますが、そのうちの6億円という財源が町の一般財源ということになっ

ております。やはりそういったことで、町としてもこの教育関係の幼稚園・小学校・中学校、また那賀高校と、これらに対する支援ということについては、隣接町村とまた違ったそれぞれ町としての対応をしておりますので、そういったことも含めてそれぞれの支援策については国・県の制度とまた併せて十分検討をして参りたいと思っております。

特に先ほど、重ねて申し上げますが、本庁舎の耐震改修については、単独事業ではありますが、できるだけ早期に着工をして参りたいと思っておりますので、先ほど申し上げましたように、来月早々また御無理をお願いする事があろうと思いますが、どうかその点よろしくお願いを申し上げまして、今議会の１６日間にわたる皆さん方の御協議・御審議いただき御承認を賜りましたこと、重ねて御礼を申し上げまして御礼の御挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○大澤夫左二議長 閉会にあたりまして、議長より一言御挨拶を申し上げます。

今期定例会は、去る３月６日に開会以来本日までの１６日間、議員各位の熱心な御審議を賜り、ここに閉会を迎えることになりました。これもひとえに各位の御精進の賜物であり、心より敬意と感謝の意を表する次第であります。

また、会期中には協議会において、今後の議員としての民主的改革等を踏まえたことをやっていこうというようなことも議論されました。そして今議会より委員会審議も一層活発な審議を行うルールを試行され、議論を深められたことであります。６月議会までには多くの行事日程がございますが、議員各位におかれましては進んで参加等されまして多くの情報をつかみ、議会活動・議員活動に一層活かされますよう御期待を申し上げます。

これをもって、平成２４年３月那賀町議会定例会を閉会いたします。大変御苦勞でございました。

午前１１時５６分 閉会

(地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定による署名)

議 長 _____

署 名 議 員 _____

署 名 議 員 _____